

令和3年度 第2回たつの市行財政改革推進委員会 次第

日時 令和4年3月23日（水）

午前10時から

会場 たつの市役所

新館2階 202・203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 第1回たつの市行財政改革推進委員会委員意見に係る取組状況について

・・・【資料1】

(2) 令和3年度の行財政改革の取組状況及び令和4年度の当初予算の概要について

・・・【資料2】【参考資料】

(3) 行政改革大綱（令和4年度～令和8年度）について

・・・【資料3】

(4) 行財政改革推進実施計画案（令和4年度～令和8年度）について

・・・【資料4】

(5) 公共施設等総合管理計画及び公共建築物再編実施計画の改定について

・・・【資料5】【資料6】

4 閉 会

令和3年度 第2回たつの市行財政改革推進委員会 委員名簿

と き：令和4年3月23日（水） 午前10時から

ところ：たつの市役所新館2階 202・203会議室

（敬称略・五十音順）

委員氏名	所属	役職
あほし こうすけ 網干 晃介	たつの市商工会	青年部副部長
ありもと じゅん 有元 純	公募委員	
いけもと ちあき 池本 千晃	公募委員	
○きた あつこ 喜多 敦子	たつの市教育委員会	委員
せがわ とおる 瀬川 徹	龍野商工会議所	監事
◎とくなが こうぞう 徳永 耕造	たつの市連合自治会	会長
なおえ じゅん 直江 純	たつの市記者クラブ	幹事（神戸新聞社）
はたやま たかかず 畑山 剛一	たつの市議会	副議長
みやけ たかてる 三宅 崇輝	龍野青年会議所	理事長
よこた きょうご 横田 京悟	たつの市社会福祉協議会	会長

◎は会長、○は副会長

《事務局》

田中 徳光	企画財政部長	
家氏 孝幸	企画財政部参事兼企画課長	
浜松 悠輔	企画財政部企画課係長	
阪梨 友紀	企画財政部企画課主査	
古本 寛	企画財政部契約課長	
黒田 一司	企画財政部契約課主幹	

令和3年度 第1回たつの市行財政改革推進委員会の委員意見に対する取組方針について

委員意見及び担当課一覧

項番	内容	担当課
1	職員採用の検討状況、採用方針について	総務課
2	電子申請の改善について	情報推進課
3	ホームページ上の電子申請の利用実績について	情報推進課
4	税金未納者の個人情報の利用について	情報推進課、地域福祉課、 地域包括支援課
5	前処理場処理費用の削減について	商工振興課、下水道管理課、 下水道施設課
6	水道管更新の計画及び経営健全化の取組について	上水道課
7	モバイル決済におけるセキュリティ対策について	会計課、情報推進課
8	マイナンバーカードの普及、利用促進の取組について	市民課、情報推進課
9	指定管理者制度における指定管理者の収益について	契約課
10	市政情報の発信の内容及び方法について	広報秘書課
11	子育て施設に対する投資について	児童福祉課

1. 職員採用の検討状況、採用方針について

委員意見	経験者枠で採用年齢を40歳まで採用しているとのことだが、非常に20代の職員が少ないので、将来的に分布が逆三角形になる可能性がある。職員数を現状維持する中で難しいと思うが、若い世代の採用にも力を入れていく必要があるのではないか。
担当課	総務課

【回答】

人口減少、少子化等により、各自治体は、より優秀な人材を確保するため、幅広い視点での職員の採用が求められています。

本市においても、平成28年度採用から若い世代の枠を中心としつつ民間企業等の経験者枠を設け、民間企業等で培われた幅広い知識・経験を生かし、即戦力となり得る人材の確保に努めてきました。採用年齢については、職種ごとに職員の年齢構成バランスや応募者数の少ない職種などを考慮し、毎年度、職員採用計画を策定し決定しています。

なお、令和3年度採用試験の実施状況については、以下のとおりです。

【令和3年度実施(R4.4.1採用) 職員採用試験実施状況】

職種	申込者数	採用者数
事務職(A) (専門試験あり)	6	-
事務職(B) (専門試験なし)	22	7
技術職(土木)※大卒	1	-
技術職(土木) (民間企業等職務経験者)	1	-
保育教諭	10	5
事務職(ファミリー・Uターン者)	6	-
事務職 (民間企業等職務経験者)	32	3
保健師	1	1
技術職(土木) ※高卒	7	2
保育教諭(経験者)	4	2
技能労務職(水道業務経験者)	4	1

2. 電子申請の改善について

委員意見	電子申請について、住民票の写しの交付等、市役所に来庁しなくても手続きが終わるようになれば、利用してみたいと思う方が増えるのではないかと。
担当課	情報推進課

【回答】

1 オンライン化の取組について

行政手続のオンライン化については、事務電算化計画検討委員会を中心に全庁的な検討を実施し、オンライン化可能とされた1,130件の手続については、担当課と情報推進課が協力して随時オンライン化を進めていくこととします。

オンライン申請時の本人確認については、マイナンバーカードのICチップに格納された公的個人認証による電子署名（たつの市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第4条第2項）が必要であり、現在、本市で利用できる電子申請システム（ぴったりサービス、兵庫県電子申請共同運営システム）で利用可能なため、併せて推進していきます。

なお、国ではマイナンバーカードのスマートフォンへの搭載を進めており、令和4年度中に実現されることから、スマートフォンで電子申請を行えば、マイナンバーカードを読み込むことなく本人確認ができるため、より簡単でスムーズな電子申請が可能となります。

2 決済方法について

手数料の決済については、兵庫県電子申請共同運営システムのオプション機能として追加料金を支払う必要があり、各課で行政手続のオンライン化を進めていく中で、要望等が多ければ、オプション設定による追加料金又は別の電子申請システムの導入費用などとも比較し、機能の追加を検討していきます。

3 オンライン化のメリットについて

窓口申請と併せて、オンライン申請も可能とすることで、申請者全てを窓口に出向させるのではなく、役所に出向かなくても手続きができる選択肢を増やすことで、市民の利便性向上が図れます。

また、令和4年度には、子育て・介護関係の26手続について、マイナポータルから申請されたデータを、特定通信を通してシステムに取り込み、申請データを格納する機能の構築や既存住基システム等の改修を行うことで、申請内容をシステムに自動入力するなど、事務の簡素化・効率化を一層推進します。

3. ホームページ上の電子申請の利用実績について

委員意見	ホームページの電子申請の利用実績について、16種類の申請以外の利用実績が多くを占めているのであれば、事実誤認を招く必要があるのではないか。16種類の申請以外に使用されている旨を追記すべきではないか。
担当課	情報推進課

【回答】

ホームページの電子申請利用実績の記載方法を16種類の申請利用状況とそれ以外の利用状況に分けて掲載しました。

<https://www.city.tatsuno.lg.jp/jouhousuishin/denshishinsei.html>

■ 上記電子申請利用状況 (16種類の申請)



年度	件数
令和2年度	5件
令和元年度	3件
平成30年度	2件

本市では、上記電子申請以外にも、様々な業務で電子申請を活用しています。

■ 各種申込受付・アンケート調査等

年度	件数
令和2年度	4,748件
令和元年度	1,279件
平成30年度	1,219件

4. 税金未納者の個人情報の利用について

委員意見	税金の滞納者への対応について、縦割りではなく組織横断的に情報共有し、税金を払えない人の事情を踏まえ、将来的に払えるようにする取組ができないか。
担当課	情報推進課、地域福祉課、地域包括支援課

【回答】

1 生活困窮者の自立支援に係る情報の共有について

平成 28 年度に、市長（地域包括支援課）から本市行政不服審査会会長へ「ふくし総合相談窓口を開設するに当たり、保有個人情報を利用目的以外に利用及び提供をすること」について諮問しています。本事案について、当該事業を実施する上で、課題に関係する課がそれぞれ保有する個人情報を持ち寄って情報を共有することは、課題解決のためには必要不可欠であると考えられ、また、本市が最良の解決策を迅速に講じることができる横断的な組織を設置することは、住民の福祉増進のために必要であると判断されたことから、保有個人情報を利用目的以外に利用することは、社会通念上も合理的理由があり「公益上特に必要がある。」と認められるとして答申されており、組織横断的な情報共有については、本人同意が前提の上、関係部署が滞納者の必要な支援を行うこととしています。ただし、命の危険がある場合には、危機介入を行う場合もありますが、現在はそういった事例はありません。

2 自立支援への取組について

生活困窮者の自立支援については、地域福祉課が実施する生活保護法、生活困窮自立支援法の適用があり、相談支援、就労支援及び住居確保給付金の支給を行い、支援後、自立できない世帯においては、生活保護を適用しています。

また、地域包括支援課においては、ふくし総合相談窓口を設置しており、相談内容が複合化・複雑化した課題等に起因する場合には、当該要因をアセスメントした上で解決に向けた支援制度を有する担当課に繋ぐといったコーディネートを行い、連携しながら支援を行っています。

現在、国において「重層的支援体制整備事業」に係る取組みを行っており、「多機関協働による支援」の構築に向け、本市においても各課との協議・調整を進めているところです。

支援体制が構築され、機能すれば生活困窮者の自立支援に寄与するものと考えています。

5. 前処理場処理費用の削減について

委員意見	兵庫県では川西市の皮革事業者が姫路市、たつの市に集約された経緯があるが、今後、たつの市内でも空き工場等を利用して事業所を一か所にまとめることで前処理費用等の削減につなげることができるのではないか。 市として今後の取組についてどのように考えているか。
担当課	商工振興課、下水道管理課、下水道施設課

【回答】

1 皮革工場の集約化について

皮革工場の集約化については、川西市の手法であれば移転・営業補償や施設の撤去費用及び不要となった下水道施設（前処理場・ポンプ場・管渠）の撤去、それに伴う移転補償・営業補償など、多額の事業費が想定されるため、市主導での実施は困難であり、各組合主導で取り組むべきと考え
ています。その他、関係者の合意形成や跡地利用等もあり、現時点では検討しておりません。

2 経費削減対策の検討状況について

これまでの経費削減対策として、集約化と同様の趣旨から前処理場施設統合化事業を実施し、平成15年度から汚泥処理を松原前処理場にて一括処理することにより、維持管理費等の削減を図りました。

県に対しては、維持管理費の大部分を占める兵庫西流域下水汚泥処理事業及び揖保川流域下水道事業において、運転管理の見直しによる経費削減の要望を行っています。終末処理経費を削減するため、各皮革組合とは有収率の向上について定期的に協議を行うとともに、皮革事業者の協力のもと雨水分離事業を展開し不明水の削減に努めております。

また、経費削減はもちろんのこと、国・県に対しては財政支援の継続及び拡充について、強く要望活動を行っていきます。

今後も引き続きこれらの取組みを継続し、さらなる経費削減に努めていきます。

6. 水道管更新の計画及び経営健全化の取組について

委員意見	<p>水道管の老朽化が進み、漏水等もあり、市内全域の更新が必要になってきていると考えている。</p> <p>市内全域となると家が点在する地域では、各家庭まで水道管を引く必要もあり、水道管更新には莫大な費用が掛かるが、壊れたところを少しずつ直してはきりが無いと思う。全域更新を年度ごとに計画的に進めるための事業実施はできているか。</p>
担当課	上水道課
<p>【回答】</p> <p>水道管の更新については、管路管理システムにより水道施設の現状確認を行い、水道施設の修繕、更新、耐震化等を長期的視野に立って更新需要を把握した上で財源を考慮し、計画的に進めています。<u>水道施設の更新について令和3～4年度にかけて作成予定であり、今後はAIによる管路診断実施も予定し計画的に更新していきます。</u></p>	

7. モバイル決済におけるセキュリティ対策について

委員意見	<p>IT 化やクラウドサービスが進んでいる一方でセキュリティ対策が取り残されていると思う。責任の所在は明確になっているか。PayPay、LINEPay 等のモバイル決済は便利だが、情報漏洩等の問題が起きているため、クレジットカードの方が信用できると思っている。</p> <p>コロナ禍でお金を触らないのは良いことだと思うので、キャッシュレスを推進するのであれば、iD やクレジットカードのタッチ式支払方法の導入を検討してはどうか。</p>
担当課	会計課、情報推進課

【回答】

1 情報漏洩発生時に対する対応について

窓口における各種証明書の発行手数料や施設の使用料などをスマホで支払うモバイル決済については、令和2年6月1日から PayPay 及び LINEPay（令和3年8月に PayPay と統合）で支払いを可能としています。

本市が PayPay 株式会社から取得する情報の中には、個人を特定するものは含まれていませんが、契約時には、決済事業者から情報漏洩が起こる可能性を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守する内容を盛り込むことを必須とし、委託元及び委託先の責任の明確化、再委託に関する事項等を確認した上で契約締結することとしています。

PayPay 株式会社においても情報漏洩を防ぐためのセキュリティ対策が行われていますが (PayPay 株式会社ホームページ参照 (paypay.ne.jp/safe/))、万が一情報漏洩が発生し、本市のモバイル決済の利用継続に支障が出ると判断した場合には、使用を停止する等の措置を行います。

2 タッチ式支払方法の導入検討状況について

クレジットカード等でのタッチ式支払方法を可能にするためには、高額なシステムレジかマルチ決済端末（端末費用やランニングコスト）が必要となることから、今後、キャッシュレス決済の需要が高まり、費用対効果が得られるようであれば導入について検討していきたいと考えています。

現在は、利用者が窓口に設置された PayPay 及び LINEPay の QR コードを読み込む方式としており、機器を不要とすることで、ランニングコストは不要で、決済手数料は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までは1.00%、令和4年4月1日からは1.50%（消費税別）となっています。

【マルチ決済端末参考】

- 1 端末導入費・ランニングコスト（決済サービス事業者、サービス内容により異なる）
 - 買取の場合 20,000 円～50,000 円／台
 - レンタルの場合 月 1,000 円～2,000 円／台
- 2 決済手数料
 - 3%前後（決済サービス事業者により異なる）

8. マイナンバーカードの普及、利用促進の取組について

委員意見	市民はマイナンバーカードの安全性をまだ信用していない部分があり、安全性が市民に定着していないと思う。強制的に実施していかないと定着しないのではないか。
担当課	市民課、情報推進課

【回答】

1 マイナンバーカードの安全性について

国は、マイナンバーカードの安全性のポイントとして、次のとおり示しています。

① 落としても使うことができない

- ・顔写真入りのため対面での悪用は困難
- ・オンラインで使用するためには本人しか知らない暗証番号が必要
- ・不正に情報を読み出そうとすると IC チップが壊れる仕組み

② IC チップにはプライバシー性の高い個人情報が入っていない

- ・税や年金などの情報は各行政機関において分散して管理

③ 24 時間 365 日体制で一時利用停止を受付

本市においては、マイナンバーカード交付時に、紛失した際の連絡先やパスワードの管理など、マイナンバーカードの厳重な取り扱いについて記した用紙を手渡し、注意喚起を行っています。

2 マイナンバーカード普及の取組について

令和元年 10 月に制定された「たつの市マイナンバーカード交付円滑化計画」に則り、令和 4 年度末までにマイナンバーカード交付率 100%を目指しています。

現在、職場や自治会を含む団体への出張申請、出前講座の活用や期日前投票所利用者に対しても申請案内等を実施することで、マイナンバーカードの普及、利用促進に努めています。また、国が実施している最大 20,000 円相当のポイントが取得できる「マイナポイント第 2 弾」の広報や取得する際の市民のサポートを行っています。

3 マイナンバーカードの利用促進について

国は、令和 3 年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用、令和 4 年度中にスマートフォンにマイナンバーカード機能を搭載、令和 6 年度には運転免許証との一体化、公的個人認証による基本 4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）の民間利用、転出届の簡素化など、マイナンバーカードの利活用を促進しています。

本市においても、全国のコンビニエンスストア等に設置してある証明書発行機で、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、所得証明書が取得できる証明書コンビニ交付サービスや本庁・各総合支所に証明書発行機の設置、印鑑登録証としての活用、令和 3 年 10 月からは図書館カードとしても利用できるようシステム改修を行いました。

なお、本市は、県内におけるマイナンバーカードの多目的利用の導入状況において、コンビニ交付サービス、印鑑登録証、図書館カード、証明書自動交付機設置をいち早く導入しています。

9. 指定管理者制度における指定管理者の収益について

委員意見	効果的な官民連携の推進について、指定管理者制度において、企業努力によって利益が上がる場合には、指定管理者の利益になるような方法の検討ができないか。
担当課	契約課

【回答】

指定管理施設は一般的に、公の施設の効率的な管理運営を行うことを目的としており、指定管理者の企業努力により、低いコストで質の高いサービスを確保できるのであれば、企業努力に対するインセンティブとして利潤を得ることが認められています。

ただし、非公募施設については、施設の役割や実情を勘案し、公募によらない公共的団体等を指定管理者として選定しており、管理運営経費の大部分を市からの指定管理料で賄っています。

こうしたことから、公の施設の効率的な管理運営が図られた上で、利潤が得られる施設であれば、指定管理者審査委員会による審議を受け、非公募施設ではなく公募施設として取扱う旨の決定を受ける必要があります。

10. 市政情報の発信の内容及び方法について

委員意見	<p>「SNS等を活用した市政情報の発信」について、若い世代に情報を届けたいということだが、市はどのような情報を届けたいのか、また若い世代はどのような情報を必要としているのか。</p> <p>また、どのような媒体で情報が届くことを望んでいるかをヒアリングすることや、若い世代を対象としたワークショップを開催し、市のWEBサイトがこんな風になったら良い等、広く市民から意見を聞く形でWEBサイトやSNSを運用していただきたいと思うので、検討していただけないか。</p>
担当課	広報秘書課

【回答】

1 若い世代への情報発信について

若い世代への情報発信は、若年層の利用率が高いSNSを活用し、市の魅力やイベント、新たな施策及び子育て施策等の情報を画像や映像でお届けするように努めています。SNSを活用し、市政情報等を発信することで、より多くの若い世代の方に市政を身近に感じてもらい、まちづくりに積極的に参加してみようという気運を醸成していきたいと考えています。

2 情報収集の取組

若い世代の意見を聞く機会としては、たつの市の住みよいまちづくりについて研究されている神戸親和女子大学の学生の皆さんとの意見交換会を実施し、SNSや広報誌を通して、若い世代に効果的に情報を発信する方法等について意見を伺っています。今後も引き続き、若い世代の意見を直接伺える機会を設け、SNS等を活用した情報発信の方法を研究していきたいと考えています。

11. 子育て施設に対する投資について	
委員意見	少子化が大きな課題となってきた中で、子育て広場等の地域に根ざした形で幅広く参加できるものも大切だと思うが、姫路市のこどもの館のような、たつの市流のこどもの城のようなものが必要になってくるのではないかな。
担当課	児童福祉課
<p>【回答】</p> <p>本市では、子育て支援施設として龍野・新宮・揖保川・御津子育てつどいの広場、中央児童館を開設し、親子が自由に遊び、交流する場を提供するとともに、グループ活動、子育て相談、情報提供等を行っています。</p> <p><u>地域の身近なところに施設を設置することで、親子がいつでも気軽に遊びに来られるようにし、行事やグループ活動を通して同じ地域に住む親子同士を繋げたり、子育ての悩み相談を聞いて不安解消や関係機関の案内等を行ったりし、子育て世帯を支援しています。</u></p>	

令和 3 年度の行財政改革の取組状況について

1. 地方独立行政法人たつの市民病院機構の経営状況

たつの市民病院では、今後急速な高齢化の影響等から予想される医療環境の変化に対し、安定的な病院運営を確保するため、令和 2 年 4 月から病院運営の自由度が増すことができる「地方独立行政法人」へ経営形態を変更し、地域住民や患者に提供する医療サービス向上と病院経営改善を図り、安定的な病院運営の確立を目指しています。

(1) 経営状況（令和 3 年 4～12 月）

- 経常収支 +143,797 千円（前年同期比 +42,419 千円）
 経常収支比率 108.6%（令和 3 事業年度目標値 101.3%）
 （令和 2 年度実績 106.3%）
- 医業収支 △9,336 千円（前年同期比 +27,832 千円）
 医業収支比率 99.4%（令和 3 事業年度目標値 91.5%）
 （令和 2 年度実績 89.9%）

(2) 令和 3 年度の経営の特徴

- ・昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応をはじめとした、市民に必要な医療を提供。
- ・新型コロナウイルス感染症の入院患者受入れ、PCR 検査等による収益の増加。
- ・地域医療の充実の一翼を担うとともに、コロナ禍における積極的な救急受入れによる安定的な救急医療を推進。

- 救急受入率 86.6%（令和 3 年度目標 82%）
- 救急患者入院受入 317 人（令和 3 年度目標 350 人）※見込み 380 人

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する対応

- 発熱等診療・検査医療機関 [(帰国者・接触者外来を含む。)]
 - ・ PCR 検査 5,981 件（前年度 2,280 件）
 - ・ 抗原定量検査 1,464 件（前年度 564 件）
 - ・ 抗原定性検査 262 件（前年度 150 件）
- 受診・相談センター
 - ・ 相談件数 約 2,500 件（前年度 約 180 件）
- 入院協力医療機関
 - ・ 入院受入れ患者 103 名（前年度 28 名）

2. 電子自治体の推進

(1) スマート自治体推進事業

総務省の補助制度を利用し、外部の専門講師を招へいして研修を実施し、各部署が提案したデジタル化の導入で改善できる業務について検討し、来年度の事業につなげる取組を行いました。

- 講師 地域情報化アドバイザー 関 治之 氏
(一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事、内閣官房 IT 室 CIO 補佐官、東京都 DX フェロー、神戸市チーフ・イノベーション・オフィサー ほか)

① スマート自治体推進研修 (実施日：令和3年7月7日)

少子高齢化・人口減少により今後予想される経営資源の制約に対して、行政のデジタル化による効率化が求められていることから、職員のデジタル化に対する改革意識の醸成とデジタルを利用した市民サービスについて学ぶ研修を実施しました。

●研修内容

- ・午前の部 (管理職向け) 課長以上の職員 33名参加
「スマート自治体とは何か」をテーマに、デジタル前提でサービスの在り方の変革にチャレンジする環境作りや、チャレンジの中から課題を見つけていくこと等、管理職として求められていることについて講義していただきました。(播磨科学公園都市定住自立圏の職員も参加)
- ・午後の部 (担当者向け) 上記以外の職員 34名参加
「スマート自治体を推進するためあるべき姿とは？」をグループごとに話し合い、デジタルの活用に限らず意見を出し合いました。

<職員からの提案・意見 一部抜粋>

- ・手続きに悩まない迷わない窓口手続き
- ・似た業務の部署統一化 (出産、子育て、教育/介護相談、介護保険等)
- ・一つの手続きで多くの申請に対応できるサービス
- ・書類を書かない、待ち時間、手間が少ない市民サービス
- ・本当に必要なルール、手続きなのかを考える
- ・事務、書類の簡略化、デジタル化、エクセルマクロ化など
- ・申請・決済の完全電子化 (ペーパーレス)
- ・気軽にコミュニケーションがとれる職場
- ・リモートワークのための勤務管理の仕組み、環境づくり
- ・庶務の民間委託



② 地域情報化アドバイザーによる助言支援 (実施日：令和3年10月12日)

7月のスマート自治体推進研修を踏まえ、デジタルを活用した業務改善案及び新しいサービスについて各課から次年度に向けた業務提案してもらい、地域情報化アドバイザーに主要な提案について助言を受け、次年度の新規事業につなげました。

- 各課からの提案数 55案 (22課)

■令和4年度の取組 【参考資料】 P 1 1 (市民の利便性を図るデジタル化事業、
庁内の事務の効率化を図るデジタル化事業)

(2) 新型コロナワクチンの予約完了通知作成作業をRPA※「WinActor」で自動化

※RPA: Robotic Process Automation の略称で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

令和3年5月から65歳以上を対象としたワクチン接種の予約では、電話とWebで受け付け、確実に接種してもらうために書面で「予約完了通知」を送りました。RPAで予約受付データと住民基本台帳のデータを突合・照合し、送付文書を作成するまでの作業を自動化することで、業務の負担を軽減するとともに、ミスやトラブルもなくワクチン接種を実施することができました。

●65歳以上の対象者 約23,000人

(3) 移住・定住 AI チャットボットの導入

令和3年10月から、移住・定住のお問い合わせに対する利便性向上等を目的に、AIを活用したチャットボットシステムを導入しました。24時間365日の対応が可能のため、閉庁している夜間や休日にアクセスがあることから、一定の効果がみられています。今後は利用者の利便性や業務改善の効果を検証し、他の分野でのAIチャットボット利用についても検討していきます。

●利用者数 1,049人 (R4.2末現在)

<多かった質問>

- ・移住時の住宅支援について
- ・市営住宅について
- ・空き家バンクについて
- ・イベント情報について など



移住・定住
AI チャットボット

(4) 行政手続きのオンライン申請化の推進

令和3年4月に押印廃止とした行政手続きについて、市民サービスの向上及び業務改善のため、申請件数が多く優先度の高い手続きから順次オンライン化を進める方針を決め、取り組んでいます。

●活用する電子申請システム

- ・ぴったりサービス (マイナポータルの手続の検索・電子申請)
- ・兵庫電子申請共同運営システム

※その他の電子申請システムについては利便性等を考慮し、今後検討します。



ぴったりサービス



兵庫県電子申請
共同運営システム

<ぴったりサービスとは>

- ・国の構築した電子申請システムで、費用負担なしで利用が出来る。
- ・住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続きについては、標準様式が事前登録されており、変更が不要な場合はフォームを作成せずそのまま公開することが出来る。
- ・標準様式で公開した場合は、内閣府とヤフー株式会社が連携した「Yahoo!くらしのサイト」と自動的に連携され、広報を意識することなく市民に周知出来るなど、非常に利便性が高い。

<兵庫県電子申請共同運営システムとは> (16手続き登録済み)

- ・ぴったりサービスでは公開することが出来ない市独自の制度に利用する申請フォームを作成できる。
- ・自由度の高い申請フォームを作成できる汎用申請と、非常に簡単に申請フォームを作成できる簡易申請があり、目的に応じて選択が可能。

(5) 契約事務の電子化に向けた検討

電子契約は、インターネットで提供されるサービスを利用して契約手続を行うもので、契約事務（契約書の受け渡し等）に係る事業者等の来庁機会の削減のほか、経費負担（移動費用・印紙代等）の軽減を図ることができるため、令和4年度から電子契約の導入を予定しています。

<電子契約とは>

インターネットで提供されるサービスを利用してクラウド上に市がアップロードした契約書に事業者と市の双方が電子署名することで契約締結となる。（電子契約では契約書への押印は不要。）

(6) マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードでの証明書等のコンビニ交付の推進

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及については、国が目指す取得率100%に向けて、休日開庁による対応（要予約）や専用窓口の設置、出張申請や啓発活動を実施しました。

本庁及び各総合支所、コンビニで利用できる、証明書のコンビニ交付については、住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明、各種税証明の交付が可能でしたが、令和4年度からは戸籍謄本等の取得にも対応するとともに、マイナンバーの利便性を周知し、マイナンバーカード普及率の向上に取り組み、市民サービスの質向上を目指します。

●マイナンバーカード交付率 45.1%（R4.2末時点）

●コンビニ交付の申請数 13,123件（R4.2末時点）

※コンビニ交付の利用率R2年度：5.9%、R3年度：20.3%（R4.2月末時点）

(7) マイナンバーカードの図書貸出券機能の付与

令和3年10月からマイナンバーカードに図書貸券機能を付与し、マイナンバーカードで本を借りることができるようになりました。

播磨圏域連携中枢都市圏の連携事業として、図書館の相互利用を実施していますが、そのうち、姫路市をはじめとした5市2町（姫路市、福崎町、神河町、赤穂市、相生市、たつの市、加西市）でマイナンバーカードへの図書貸券機能の共通利用が可能で、各市町の図書貸出カードを持ち歩かなくてよくなります。（共通利用する場合は、希望する市町の図書館窓口で登録が必要です。）

●図書貸出券機能の登録者数 61名（R4.2.10現在）



図書館マイナンバーカード
利用のチラシ

(8) マイナンバーカードの健康保険証利用

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました（利用するには、事前の登録が必要です）。たつの市民病院では、10月20日から運用開始しています。

●たつの市内の参加医療機関・薬局（R4.3.6現在）

医科：7、 歯科：1、 薬局：7



マイナンバーカードの
保険証利用

(9) 保育・教育現場での出席管理システム等の試験的運用

●小宅南こども園での出欠管理システムの試験的運用

紙で管理していた園児の出欠管理や園児・保護者情報の管理等が可能なシステムを小宅南こども園で試験的に運用しました。令和4年度も試験的運用を継続し、現場での保育・教育に集中できる環境づくりへの効果を検証します。

●市内小学校での欠席確認アプリの試験的運用

児童の欠席連絡は、近所のお友達に連絡帳を渡して担任の先生に伝えてもらう方法や、電話による方法でしたが、コロナ禍における非対面で連絡方法の実証実験を行うため、スマホ等から欠席連絡が可能なアプリを試験的に運用しました。

欠席連絡だけでなく、児童の体温入力や学校から保護者へのプッシュ通知が可能であり、利便性が高いことから令和4年度から本格導入を予定しています。

3. 国民宿舎赤とんぼ荘の利活用

令和3年4月から宿泊、休憩業務を休止している国民宿舎赤とんぼ荘について、たつの市の地域振興に寄与することを期待して、使用貸借（土地、建物及び備品等）により施設運営を行う民間事業者を募集、選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施しました。

●プロポーザル結果（審査日：令和3年11月1日）

企画提案者は3事業者ありましたが、いずれも評価得点が基準に満たなかったため、審査結果は候補者無しとなりました。老朽化した施設の整備費用負担が大きな課題となっており、提案事業者のみで施設の維持整備を図ることが困難でした。

今後、既存の利活用手法にとらわれず、眺望の良い当該用地を活用してもらうべく民間資本において新施設を建設するなどの手法により、市の活性化を図る方策について、抜本的な見直しと民間資本による利活用等、多面的な視点からの地域活性化を図るための手法を検討します。

4. 収納率の向上

市税（市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）、上下水道料金については、コンビニ・スマホ決済の利用が可能ですが、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料の納付では利用できなかったため、市民から統一してほしいという意見が挙げられていました。地域情報化アドバイザーによる助言を踏まえ検討し、令和4年度からコンビニ・スマホ決済の導入することとしました。

導入後は、税・利用料等の納付方法が統一され、便利になることを周知するとともに、引き続き各種収納率の向上に努めます。

※利用者負担額（保育料）については、H29～R2の収納率平均が99.7%であり、費用対効果の観点から導入しないこととしました。

※市税のクレジットカード納付についてはスマホ決済で代用できることから令和3年度で終了します。

5. 自主財源の確保

(1) ふるさと納税制度の活用

ふるさと応援寄附金の受付体制の強化を図るため、新しくポータルサイトを4つ導入し、さらなる自主財源を確保するとともに、本市の地場産品を返礼品として贈呈することにより、産業振興・PR拡大を図りました。

また、寄附者に送付する寄附金受納書、ワンストップ特例申請書送付時の文書内容を見直し、1枚を削減することで、用紙代及び郵送料の削減につなげました。(年間約25,000枚の削減効果)

●ポータルサイト

- ・ふるさとチョイス (H26年度～)
- ・楽天ふるさと納税 (R元年度～)
- ・三越伊勢丹ふるさと納税 (R3.8月～) ※R3追加
- ・ふるなび (R3.10月～) ※R3追加
- ・au PAY ふるさと納税 (R3.10月～) ※R3追加
- ・ANA のふるさと納税 (R3.10月～) ※R3追加



ふるさと応援寄附金の使い道

●寄附実績 (R4.2末現在)

- ・寄附額 344,328千円 (前年同月比 +177%)
- ・寄附件数 25,103件 (前年同月比 +192%)
- ・返礼品数 398品 (R3.3末 324品)

(2) 企業版ふるさと納税(地方応援応援税制)の活用

企業版ふるさと納税制度を活用して企業の皆様からの寄附を募り、「たつの市まち未来創生戦略」に掲げる取組の更なる推進を図りました。

いただいた寄附は、乳児の保護者にベビー用品を宅配し、子育て世帯の経済的負担の軽減と見守り活動を行う「はつらつベビーまごころ便」や小学校入学時にお祝いとして学用品をプレゼントする「祝入学支援事業」等に活用させていただきました。

<企業版ふるさと納税(地方応援応援税制)とは>

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。損金算入による軽減効果と合わせ、税の軽減効果が最大約9割となる。

<たつの市まち未来創生推進計画(子育て支援プロジェクト)とは>

子育て家庭の経済的負担の軽減や子育て家庭を支える環境整備を図るとともに、行政だけでなく、産官学金が連携し、まちをあげて子育て支援に取り組むプロジェクト。



はつらつベビーまごころ便



祝入学支援事業



地方応援応援税制について

6. 公共施設の適正管理

(1) 指定管理者制度の活用

指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」です。

指定管理者の指定手続は、民間の参入機会の拡大を図るという制度の趣旨等を踏まえ、原則として公募します。ただし、入所の社会福祉施設など入所者と施設管理者との人的信頼関係が強い場合、地域密着性が高い場合、その他施設の目的・性格から特定の団体に管理を行わせる必要がある場合は、非公募とします。

●令和3年第6回たつの市議会定例会において指定された指定管理者

区分	施設名	指定管理者	代表者	指定期間
公募	道の駅しんぐう	株式会社共立メンテナンス	代表取締役社長 中村 幸治	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
非公募	たつの市本龍野駅 観光交流施設	たつの市観光協会・県民交流広場 「やさしさを育むまち小宅」 推進委員会共同事業体	たつの市観光協会 会長 井戸 正文	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日

(2) 公共施設の再編と利活用

公共施設等の利用状況及び老朽化の状況等を踏まえ、施設の統廃合、複合化、用途見直し、施設規模の縮小・減築等を行い、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効活用を目指しています。

●令和3年度実績

- ・揖龍広域センターを解体（除却）し、福祉会館及び体育館利用者の駐車場として整備
- ・本庁舎を増改築し、分庁舎を解体（除却）
- ・御津小学校と室津小学校を統合（室津小学校は用途廃止）
- ・龍野幼稚園と龍野保育所を統合し、龍野こども園に集約（龍野保育所は用途廃止し、除却）
- ・香島幼稚園、神岡幼稚園を閉園し、用途廃止

●公共施設等総合管理計画及び公共建築物再編実施計画の改定【議事（5）で別途報告】

公共施設等総合管理計画については、令和2年度に国のインフラ長寿命化計画が見直しされたことから、国から令和3年度中に見直しする旨の要請を踏まえ、改定を行いました。

公共建築物再編実施計画は3年ごとに見直すこととしており、策定から6年が経過することから2回目の改定を行いました。

■令和4年度の取組 【参考資料】 P 7（小中一貫教育推進事業、小中一貫校整備事業）

施策 43 行財政改革の推進(行政改革大綱)

基本方針

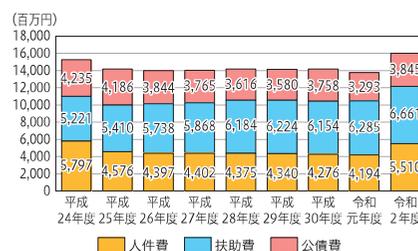
簡素で効率的・効果的な行政運営の確立に向け、不断の行財政改革に取り組むとともに、施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進します。



これまでの取組

- 行政評価(施策評価及び事務事業評価)を実施し、次年度以降の予算編成への反映に努めているほか、「たつの市行政改革推進実施計画」に基づき、PDCAサイクルにより施策を検証し、行財政改革の着実な実行に取り組んでいます。
- 施設管理について、民間委託や指定管理者制度の導入により、業務の効率化や行政サービスの質の向上に努めています。
- 行政サービスのあり方について、市民が意見・提言できる場を設け、施策・事務事業に反映させる取組を行っています。
- 持続可能な行政サービスを維持するため、下水道使用料の改定やたつの市民病院を地方独立行政法人へ移行しました。

【義務的経費推移】



これからの課題

- 人口減少及び少子高齢化の進行により、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれることから、歳入に見合った歳出構造を大原則とし、優先順位に基づいた選択と集中により、健全財政を堅持した上で、質の高い行政サービスの提供に取り組んでいく必要があります。
- 国民宿舎「赤とんぼ荘」について、今後のあり方を検討する必要があります。
- 公共施設の管理運営について、民間委託や指定管理者制度等を導入し、業務の効率化や行政サービスの質の向上を図る必要があります。また、未利用公有財産については、民間等への売却・貸付により有効活用に取り組む必要があります。
- 合併の特例期間終了などによる財源の減少、義務的経費などの経常経費の増加による財政の硬化化に留意し、持続可能な財政運営を図るべく、自主財源の確保や経常経費削減の行財政改革に取り組む必要があります。

施策の内容

(1) 時代に適合した効率的な自治体経営

【担当課:企画課、財政課、契約課、関係課】

- 各種施策や事務事業について、PDCAサイクルに基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を行政評価により判断し、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。
- 多様な行政ニーズに対し、限られた経営資源の最適な配分や質の高い行政サービスの提供に取り組むとともに、市民理解のもと、受益者負担の適正化による持続可能な行政経営に努めます。

※PFI: Private Finance Initiativeの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

※DBO: Design Build Operationの略称。設計施工・維持管理等を一括で発注する方式のこと。

(2) 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

【担当課:契約課、関係課】

- 地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。
- PFI^{*}やDBO^{*}など民間活力等を活用し、最適な担い手による行政サービスの提供を推進するとともに、既に民間活力を導入している行政サービスについては、PFS^{*}やSIB^{*}など、より効果的な手法を検討します。

(3) 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

【担当課:納税課、市税課、企画課、財政課、契約課、関係課】

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率^{*}を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
- 今後の人口、財政状況を踏まえ、施設の適正配置や長寿命化、有効活用を検討した上で、公共施設マネジメントを推進し、未利用財産は、個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。
- 市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上、使用料・負担金等受益者への適正負担及びふるさと応援寄附金の活用等による歳入確保に努めます。
- 地方公会計制度を活用し、資産・債務の適切な管理に努めます。

各主体が取り組むこと(期待する役割)

市民が取り組むこと

- ▶行政サービスに係る市民の適正な負担について考えましょう。
- ▶財政状況や行政経営を評価し、積極的に意見・提言しましょう。

団体・事業者等が取り組むこと

- ▶民間活動の推進に協力しましょう。
- ▶様々な機会を通じて行政経営に参画・協働しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
経常収支比率 [*]	%	87.7	90.0%以下
令和8年度目標値の設定理由	収支見通し及び財政計画に基づく試算値から設定		
実質公債費比率 [*]	%	10.2	11.0%以下
令和8年度目標値の設定理由	収支見通し及び財政計画に基づく試算値から設定		
市税収納率(現年分)	%	98.0 [*]	99.3
令和8年度目標値の設定理由	県内29市の上位10市が達成している収納率(過去5年平均)から設定		

^{*}令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度を実施。(参考値)令和元年度実績値 99.1%

関連する計画

〇たつの市行財政改革推進実施計画(令和4年度～令和8年度)

※PFS: Pay For Successの略称。国や自治体が事業の成果指標の改善状況を設定し、その成果指標に連動して民間事業者報酬を支払う契約方式のこと。

※SIB: Social Impact Bondの略称。社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うという仕組み

※健全化判断比率: 財政状況が良好かどうかを示す国の指標のこと。市の財政が健全であるか、要注意状態であるか、破たん状態であるかを判断する材料となる。

※経常収支比率: 扶助費などの経常的な義務的経費に市税などの経常的な収入をどの程度充てているかを示す指標のこと。財政構造の弾力性を判断する材料となる。

※実質公債費比率: 公共施設整備などのための借入の返済金等が、市の標準的な収入額にどの程度占めているのかを表す健全化判断の指標の一つ。財政構造の健全化度合いを判断する材料となる。

たつの市行財政改革推進実施計画

令和4年度～令和8年度

たつの市

目次

はじめに.....	1
行政改革大綱・行政改革推進実施計画の変遷.....	2
これまでの取組と成果.....	3
行政改革大綱.....	5
行財政改革推進実施計画.....	5
1. 計画の構成.....	5
2. 計画期間.....	5
行財政改革を推進する上での全庁横断的取組.....	6
1. 自治体 DX の推進.....	6
2. 官民連携の活用.....	6
行財政改革推進実施計画 取組施策.....	7
1. 時代に適合した効率的な自治体経営.....	7
(1) 情報公開の推進.....	7
(2) 戦略的広報の推進.....	7
(3) 職員の適正配置による機能本位の組織づくり.....	7
(4) 市民からの期待に応えることのできる人材の育成.....	7
(5) 時代に即した電子自治体の推進.....	8
(6) 行政評価による持続可能な自治体経営.....	8
(7) 受益者負担の適正化.....	8
2. 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進.....	8
(8) 効果的な官民連携事業の推進（指定管理者制度、PFI、DBO、SIB、PFS 等）.....	8
(9) 市民病院機構の健全経営.....	8
3. 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進.....	9
(10) 国民宿舎のあり方検討.....	9
(11) 水道事業の健全経営.....	9
(12) 下水道事業の健全経営.....	9
(13) 一部事務組合等の共同処理のあり方検討.....	9
(14) 公共施設の適正管理.....	9
(15) 健全な行財政運営.....	9
(16) 扶助費・給付金等の見直し.....	10
(17) 収納率の向上.....	10
(18) 自主財源の確保.....	10
取組項目の体系.....	11
推進体制.....	13

はじめに

我が国は、今後も継続する人口減少と少子高齢化により、生産年齢人口（15～64歳）の減少が進み、高齢者人口（65歳以上）は団塊ジュニア世代^{※1}が高齢者となる2040年頃にピークを迎えます。このような人口構造の変化は、深刻な労働力不足や経済規模の縮小など様々な課題を顕在化させ、各自治体においては経営資源の制約が予測されるため、行政サービスの質や地域活力の低下が懸念されています。

自治体戦略2040構想研究会の答申によると、「今後、自治体においては労働力の厳しい供給制約を共通認識として、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮できるよう、現時点から業務のあり方を変革していかなければならない」と指摘しています。本市においても自治体DX^{※2}に取り組むことで、質の高い行政サービスの維持と組織機構の最適化を図ることとしています。

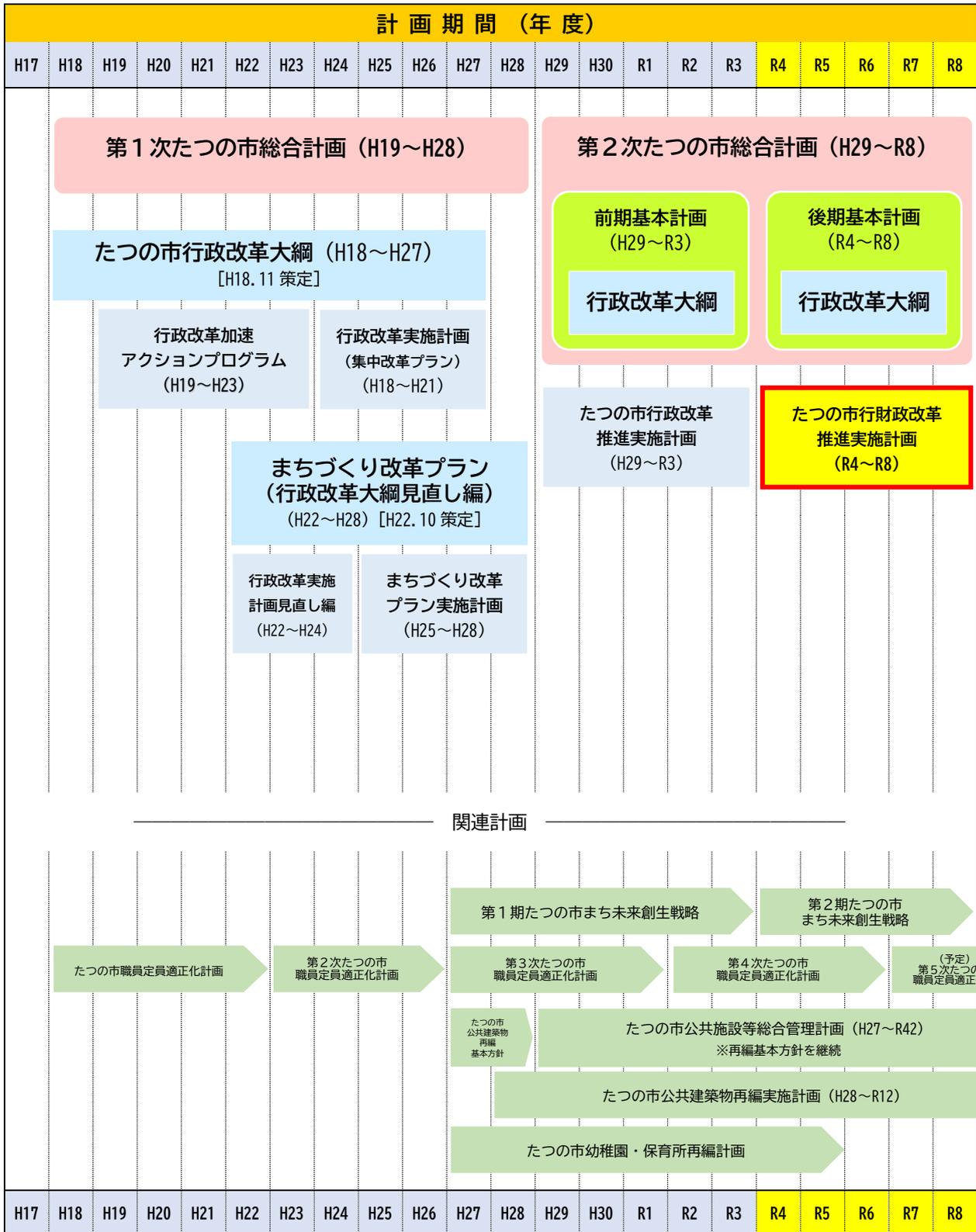
加えて、全国的に公共建築物やインフラ資産の老朽化による更新費用の増加が懸念されており、本市においても同様であることから、公共建築物再編実施計画において、令和37年（2055年）までに公共施設更新費用を1,068億円から748億円に縮減することを目指していますが、それでもなお、多くの更新費用を必要とすることから、更なる財源の確保が必要です。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、社会・経済等多方面に甚大な影響を及ぼした一方で、デジタル化の加速、地方回帰や新たな働き方の浸透など、国民・企業の意識、行動、価値観の変容を生み、自治体においてもニューノーマル^{※3}に適応していくことが求められています。

本計画では、このような様々な課題、社会の変容に柔軟に適応すべく、「バックカスティング^{※4}」の思考、「ワイズ・スパンディング^{※5}」の徹底により、スマート自治体^{※6}への転換を土台とし、公共施設等の再編、受益者負担の適正化等、健全財政を堅持するための行財政改革を積極的に進めていくとともに、毎年度見直しを行う実施計画や予算編成において、世代間負担の平準化の視点に立ち、選択と集中による施策を実施し、持続可能な行財政運営に努めます。

※1 団塊ジュニア世代：団塊の世代（1947～1949年生まれ）の子供にあたる世代で、1971～1974年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。
※2 自治体DX：デジタル技術やデータを活用し、行政サービスの利便性向上につなげ、また、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげること。
※3 ニューノーマル：社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着すること。
※4 バックカスティング：望ましい未来を描き、そこから現在を振り返って何をすべきかを分析し、実行する手法のことをいう。現状への対応（フォアカスティング）と異なり、根本的な課題解決を図る際に有効である。
※5 ワイズ・スパンディング：政策効果が高く必要な歳出に重点化、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく立て直すという積極的な発想のこと。
※6 スマート自治体：AIやRPAのようなソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務の自動化や、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体のあり方。

行政改革大綱・行政改革推進実施計画の変遷



これまでの取組と成果

年月	取組内容
平成17年 10月	・たつの市制スタート（龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併）
平成18年	・「たつの市職員定員適正化計画」策定 ・指定管理者制度の導入開始 ・「たつの市行政改革大綱」策定 ・「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」策定
平成19年	・「第1次たつの市総合計画」策定
平成20年	・「行政改革加速アクションプログラム」策定
平成21年	・「たつの市外郭団体等に関する行政改革プラン」策定
平成22年	・「第2次たつの市職員定員適正化計画」を策定 ・「市民の市政診断」実施（たつの市版事業仕分け平成25年度まで） ・「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」策定 ・「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」策定
平成23年	・「自立のまちづくり事業」開始
平成24年	・「まちづくり改革プラン実施計画（平成25～28年度）」策定
平成25年	・公共建築物ストックマネジメント計画着手 ・たつの市みつ町観光開発株式会社 解散 ・「たつの市外郭団体に関する行政改革プラン（改定）」策定
平成26年	・国民宿舎3荘の抜本改革断行 ・養護老人ホームたつの荘を民間へ売却
平成27年	・「たつの市公共建築物再編基本方針」策定 ・「第3次たつの市職員定員適正化計画」策定 ・国民宿舎3荘の運営移行 ┌ ・国民宿舎赤とんぼ荘及び志んぐ荘 2荘一体による指定管理方式に運営移行 └ ・国民宿舎新舞子荘を民間へ売却 ・たつの市土地開発公社 解散 ・「たつの市まち未来創生戦略」策定 ・「たつの市人口ビジョン」策定
平成28年	・「たつの市公共建築物再編基本方針（改定版）」策定 ・「たつの市公共建築物再編実施計画」策定 ・「たつの市幼稚園・保育所再編計画」策定 ・「たつの市まち未来創生戦略アクションプラン」策定

年月	取 組 内 容
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 次たつの市総合計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ※「行政改革大綱」を基本計画の施策として位置付け ・「たつの市公共施設等総合管理計画」策定
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院経営形態検討委員会の設置、経営形態検討 ・測量・工事監理業務を一部直営化 ・補助金の見直し（令和元年度から新規高卒者ふるさと雇用奨励金を廃止、敬老祝金を縮小） ・公共施設（捐保幼稚園）を民間認定こども園へ移管
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・「たつの市公共建築物再編実施計画（改定版）」策定 ・下水道使用料改定（令和元年 10 月以降） ・公共施設（捐西南幼稚園）を民間認定こども園へ移管
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 次たつの市職員定員適正化計画」策定 ・市民病院を地方独立行政法人へ移行 ・下水道事業の公営企業会計適用 ・公民館（捐西公民館・捐保公民館）をコミュニティセンターへ用途変更、指定管理方式に運営移行 ・窓口手数料等、市税及び水道料金・下水道使用料のスマホ決済導入 ・「たつの市幼稚園・保育所再編計画（改定版）」策定
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約化・複合化（御津総合支所、御津文化センター、御津公民館、御津保健センター及び高齢者ふれあいセンター（梅寿園）等を集約） ・国民宿舎赤とんぼ荘の宿泊、休憩業務を休止 ・行政手続き（市へ提出される申請書など）の押印廃止 ・認定こども園整備完了 ・室津小学校を御津小学校に統合 ・公民館（嘗田公民館・神岡公民館）をコミュニティセンターへ用途変更、指定管理方式に運営移行
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「たつの市公共施設等総合管理計画」改定 ・「たつの市公共建築物再編実施計画（改定版）」策定 ・「第 2 次たつの市総合計画 後期基本計画」策定 <ul style="list-style-type: none"> ※「行政改革大綱」を基本計画の施策として位置付け ・公共施設（香島幼稚園、神岡幼稚園）を閉園

行政改革大綱

本市における行財政改革の基本方針である「行政改革大綱」は、各施策と行財政改革の双方の整合を図り、併せて着実な自治体経営を推進するため、第2次たつの市総合計画の前期基本計画（平成29年度～令和3年度）の施策として位置付け、取り組んできたところです。

この度、第2次たつの市総合計画後期基本計画の策定に当たり、これまでと同様に一体的な運用を図るため、「行政改革大綱」を後期基本計画（令和4年度～令和8年度）の施策として位置付け、行財政改革の基本方針及び施策の内容を示し、不断の行財政改革を推進するものとします。

行財政改革推進実施計画

1. 計画の構成

第2次たつの市総合計画後期基本計画（令和4年度～令和8年度）の施策43「行政改革大綱」の3つの基本的取組項目である「時代に適合した効率的な自治体経営」、「行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進」、「中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進」を主軸とし、総合計画後期基本計画に掲げる関連施策についても、行財政改革を推進するために、3つの視点「行政サービスの向上」、「持続可能な行政経営の推進」、「歳入・歳出の管理」を取り入れ、職員一人ひとりが意識的に取り組んでいけるようにします。

更に、行財政改革を全庁横断的に推進する上での新たな取組項目として、「自治体DXの推進」、「官民連携の活用」を掲げ、様々な課題、社会の変容に柔軟に適應できる、持続可能な自治体経営を目指します。

2. 計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

行財政改革を推進する上での全庁横断的取組

1. 自治体 DX の推進

国においては、2040年頃の人口減少下において、少ない職員数でも行政サービスの水準を維持するため、簡易な事務作業についてはAI※7やRPA※8等で省力化し、職員は企画立案業務や直接的なサービスの提供に注力するため、スマート自治体への転換を促しています。

更に、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で全国的にデジタル化が加速し、行政サービスにおいてもオンライン化の推進やキャッシュレス決済といった非接触型への対応など、スピーディな対応が求められています。国ではポストコロナ時代のデジタル社会実現の司令塔として、令和3年9月にデジタル庁を創設し、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方のデジタル化により地域課題を解決し、都市に負けない利便性と可能性を実現するための取組を始めています。

本市においても、加速化する自治体 DX に柔軟に適應するため、全庁横断的にデジタル化に取り組み、市民目線に立った「サービスデザイン※9思考」を取り入れながら、市民満足度の高い行政サービスを提供するとともに、AI や RPA 等を活用した業務改善により働き方改革に取り組んでいきます。

目指すべき姿とデジタル化推進に向けた具体的な取組

市の目指すべき姿を次のとおり示し、具体的取組項目に沿って行政サービスの向上と行財政運営の効率化を図ります。

目指すべき姿	デジタル化推進の具体的な取組項目
1. 行かなくてもよい市役所に	オンライン手続きの普及・促進
2. 書かない、待たない市役所に	窓口のデジタル化
3. 紙からデジタルに	デジタル化による業務の効率化、資源節約
4. すべての市民がデジタル化を享受できる社会に	デジタルデバイド（情報格差）対策
5. DX を成し遂げる人材・組織に	デジタル化推進体制の構築
6. 地域の枠を越えた自治体連携によるデジタル化の推進	広域連携による業務効率化、共同化の推進

2. 官民連携の活用

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」では、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる」を基本に、公共サービスを見直し、競争の導入による公共サービスの改革を実施することを地方自治体の責務としています。

本市においても、公共施設の整備等（ハード事業）についてはPFI※10やDBO※11等の導入検討、行政サービス（ソフト事業）についてはPFS※12、SIB※13等の導入検討を必須とし、民間のノウハウを最大限活用し、経費削減だけでなく、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

※7 AI：Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わりコンピュータに行わせる技術。
※8 RPA：Robotic Process Automation の略称で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。
※9 サービスデザイン：市民にとって望ましい継続的な“体験”を提供するための仕組みをデザインすることで、新しい価値を創出するための方法論。
※10 PFI：Private Finance Initiative の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
※11 DBO：Design Build Operation の略称。国や自治体が資金調達を行い、設計施工・維持管理等を一括で発注する方式のこと。
※12 PFS：Pay For Success の略称。国や自治体が事業の成果指標の改善状況を設定し、その成果指標に連動して民間事業者報酬を支払う契約方式のこと。
※13 SIB：Social Impact Bond の略称。社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うという仕組み。

第2次たつの市総合計画後期基本計画において、人口減少を見据えた事業の「選択と集中」を徹底し、限られた財源資源で市民ニーズに応えられる、効率的・効果的で持続可能な自治体経営を着実に推進するとともに、重点的に取り組むべき取組を以下に掲げます。

1. 時代に適合した効率的な自治体経営

【施策40(4)情報公開の推進】

(1) 情報公開の推進

- 公正で開かれた市政を展開するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適切な運用に努めます。

【施策40(5)広報活動の充実】

(2) 戦略的広報の推進

- 市民の求める情報をより分かりやすく伝えることを基本とし、情報を届けたい市民に情報が届けられる仕組みの検討を行います。
- 若年層・女性の市政への参画を促すとともに、市民の知恵や創意工夫を反映させ、協働できる体制づくりの推進に努めます。

【施策44(1)市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり】

(3) 職員の適正配置による機能本位の組織づくり

- 刻々と移り変わる行政課題及び市民ニーズへの対応や市の重要施策の実現に当たり、適切な対応と迅速な意思決定、行政サービスの質的向上の観点から、貴重な経営資源である職員を最大限有効に活用し、簡素で効率的・効果的な組織機構になるよう見直していきます。
- 官民連携の活用及びデジタル化による業務改善を踏まえ、適宜、「たつの市職員定員適正化計画」を見直し、計画的採用及び適材適所の人員配置を行います。
- 再任用職員、会計年度任用職員については、類似団体との比較等検証を行いつつ、業務量に応じた職員配置はもとより、計画的かつ適正な定員管理を行います。
- 質の高い行政サービスを維持できる組織体制を目指し、合併後、一定期間が経過した本庁・支所機能のあり方を検討し、今後も継続する人口減少・少子高齢化社会に適合した組織づくりに努めます。

【施策44(2)市民からの期待に応えることのできる人材の育成と働きやすい職場づくり】

(4) 市民からの期待に応えることのできる人材の育成

- 人材育成基本方針に基づき、資質向上や職務意欲の高揚を図るため、外部人材を利用した研修やカフェテリア型研修、専門研修、階層別研修、派遣研修等の多様な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組むことのできる職員の育成に努めます。

【施策 46 (1)ICT※14の利活用、(2)電子自治体の推進】

(5) 時代に即した電子自治体の推進

- 庁内システムのクラウド化や行政サービスのオンライン化を推進するとともに、広域連携でのシステム利用等も検討し、スケールメリットを生かした事務の省力化・迅速化及び市民の利便性の向上を図ります。
- 防災・教育・医療・福祉・観光・コミュニティなど、市民のだれもが ICT の恩恵を享受できる環境の整備に努めます。
- 地域活動に関わる様々なビッグデータ※15を活用した施策の立案 (EBPM※16) を積極的に検討し、更に新たな産業の創出に資するため、民間事業者へ行政情報のオープンデータ※17の提供を検討します。
- GIS (地理情報システム) を活用し、コスト削減や業務効率化を図るとともに、防災・福祉・観光など、市民にとって付加価値を持った事業展開を推進します。

【施策 43 (1)時代に適合した効率的な自治体経営】

(6) 行政評価による持続可能な自治体経営

- 各種施策や事務事業について、PDCA サイクル※18に基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を行政評価 (施策評価及び事務事業評価) により判断するとともに、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。

【施策 43 (1)時代に適合した効率的な自治体経営】

(7) 受益者負担の適正化

- 歳入確保及び受益と負担の適正化を図るため、全庁的に使用料・手数料の見直し検討を適宜行います。

2. 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

【施策 43 (2)行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進】

(8) 効果的な官民連携事業の推進 (指定管理者制度、PFI、DBO、SIB、PFS 等)

- 地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。
- 新規施設整備事業 (ソフト事業含む) については、官民連携の手法導入を検討し、コストの削減及び質の高い行政サービスの提供を目指します
- 指定管理者制度導入検討施設については、公募を原則に順次導入を進めていきます。

【施策 23 (2)市民病院の運営】【施策 43 (2)行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進】

(9) 市民病院機構の健全経営

- 地域医療を担う市民病院について、理事会への出席や事務連絡会等により連携強化し、常に状況を共有するとともに、評価委員会を効果的に運営することで市民病院機構を適正に評価し、市民病院機構の業務運営や財務状況の改善を促します。

※14 ICT: Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。(教育においてはコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などが含まれる。)

※15 ビッグデータ: ICT の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータであり、事業に役立つ知見を導出するためのデータ。

※16 EBPM: Evidence-Based Policy Making (証拠に基づく政策立案) の略称。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

※17 オープンデータ: 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

※18 PDCA サイクル: ①Plan (計画) → ②Do (実行) → ③Check (評価) → ④Action (見直し・改善) の段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善すること。

3. 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

【施策 43 (3)中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(10) 国民宿舎のあり方検討

- 志んぐ荘の経営改善に向け、連絡会議を実施し、施設運営の現状分析と課題を共有し、指定管理者と協調により施設運営の改善を図ります。
- 赤とんぼ荘については、既存の利活用手法にとらわれず、民間資本の活用等により、市の活性化を図る方策について、抜本的な見直しを検討します。

【施策 8 (1)上水の安定供給と水質の改善】【施策 43 (3)中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(11) 水道事業の健全経営

- 施設整備計画の策定等によるアセットマネジメント（資産管理）の実施による効率的な水道事業の実施を検討します。

【施策 8 (2)下水道事業の推進、(3)前処理場の維持管理】【施策 43 (3)中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(12) 下水道事業の健全経営

- 「たつの市下水道事業経営戦略」に基づき、将来の人口減少に伴う使用料減少や管路施設等の老朽化に対し、使用料の見直しや建設改良費の平準化を図り、独立採算を原則とした地方公営企業として、効率の良い維持管理、透明性の高い事業を展開することにより経営の健全化を図ります。

【施策 3 (1)ごみ処理施設における長期的処理】【施策 43 (3)中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(13) 一部事務組合等の共同処理のあり方検討

- ごみ処理業務について、揖龍クリーンセンターの更新整備に併せ、新宮地域を含めた市全域のごみ処理が可能となる施設の整備を進め、スケールメリットを生かした行政運営に努めます。
- 将来を見据えた効率的で効果的な行政運営の実現に向け、一部事務組合等による事務の共同処理を検討します。

【施策 25 (13)学校の適正規模・適正配置の推進】【施策 45 (1)公共施設の適正管理、(2)公共施設の有効活用】

(14) 公共施設の適正管理

- 「たつの市公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、社会情勢の変化等を踏まえながら、人口規模にあった施設保有量の適正化、長寿命化・老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進します。
- 未利用財産は個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。
- 「たつの市適正規模・適正配置推進計画案」に基づき、今後の学校のあり方について、保護者、地域住民と共に検討します。

【施策 43 (3)中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(15) 健全な行財政運営

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
- 地方公会計を整備し、資産・債務の適切な管理を推進します。

【施策 43 (3) 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(16) 扶助費・給付金等の見直し

- 少子高齢化が進み、義務的経費のうち扶助費が年々増加傾向にある中においても、きめ細かな住民福祉施策を推進するとともに、事業の「選択と集中」により効果的な事業への見直しを検討します。

【施策 43 (3) 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

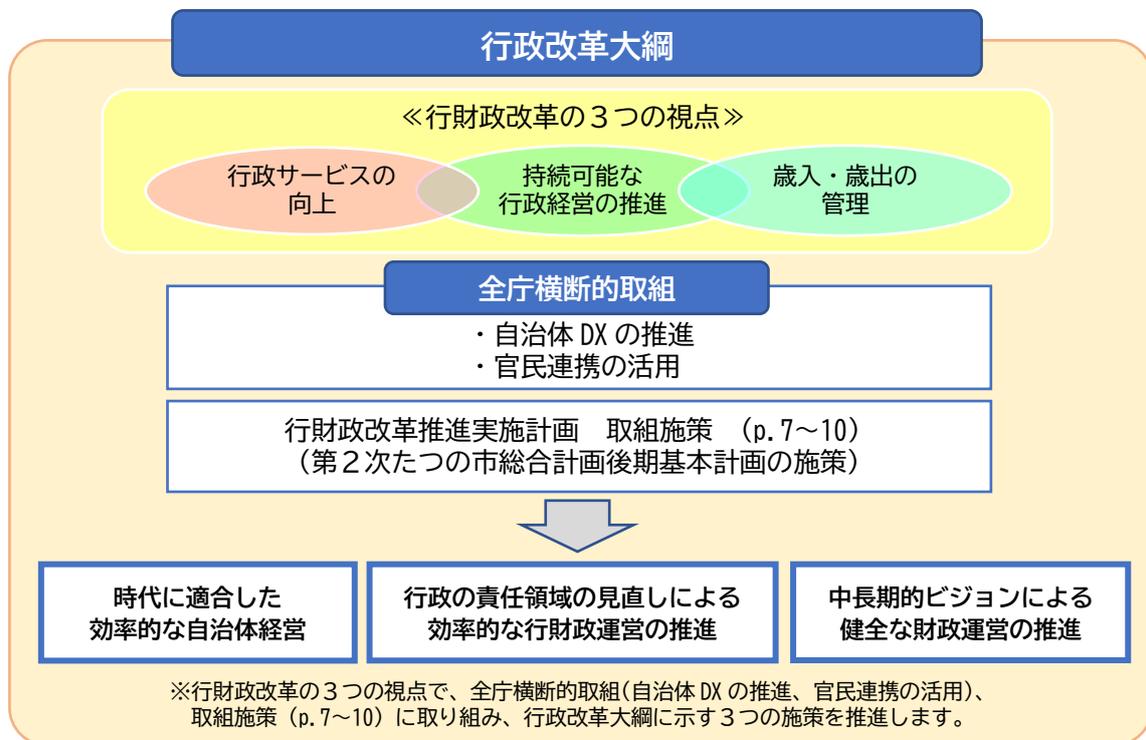
(17) 収納率の向上

- 市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上による歳入確保に努めます。
- 全庁横断的な組織体制での徴収、催告、法的滞納整理及び法的手段により、収納率の向上を図ります。

【施策 43 (3) 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進】

(18) 自主財源の確保

- 企業版ふるさと納税の積極的な PR に努め、人口減少対策や地域経済の活性化に向けた企業連携を構築に取り組みます。
- ふるさと納税制度を活用し、本市の魅力発信と地場産品の PR に取り組み、自主財源の確保に努めます。



取組項目の体系

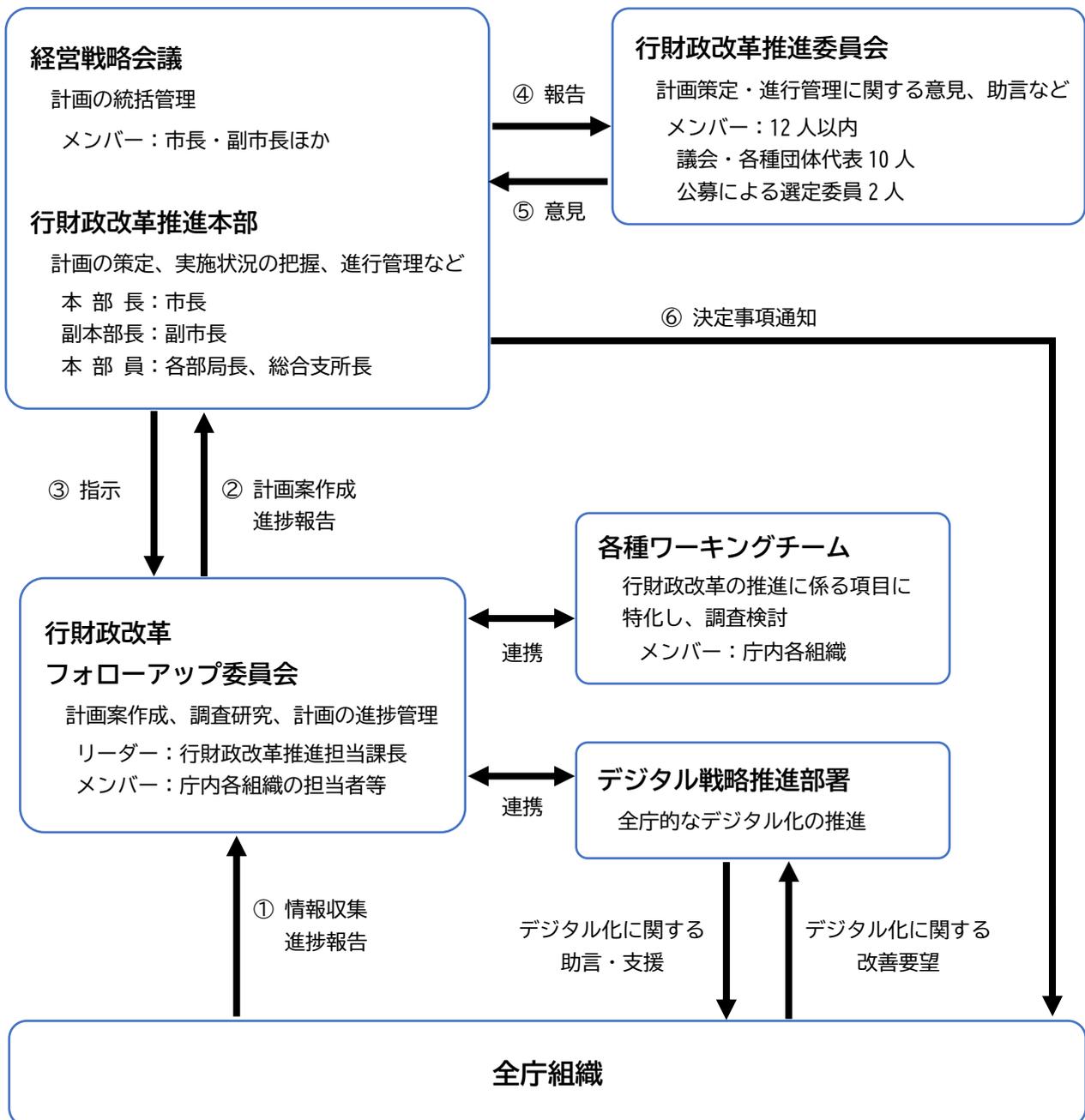
行革の視点	行政改革大綱	総合計画後期基本計画の施策内容	具体的取組	
行政サービスの向上	時代に適合した効率的な自治体経営	[施策 40] 市民参加と連携・協働のまちづくり	1	情報公開の推進
			2	戦略的広報の推進
		[施策 44] 簡素で効率的な組織づくりと人材育成	3	職員の適正配置による機能本位の組織づくり
			4	市民からの期待に応えることのできる人材の育成
		[施策 46] 情報化の推進	5	時代に即した電子自治体の推進
		[施策 43] 行財政改革の推進	6	行政評価による持続可能な自治体経営
			7	受益者負担の適正化
持続可能な行政経営の推進	行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進	[施策 43] 行財政改革の推進	8	効果的な官民連携事業の推進 (指定管理者制度、PFI、DBO、SIB、PFS 等)
		[施策 23] 医療サービスの向上 [施策 43] 行財政改革の推進	9	市民病院機構の健全経営
	[施策 43] 行財政改革の推進	10	国民宿舎のあり方検討	
	[施策 8] 上下水道施設の整備 [施策 43] 行財政改革の推進	11	水道事業の健全経営	
		12	下水道事業の健全経営	
歳入・歳出の管理	中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進	[施策 3] 廃棄物処理対策の推進 [施策 43] 行財政改革の推進	13	一部事務組合等の共同処理のあり方検討
		[施策 25] 義務教育の充実 [施策 45] 公共施設の適正管理と整備	14	公共施設の適正管理
		[施策 43] 行財政改革の推進	15	健全な行財政運営
			16	扶助費・給付金等の見直し
			17	収納率の向上
		18	自主財源の確保	

	個別取組事業	担当課	全庁横断的 取組
	情報公開の推進	デジタル戦略推進課	自治体DXの推進 官民連携の活用
	SNSを活用した市政情報の発信	広報秘書課	
	職員数の適正管理	総務課	
	本庁・総合支所機能のあり方検討	総務課 各総合支所	
	職員のスキルアップ	総務課	
	自治体DX推進体制の構築	デジタル戦略推進課 市民課 関係課	
	業務デジタル化の推進		
	デジタル化のメリットを享受できる市民サービスの提供		
	マイナンバーカードの普及・活用促進		
	施策評価	企画課 財政課	
	事務事業評価		
	使用料・手数料の見直し検討	企画課 財政課 関係課	
	ハード事業における民間活力の導入検討	契約課 関係課	
	ソフト事業における民間活力の導入検討		
	評価委員会の効果的な運営	企画課	
	志んぐ荘の経営戦略に基づいた経常損益の向上	商工振興課	
	赤とんぼ荘の利活用の検討（民間活力の導入）		
	安定供給に向けた体制づくり	上水道課	
	施設整備計画の策定・推進（アセットマネジメント）		
	下水道使用料改定の検討		
	下水道施設の統廃合	下水道管理課 下水道施設課	
	[前処理場]不明水削減による有収率向上		
	[前処理場]汚泥含水率の抑制による維持管理コストの削減		
	ごみ処理事務の共同処理の見直し	環境課	
	公共建築物再編実施計画の進捗管理	契約課	
	道路橋長寿命化修繕計画の進捗管理	建設課	
	学校の適正規模・適正配置の推進	小中一貫教育推進課 関係課	
	経常的経費の抑制	財政課	
	扶助費の抑制	地域福祉課 高年福祉課 関係課	
	障害者福祉金の見直し検討		
	収納率の向上	納税課 国保医療年金課 人権推進課 高年福祉課 都市計画課 上水道課 下水道管理課 幼児教育課 関係課	
	滞納整理事務効率化及び債権者の適切な管理の推進		
	企業版ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の活用による 自主財源の確保	企画課	

推進体制

行財政改革を着実に推進するため、「たつの市経営戦略会議」と「行財政改革推進本部」において進行管理を行い、計画の実効性を確保するとともに、行財政改革推進本部の補助組織として担当者を中心に構成する「行財政改革フォローアップ委員会」において取組状況を確認し、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。更に、必要に応じて各種ワーキングチームを設置して調査検討するとともに、全庁横断的な自治体 DX の推進による行政サービスの向上及び業務の効率化を図るために、適宜、デジタル戦略推進部署と連携しながら業務改善を推進します。

また、外部委員で構成する、「たつの市行財政改革推進委員会」においては、行財政改革の推進について客観的な意見・助言をいただくこととし、その状況については、市ホームページ等を通じて公表します。



たつの市行財政改革推進実施計画

発行日：令和4年3月

発行：たつの市

たつの市龍野町富永1005番地1

編集：企画財政部企画課

たつの市公共施設等総合管理計画
[改定版]

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改定)

たつの市

<目次>

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の策定・改定経緯	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 対象施設	2
2 本市の人口と財政の状況	3
(1) 人口推移	3
(2) 財政状況	4
3 公共施設等の保有状況と更新費用の見込み	7
(1) 公共建築物の保有状況	7
(2) インフラ資産の保有状況	9
(3) 公共施設等の更新費用の見込み	11
4 本計画（行動計画）の基本方針	13
(1) 基本方針	13
(2) 計画期間	14
(3) 公共施設等の管理・運営に関する基本的な考え方	14
(4) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分について	16
5 個別施設計画（実施計画）の策定	17
(1) 公共建築物における個別施設計画	17
(2) インフラ資産における個別施設計画	17
6 全庁的な取組体制の構築	18
(1) 公共施設等総合管理計画推進委員会の設置	18
(2) PDCA サイクルの確立	18
(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用	18
(4) 施設所管課の対応	18
7 施設マネジメントに関する取組状況	19
(1) 過去に行った対策の実績	19
(2) 有形固定資産減価償却率の推移	20

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の多くは、昭和40年代後半まで続いた高度経済成長期とその後10年間を中心に整備し、人口増加による施設の需要増や市民ニーズの多様化、サービス向上への対応を図ってきました。

その結果、現在では、施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の更新（大規模改修、建替）に莫大な費用が必要となることから、その対策が全国的な課題となっています。一方で、社会環境や市民ニーズが施設の建設当時とは大きく変化しており、人口減少や少子高齢化が進むにつれ、施設の運営や利用需要にも大きな影響を与えると予想されます。

そこで、国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（基本計画）を策定し、平成26年4月には、総務省からすべての地方公共団体に対して、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」を策定するよう要請がなされ、令和3年1月には、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設等のマネジメントを推進する観点から、個別施設計画等を反映した公共施設等総合管理計画の見直しについて、改定要請がなされています。

(2) 計画の策定・改定経緯

本市においては、老朽化や機能的に重複した公共建築物の対策・解消に向けて、本市独自の検討を進め、平成27年3月に「たつの市公共建築物再編基本方針」を策定し、施設の再編や長寿命化により健全で持続可能な施設運営を推進して参りましたが、国からの公共施設等総合管理計画の策定要請を踏まえ、平成29年3月に同基本方針を改定し、本市が所有しているすべての公共施設等を対象とした「たつの市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

この度、本計画の策定から5年が経過したことから、施設保有量、更新経費等の各種データの更新を行ったほか、本市上位計画との整合及び国からの改定要請に基づき、本計画に以下の事項を更新・追記しました。

◎本市上位計画との整合

《追加》

- ・計画の位置づけ P2
- ・民間活用の実施方針 P15

◎国からの改定要請事項（令和3年1月）への対応

《データ更新》※個別施設計画等のデータを反映

- ・施設保有量等 P7～P10
- ・公共施設等の更新費用の見込み P11、P12

《追加》

- ・ユニバーサルデザイン化推進の実施方針 P15
- ・保有する財産（未利用資産等）の活用や処分について P16
- ・PDCAサイクルの確立 P18
- ・地方公会計（固定資産台帳）の活用 P18
- ・過去に行った対策の実績 P19
- ・有形固定資産減価償却率の推移 P20

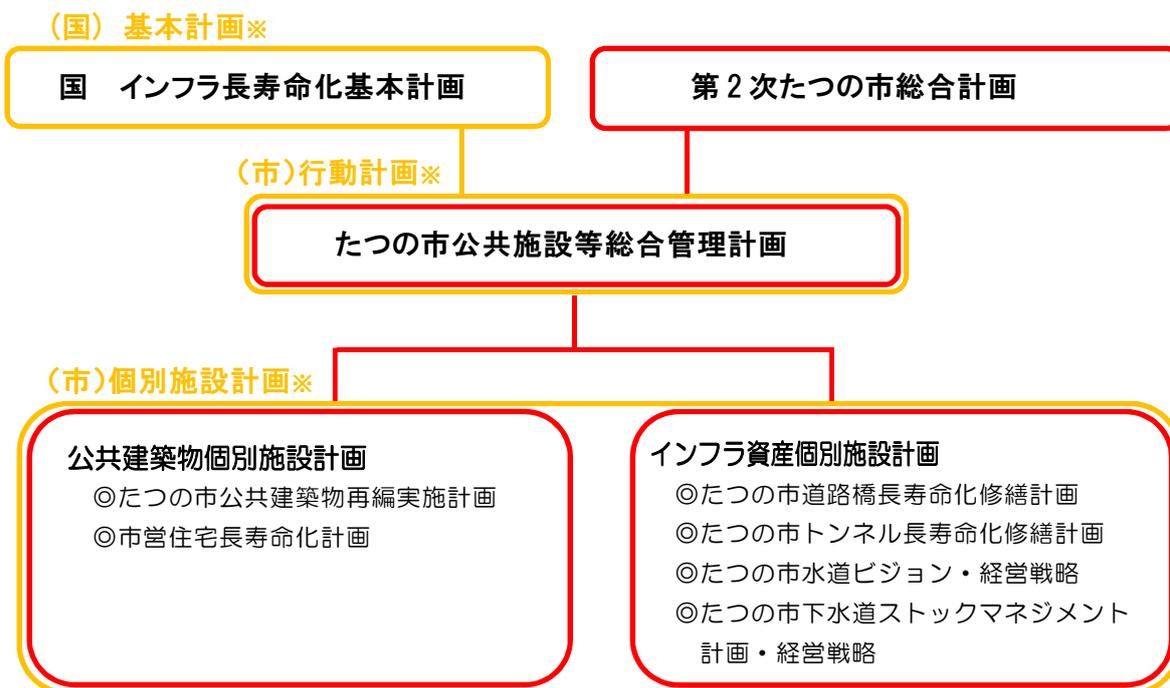
(3) 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に則するほか、第2次たつの市総合計画（以下「総合計画」という。）の基本計画中のその他関連計画に位置づけられる計画であり、各種関連計画との整合・連携のもと、総合計画の基本構想及び基本計画に基づき持続可能な行政運営の実現を目指します。

公共施設等を質・量・コストにおいて最適化し、効率的で効果的な行政運営を確立するための行動計画として位置づけ、公共施設等の現状や今後必要となる更新費用を把握し、人口及び財政状況を踏まえた上で、長期的な視点を持って施設の適正配置と長寿命化、有効活用を図ります。

また、財政負担の軽減、平準化を進め、次世代に負担を先送りすることのない、持続可能な健全財政を堅持していきます。

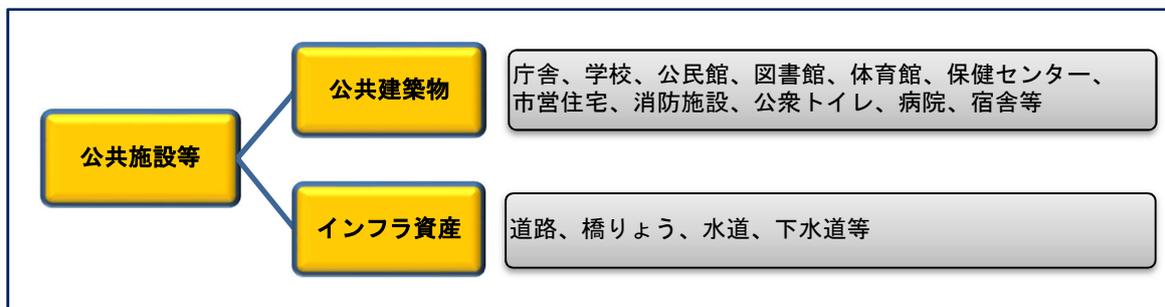
【図1-1 計画の位置づけ】



(4) 対象施設

本計画では、本市が保有する公共建築物（庁舎、学校、公民館等）とインフラ資産（道路、橋りょう、水道、下水道等）を対象としています。

【図1-2 公共施設等全体】



※再編基本方針の対象施設（庁舎、学校、公民館、図書館、体育館、保健センター等）、市営住宅、消防施設、公衆トイレ、病院、宿舍、道路、橋りょう、水道、下水道等を追加

※国の公共施設等総合管理計画策定の指針（H26.4）において、地方公共団体は国のインフラ長寿命化基本計画を基本計画とし、公共施設等総合管理計画（行動計画）及び個別施設計画を策定するよう要請がなされています。

2 本市の人口と財政の状況

(1) 人口推移

① 将来人口の見通し

本市の人口は、平成7年（1995年）の83,431人をピークに減少に転じており、令和2年（2020年）には74,316人に減少しています。

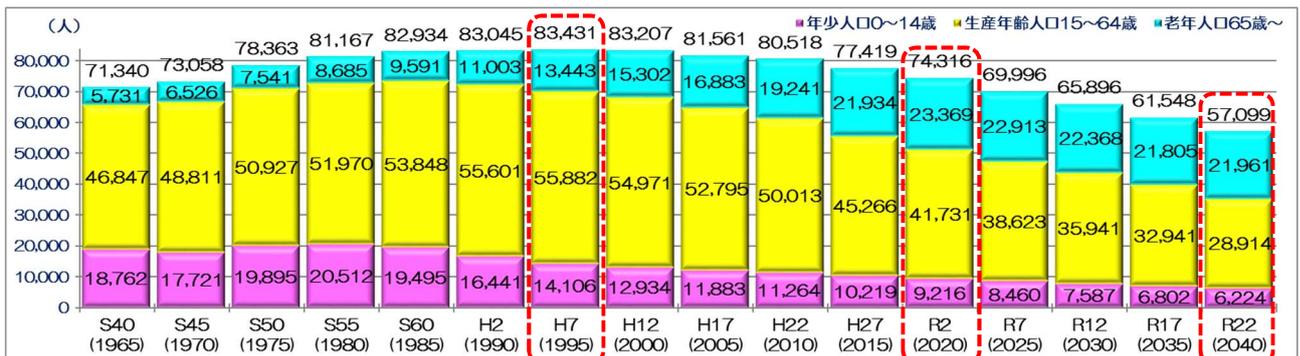
今後、人口はさらに減少するものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所が示す将来推計人口（平成30年3月推計）によると、令和22年（2040年）には57,099人（対令和2年▲23.2%）まで大きく減少することが見込まれ、年少人口から老年人口までのすべての年齢層にわたって減少することとなり、人口減少社会が大きく進展していくこととなります。

また、令和22年の人口構成割合は、年少人口（0～14歳）が10.9%（令和2年では12.4%）、生産年齢人口（15～64歳）が50.6%（同56.2%）に減少する一方で、老年人口（65歳以上）は38.5%（同31.4%）に増加し、少子高齢化が大きく進展すると予想されます。

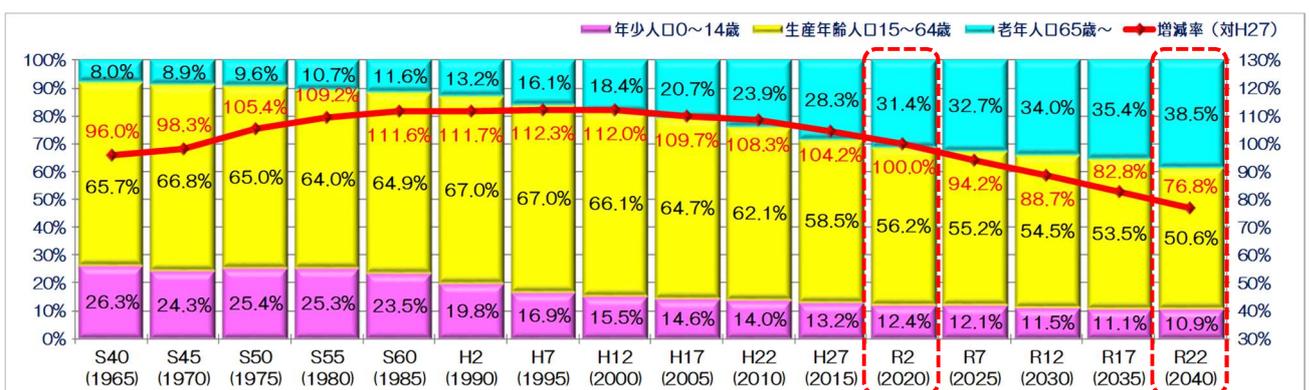
◆ 将来人口の見通し

区分	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口
令和2年（2020年）	74,316人	9,216人	41,731人	23,369人
令和22年（2040年）	57,099人	6,224人	28,914人	21,961人
増減数（対令和2年）	▲17,217人	▲2,992人	▲12,817人	▲1,408人
増減率（対令和2年）	▲23.2%	▲32.5%	▲30.7%	▲6.0%

【図2-1 本市の将来推計人口】



【図2-2 人口構成割合、増減率（対令和2年）】



資料：R2以前は総務省統計局「国勢調査」

R7以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

② 公共施設等を与える影響

本市においては、人口減少対策として「たつの市人口ビジョン」及び「たつの市まち未来創生戦略」による施策を展開することとしていますが、既に、人口減少や少子高齢化の進展により、学校等の児童生徒数の減少が進んでいるように、公共施設等の運営や利用需要にも影響が出ていることから、状況に応じて施設のあり方を見直す等の対応が必要となっています。

(2) 財政状況

① 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 18 年度から徐々に増加し、平成 28 年度をピークに横ばい・減少傾向に転じており、令和元年度は、363.2 億円となっています。

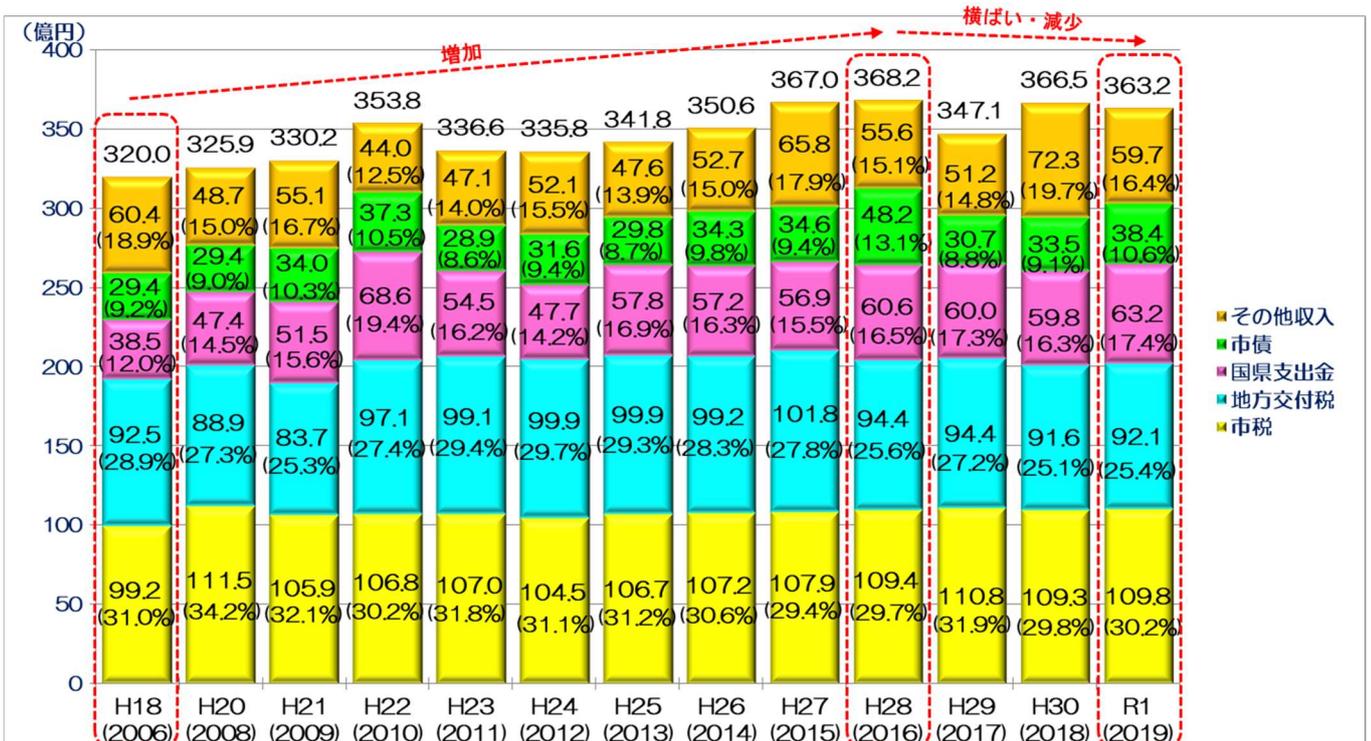
主な収入である市税は 110 億円前後、地方交付税は 95 億円前後で推移しています。

今後、市民税のうち個人市民税は生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少に伴い、減収となっていくことが予想されます。

また、地方交付税のうち普通交付税は、令和 2 年度をもって合併市町に係る普通交付税の算定の特例（合併算定替）による加算が終了しており、今後は人口減少等の影響により交付額も徐々に減収となっていく見込みです。

【図 2-3 普通会計の歳入決算額、構成割合】

(上段数値：歳入決算額、下段数値：構成割合)



普通会計：総務省が定める統計上の会計区分で、一般会計と特別会計のうち公営事業会計を除くもの
 合計 →本市では、一般会計、学校給食センター事業特別会計、土地取得造成事業特別会計、揖龍広域センター事業特別会計（平成 25 年度で廃止）、揖龍公平委員会事業特別会計

地方交付税：地方財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国から一定の割合で交付される税

市債：市が資金調達のため一会計年度を超えて行う借入れによって負担する債務

その他収入：地方譲与税、地方消費税交付金、使用料、手数料、財産収入等

②歳出

普通会計の歳出総額は、歳入と同様に平成18年度から徐々に増加し、平成28年度をピークに横ばい・減少傾向に転じており、令和元年度は、352.9億円となっています。

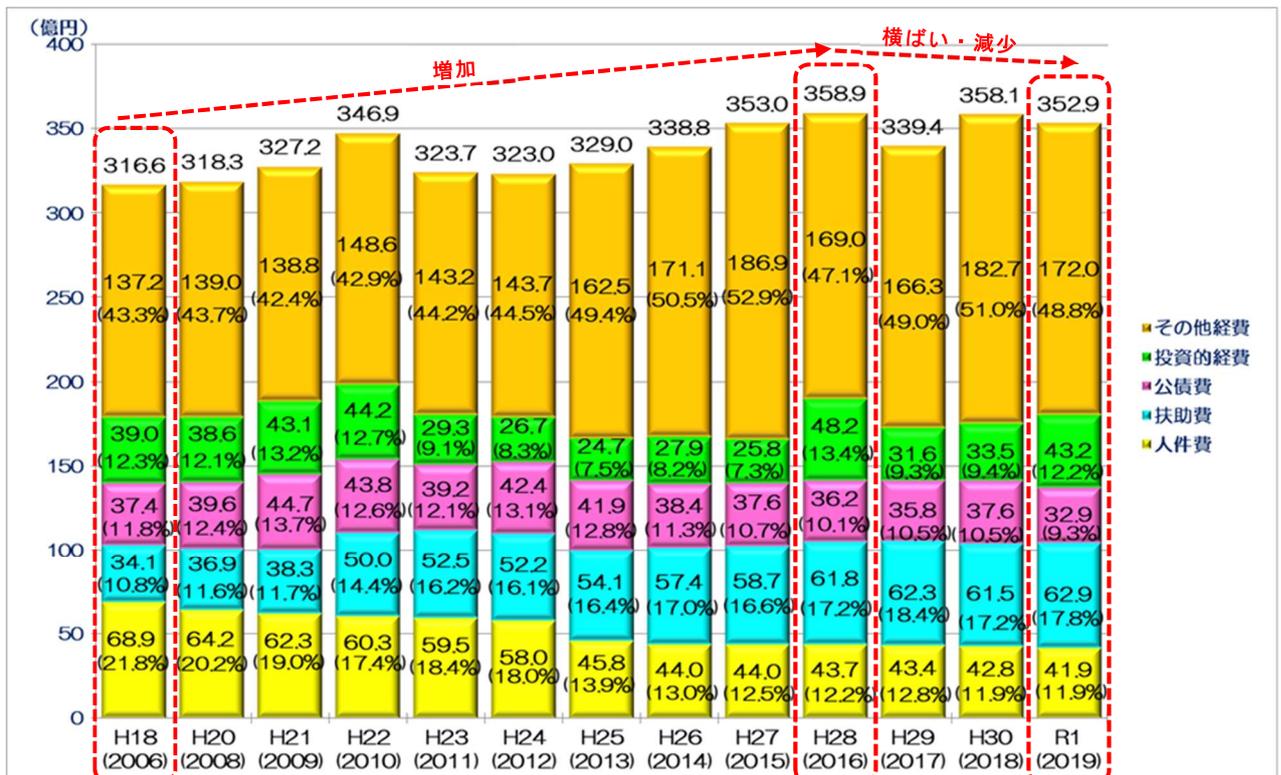
義務的経費のうち、人件費は横ばい・減少傾向にあるものの、公債費は大規模整備事業のために借り入れた市債の償還が始まることから、今後増加が見込まれます。

また、扶助費は年々増加しており、今後も高齢化の進行等に伴い、さらに増加していくことが予想されます。

投資的経費は、平成28年度から大規模整備事業の実施により増加しており、平成28年度以降は概ね40億円前後で推移しています。

【図2-4 普通会計の歳出決算額、構成割合】

(上段数値：歳出決算額、下段数値：構成割合)



※消防職員の人件費は平成25年度からその他経費（西はりま消防組合への負担金）に計上

義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

扶助費：医療、老人、児童、障害、生活保護等の福祉関係の給付費で、主に法令により支出が義務づけられている経費

公債費：市の借入金に係る元利償還に係る経費

投資的経費：公共施設等の新設、改修等の整備に係る経費（普通会計では、道路、橋りょう、市営住宅、学校等が対象。上下水道、病院、宿舍等の特別会計、企業会計に係るものは除く。）

その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金等

③収支状況

普通会計の収支状況は、令和元年度決算では7.2億円の黒字決算となっています。

歳入は市税等の収入確保に努め、歳出は人件費や投資的経費等を抑制することにより、近年では7.0億円前後の歳計剰余金を計上しています。

なお、歳計剰余金は、次年度予算の財源とするとともに、将来に向けた貯金として基金への積立てを行っています。

公共施設等の整備等に使用可能な基金は、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金があり、令和元年度末現在の残高が151.1億円となっています。

また、普通会計において公共施設等の整備を行う際に借り入れた市債は、令和元年度末現在の残高が393.2億円となっています。

【図2-5 普通会計の歳計剰余金、市債残高、公共施設等整備に係る基金残高】



今後、歳入は大幅な減収、歳出は大幅な増額が見込まれることから、収支状況はかなり厳しくなることが予想されます。

歳出では、公共施設等の更新費用である投資的経費の増額が大きく見込まれるため、施設を更新する際は、施設の必要性や更新方法等を検討し、可能な限り投資的経費を抑制していく必要があります。

3 公共施設等の保有状況と更新費用の見込み

(1) 公共建築物の保有状況

①施設種類別の保有状況

本市が保有している公共建築物は、令和2年度末で307施設、延床面積341,673㎡となっています。(上下水道施設等はP.10インフラ資産に含めています。)

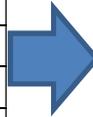
施設種類別の延床面積は、小中学校(129,728㎡、38.0%)が最も多く全体の約3分の1を占めています。

◆公共建築物の施設数、延床面積

(平成28年3月時点)

(令和3年3月時点)

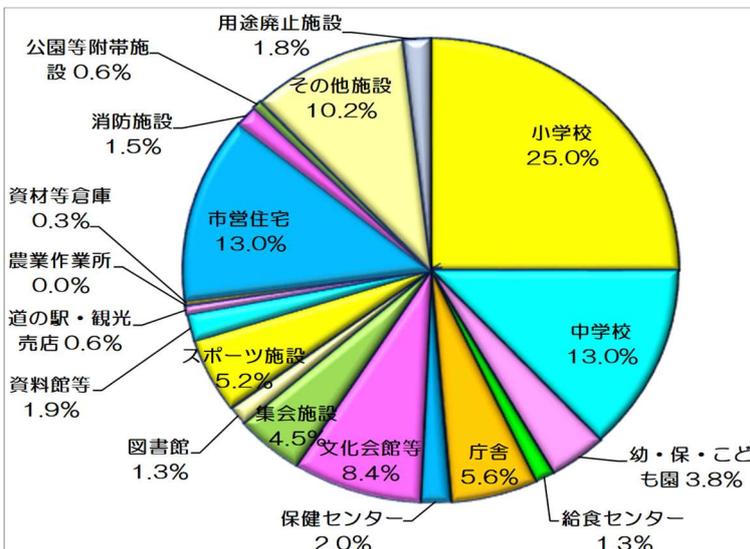
施設種類	施設数	延床面積	構成割合
小学校	17施設	85,779㎡	24.9%
中学校	5施設	43,875㎡	12.7%
幼・保・こども園	31施設	16,830㎡	4.9%
給食センター	3施設	4,284㎡	1.2%
庁舎	6施設	16,352㎡	4.7%
保健センター	4施設	8,160㎡	2.4%
文化会館等	9施設	30,393㎡	8.8%
集会施設	38施設	19,166㎡	5.5%
図書館	4施設	4,061㎡	1.2%
スポーツ施設	6施設	17,853㎡	5.2%
資料館等	14施設	6,859㎡	2.0%
道の駅・観光売店	4施設	2,068㎡	0.6%
農業作業所	7施設	2,159㎡	0.6%
資材等倉庫	6施設	899㎡	0.3%
市営住宅	34施設	44,413㎡	12.9%
消防施設	51施設	5,122㎡	1.5%
公園等付帯施設(トイレ等)	71施設	2,145㎡	0.6%
その他施設(病院、宿舎等)	20施設	34,659㎡	10.0%
用途廃止施設	—	—	—
合計	330施設	345,077㎡	100.0%



施設数	延床面積	構成割合
17施設	85,478㎡	25.0%
5施設	44,250㎡	13.0%
16施設	13,120㎡	3.8%
3施設	4,549㎡	1.3%
6施設	19,255㎡	5.6%
1施設	6,789㎡	2.0%
8施設	28,525㎡	8.4%
29施設	15,540㎡	4.5%
4施設	4,297㎡	1.3%
6施設	17,853㎡	5.2%
12施設	6,485㎡	1.9%
4施設	2,068㎡	0.6%
0施設	0㎡	—
6施設	899㎡	0.3%
34施設	44,413㎡	13.0%
51施設	5,122㎡	1.5%
72施設	2,168㎡	0.6%
18施設	34,692㎡	10.2%
15施設	6,170㎡	1.8%
307施設	341,673㎡	100.0%

※再編基本方針の対象施設に、市営住宅、消防施設、公園等付帯施設、病院、宿舎等を追加

【図3-1 公共建築物の施設種類別延床面積の構成割合(令和3年3月時点)】



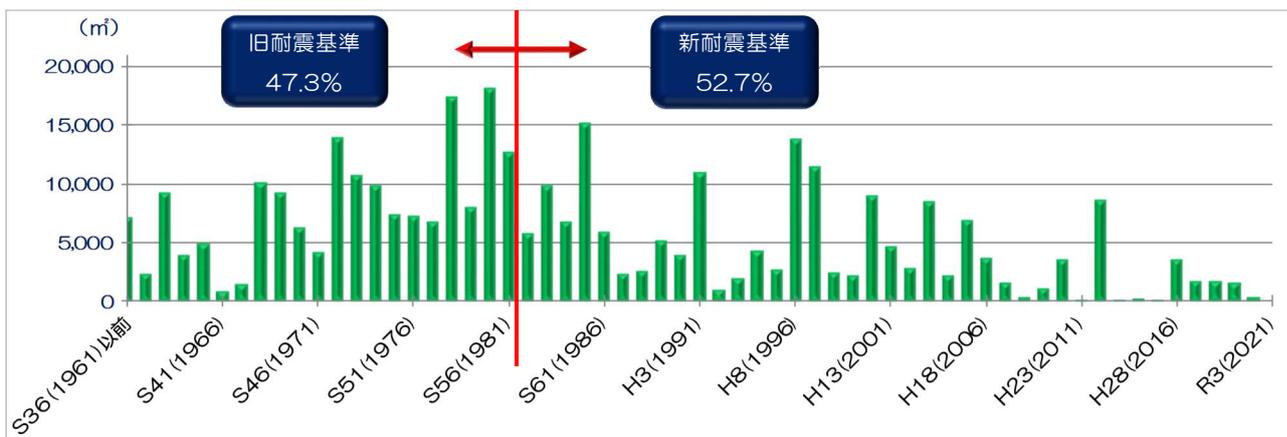
②公共建築物の整備状況

公共建築物の多くは、昭和43年（1968年）から昭和61年（1986年）にかけて整備しており、昭和54年（1979年）前後が整備のピークとなっています。また、旧耐震基準（建築基準法施行令（昭和56年6月改正前）に基づく耐震基準）により建築した施設は令和2年で全体の47.3%あり、耐震性能を有する施設（新耐震基準及び旧耐震基準で耐震診断結果又は耐震補強実施により耐震性あり）は全体の84.2%となっています。

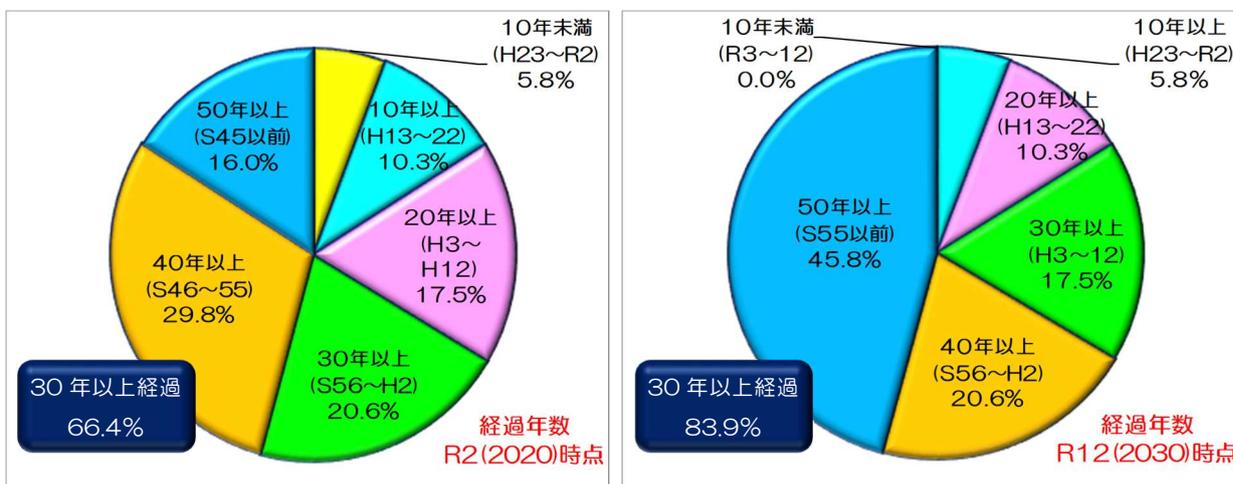
そのため、建築後30年を経過する施設は、令和2年（2020年）時点で全体の66.4%に及び、老朽化が大幅に進んでおり、計画的に老朽化対策をしていく必要があります。

さらに10年後の令和12年（2030年）には建築後30年を経過する施設が83.9%、建替後50年を経過する施設が45.8%となり、施設の大規模改修、建替等の対応が必要となります。

【図3-2 公共建築物の年度別延床面積】



【図3-3 公共建築物の年度別延床面積に係る経過年数】



(2) インフラ資産の保有状況

①施設種類別の保有状況

生活や産業の基盤として必要不可欠な道路、橋りょう、上下水道施設等のインフラ資産については、整備計画等をもとに整備を進め、充実を図ってきました。

現在のインフラ資産の保有状況は、下記のとおりです。

◆インフラ資産の保有数等

(平成 28 年 3 月時点)			(令和 3 年 3 月時点)	
施設種類	主な施設	保有数等	保有数等	
道路	市道延長	758,820m	764,796m	
	林道延長	16,026m	16,026m	
	農道延長	91,552m	101,852m	
橋りょう	橋りょう数	779 橋	780 橋	
	整備面積	40,830 ㎡	41,525 ㎡	
トンネル		2 箇所	2 箇所	
河川	準用河川	6 本	6 本	
	普通河川	90 本	90 本	
漁港	漁港	1 箇所	1 箇所	
	海岸保全施設	1 箇所	1 箇所	
公園	都市公園等	74 箇所	75 箇所	
駐車場		13 箇所	12 箇所	
水道施設	施設数	浄水場及び水源地等	38 施設	
	管路延長	422,440m	430,293m	
下水道施設	施設数	処理場、中継ポンプ場	20 施設	
	管渠延長	756,224m	800,873m	

②橋りょうの整備状況

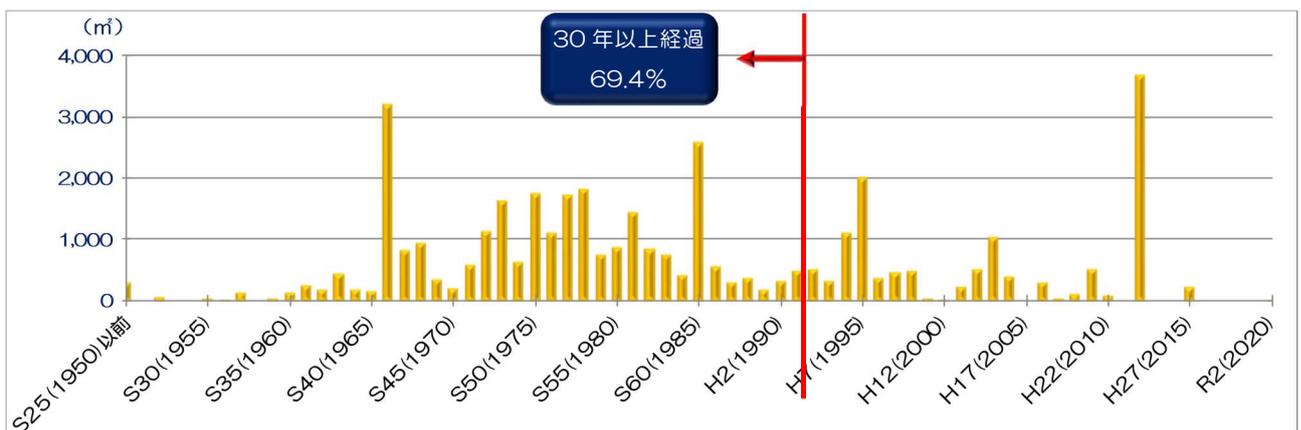
橋りょうの整備数は、780 橋、整備面積 41,525 ㎡となっています。

昭和 41 年(1966 年)から昭和 60 年(1985 年)にかけて多くを整備し、昭和 50 年(1975 年)前後に整備が集中しています。

そのため、整備後 30 年を経過するものは、令和 2 年時点で全体の 69.4%に及び、老朽化が進んでおり、計画的に老朽化対策をしていく必要があります。

【図 3-4 橋りょうの年度別整備面積】

(令和 3 年 3 月時点)



③水道（管路）の整備状況

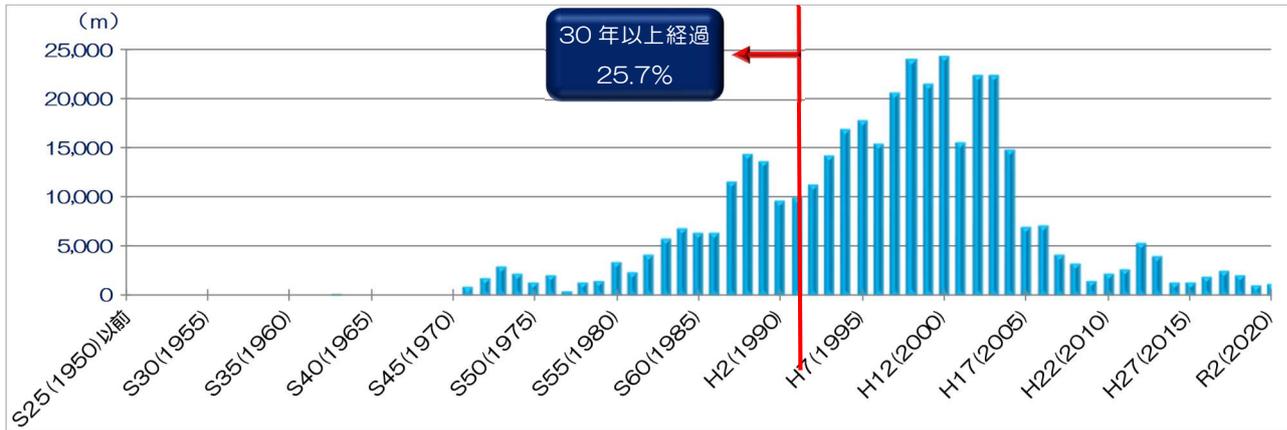
水道管の整備延長は、430,293mとなっています。

昭和 59 年(1984 年)から平成 18 年(2006 年)にかけて多くを整備し、平成 12 年(2000 年)前後に整備が集中しています。

そのため、水道管は比較的新しく、整備後 30 年を経過するものは、令和 2 年時点で全体の 25.7%ですが、既に更新時期を迎えているものもあり、今後の維持更新が大きな課題となります。

【図 3-5 水道管の年度別整備延長】

(令和 3 年 3 月時点)



④下水道（管渠）の整備状況

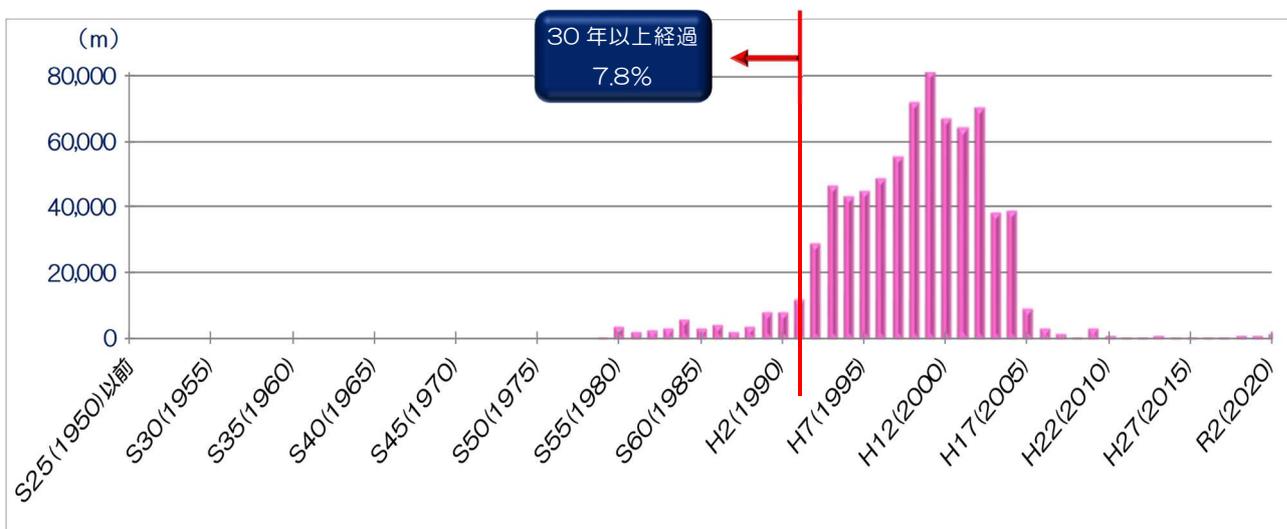
下水道管（農業集落排水、前処理に係るものを含む。）の整備延長は、800,873mとなっています。

一般汚水（農業集落排水に係るものを含む。）の管については、平成 2 年（1990 年）から平成 17 年（2005 年）までの短期間で、一斉に整備を進めています。また、皮革汚水管については、昭和 50 年代後半（1980 年代）から整備しています。

そのため、一般汚水管は、新しいものが多く、整備後 30 年を経過するものは、令和 2 年時点で全体の 7.8%ですが、整備が集中している分、更新時期を迎えれば、一斉に対応が必要となるため、計画的な維持更新が求められます。また、皮革汚水管は、多くが 30 年を経過し、更新時期がきています。

【図 3-6 下水道管の年度別整備延長】

(令和 3 年 3 月時点)



(3) 公共施設等の更新費用の見込み

①更新費用の見込み

公共施設等の老朽化が進む中で、施設を維持更新していくには、莫大な更新費用が生じることが見込まれるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

現在保有する施設について、下記の推計条件をもとに今後40年間の更新費用を算出すると、3,381億円（1年当たり84.4億円）が必要となる見込みです。

このうち、普通会計等（国民宿舎事業会計、地方独立行政法人たつの市民病院機構予算を含む。）に係る施設は、1年当たり50.6億円の更新費用を要し、現在の投資水準38.7億円（平成23～令和2年度における投資的経費の平均）を仮に維持しても、さらに11.9億円が必要となります。

水道事業会計に係る施設は、1年当たり12.3億円の更新費用を要し、現在の投資水準3.9億円（平成23～令和2年度平均）を仮に維持しても、さらに8.4億円が必要となります。

下水道事業会計（農業集落排水事業、前処理場事業を含む。）に係る施設は、1年当たり21.5億円の更新費用を要し、現在の投資水準8.3億円（平成23～令和2年度平均）を仮に維持しても、さらに13.2億円が必要となります。

【推計条件】一般財団法人自治総合センターの「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」（平成23年3月、総務省監修）に基づき算出する。

- ・更新は、更新年数経過後に現在と同規模で行う。（更新年数：公共建築物、上下水道施設等65年（35年で大規模改修）、道路15年、橋りょう60年、水道管40年、下水道管50年等）
- ・更新費用は、延床面積又は管延長に自治総合センターが示す更新単価を乗じて算出する。

◆今後40年間及び1年当たりの更新費用（推計）と現在の投資水準（平成28年3月時点）

施設区分	40年間の更新費用	1年当たりの更新費用		会計区分	現在の投資水準
公共建築物（病院、宿舎含む。）	1,316億円	32.9億円	50.6億円	普通会計等	35.7億円
インフラ資産	706億円	17.7億円			
道路、橋りょう等	706億円	17.7億円			
水道	484億円		12.1億円	水道会計	5.1億円
下水道	850億円		21.2億円	下水道会計等	10.7億円
合計	3,356億円		83.9億円		51.5億円



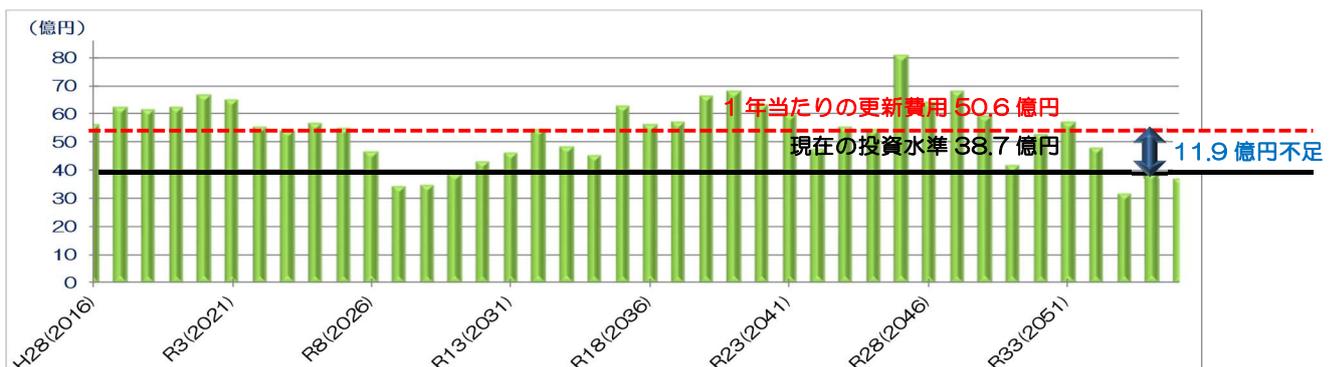
◆今後40年間及び1年当たりの更新費用（推計）と現在の投資水準（令和3年3月時点）

公共建築物（病院、宿舎含む。）	1,294億円	32.3億円	50.6億円	普通会計等	38.7億円
インフラ資産	732億円	18.3億円			
道路、橋りょう等	732億円	18.3億円			
水道	494億円		12.3億円	水道会計	3.9億円
下水道	861億円		21.5億円	下水道会計等	8.3億円
合計	3,381億円		84.4億円		50.9億円

②今後の更新費用の見通し（普通会計等に係る施設）

普通会計等に係る施設は、学校や集会施設等、既に更新を迎えている施設もあり、継続して大きな更新費用が必要となる見込みです。

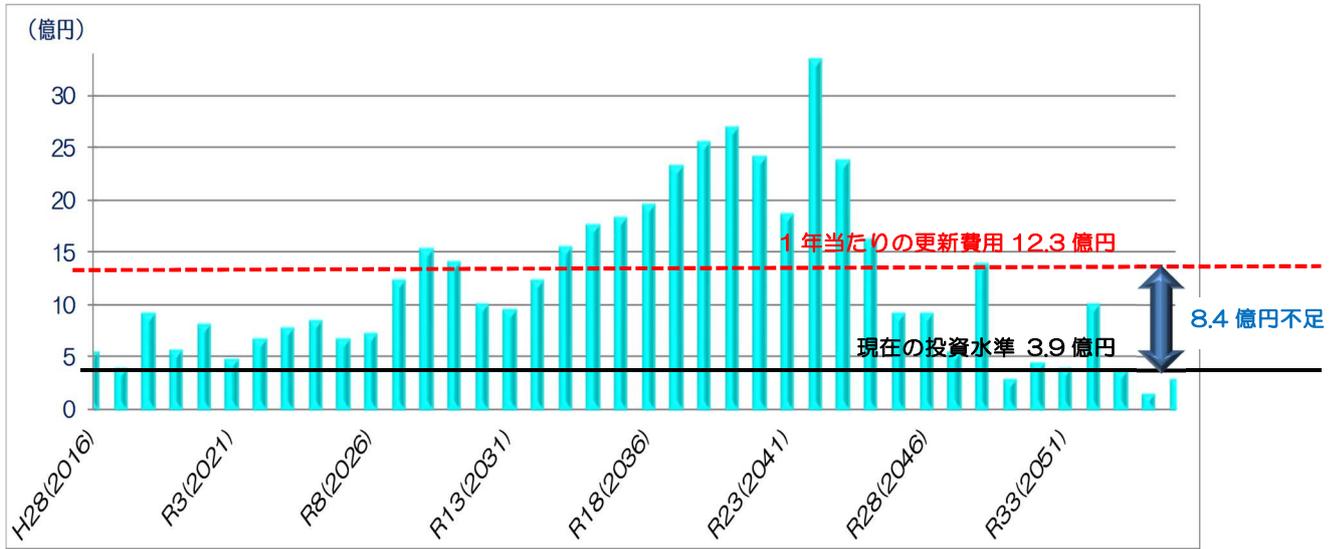
【図3-7 普通会計等に係る施設の今後40年間の更新費用（推計）】



③今後の更新費用の見通し（水道事業会計に係る施設）

水道事業会計に係る施設は、老朽化している施設もありますが、令和 20 年代（2040 年代）に更新のピークを迎え、大きな更新費用が必要となる見込みです。

【図 3-8 水道事業会計に係る施設の今後 40 年間の更新費用（推計）】

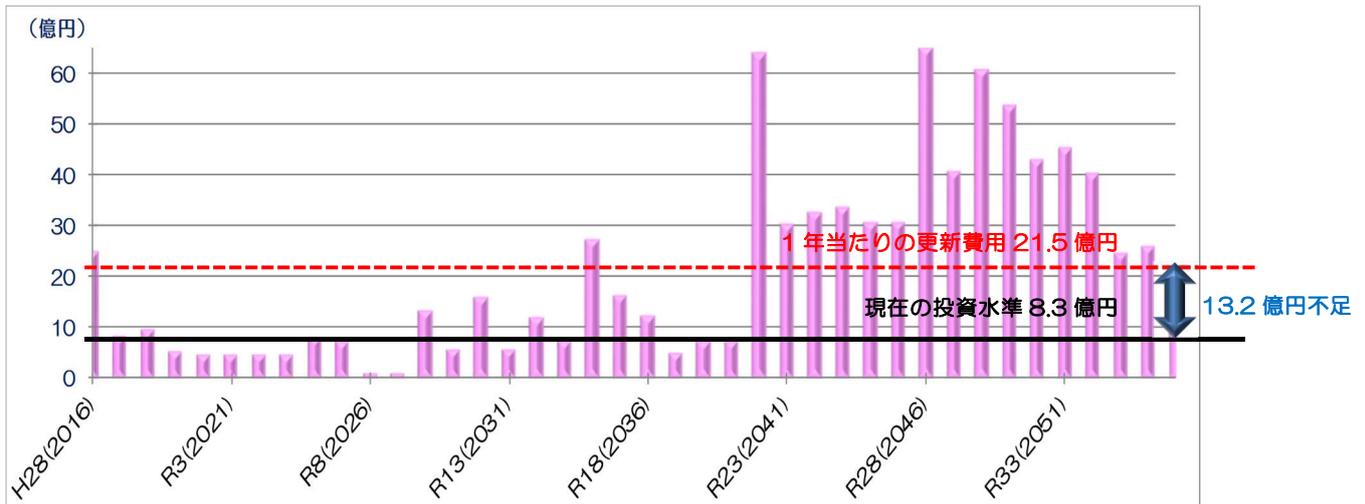


④今後の更新費用の見通し（下水道事業会計等に係る施設）

一般汚水（農業集落排水に係るものを含む。）に係る施設は、比較的新しく、令和 30 年代（2050 年代）に更新のピークを迎えますが、その時期に更新が集中し、大きな更新費用が必要となる見込みです。

皮革汚水に係る施設は、高濃度汚水により、腐食・損傷が激しく、計画的な修繕・更新を行っていく必要があります。

【図 3-9 下水道事業会計等に係る施設の今後 40 年間の更新費用（推計）】



4 本計画（行動計画）の基本方針

（1）基本方針

人口減少、少子高齢化による利用需要の変化、厳しくなる財政事情、莫大な施設更新費用が見込まれる中で、施設を現状のまま保有し、維持更新していくことは将来困難になっていくものと考えられます。

そのため、長期的な視点を持って、公共施設等のあり方や必要性を検討し、施設の長寿命化や統廃合、有効活用等を進め、維持更新費用を抑制していくとともに、現在の投資水準以上の財源を確保していく必要があります。

そこで、公共施設等を計画的に管理運営、維持更新していくための基本方針を下記のとおり定め、『人口規模にあった施設保有量の維持』と『市民ニーズにあった施設の有効的な活用』を図り、『健全で持続可能な施設運営』を推進していきます。

【基本方針1】 施設の再編による施設保有量の縮減

- ①施設のあり方や必要性を検討し、機能的に重複した施設等の再編を行う。
- ②施設の統廃合、複合化、用途見直し、施設規模の縮小・減築（ダウンサイジング）等を行い、保有量を縮減する。

- 人口、財政状況、市民ニーズ、費用対効果等を踏まえた検討を行う。
- 必要なサービス水準を確保する。
- 保有量縮減を行い、維持更新費用を抑制し、財政負担を軽減する。
- 遊休資産の有効活用や処分を行う。

【基本方針2】 計画保全による施設の長寿命化

- ①施設ごとに使用目標年数を定め、施設を長寿命化し、計画的に維持更新する。
- ②定期的な点検、診断を行い、施設の安全性を確保する。

- 施設の耐久性を高める長寿命化対策（本体・躯体の経年劣化の回復、耐久性に優れた材料等の使用、配管等設備の更新等）を行う。
- 施設の状態に応じて、設備改善や耐震補強等を行う。
- 施設の不具合が生じる前に、予防的に対策を行う。
- 計画的な更新を行い、更新時期の集中を避け、更新費用を平準化する。

【基本方針3】 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

- ①民間の活力や資金、ノウハウを最大限活用する。
- ②民間や地元等への移管も含め、施設の保有形態を見直す。

- 民間の活用を推進し、効率的な管理運営、維持更新を行う。
- 市民ニーズに合った効果的なサービスを提供する。
- 維持管理経費の節減を徹底し、適正な使用料を確保する。
- 施設を有効活用し、利便性の向上を図る。
- 近隣市町等との広域連携による相互利用等を図る。

（２）計画期間

平成 27 年度から令和 12 年度までの 16 年間

平成 27 年 3 月に策定した再編基本方針では、建築後 30 年以上経過する公共施設等の更新が迫っており、さらに普通交付税の算定の特例（合併算定替）による加算が令和 2 年度をもって終了したことから、中長期的な更新費用の縮減・平準化をすべく、計画期間を平成 27 年度から令和 12 年度までの 16 年間と定めています。

本計画においても、再編基本方針を継続し、同期間と定めます。

また、計画期間が満了する令和 13 年度以降も、市の状況に応じた検討を継続していきます。

◆計画期間

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
たつの市 公共建築物 再編基本方針	→		↓													
たつの市 公共施設等 総合管理計画	→															
	普通交付税（合併算定替）						普通交付税（一本算定）									

（３）公共施設等の管理・運営に関する基本的な考え方

基本方針に基づき、公共施設等を管理・運営していく上での実施方針を下記のとおり定めます。

①点検・診断の実施方針

施設を定期的に点検・診断し、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響を考慮し、施設間における修繕等の優先度についての判断等を行います。

②修繕・更新の実施方針

施設の重要性や劣化状況に応じて優先度をつけ、効率的かつ効果的な修繕・更新を行い、施設の状態を回復し、安全性を確保するとともに、修繕・更新費用の縮減や平準化を図ります。

なお、本体・躯体、設備の劣化や損傷は、大規模な修繕・更新に繋がるため、劣化等が軽微な早期段階に予防的な修繕等を行います。

また、点検結果や修繕・更新履歴を蓄積し、今後の修繕・更新時期の判断等に活用するというメンテナンスサイクルにより、計画的な修繕・更新を図ります。

新設・更新の際は、維持管理費の縮減を図るため、維持管理が容易な構造や省エネルギー設備等の導入を検討します。

③安全確保の実施方針

施設の点検・診断により、危険性が認められる施設は、早期に安全確保の修繕等を行います。

また、既に役割を終え、今後も活用しない施設は、周辺環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を考慮し、除却等を行います。

④耐震化の実施方針

旧耐震基準の災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設等は、計画的に耐震診断を行い、優先的に耐震補強を行います。

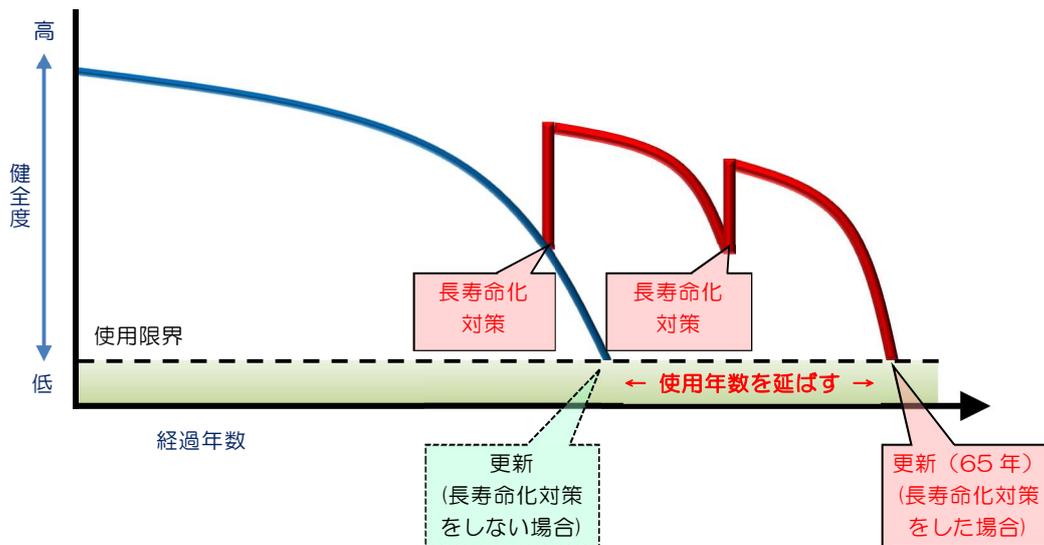
⑤長寿命化の実施方針

老朽化の状態を点検・診断等により判断し、耐久性を高める長寿命化対策（本体・躯体の経年劣化を回復、耐久性に優れた材料等の使用、配管等設備の更新等）を行います。

これにより、施設自体をできるだけ長く利用し、施設のライフサイクルコスト（建設から維持管理、解体までに係る施設の総費用）の縮減と平準化を図ります。

施設の長寿命化を図る上では、公共建築物については、施設の使用目標年数を65年と定めます。また、インフラ資産については、施設種類ごとに使用目標年数を定めます。

◆長寿命化対策の実施イメージ



⑥統合・廃止の実施方針

公共施設等の利用状況及び老朽化の状況等を踏まえ、施設の統廃合、複合化、用途見直し、施設規模の縮小・減築等を行います。

公共建築物については、施設種類ごとに統合や廃止の取組みの方向性を示し、検討を行った上で、具体的な再編方法及び再編期間を決定します。

インフラ資産については、修繕や更新の際に、施設種類ごとに統合や廃止、施設規模の縮小等の検討を行います。

⑦民間活用の実施方針

公共施設等の管理・運営・活用については、従来の慣習にとらわれずに、民間の技術や資金等を活用することで財政負担の軽減につながる場合もあることから、PPP※・PFI※（BTO、BOT、RO等）の事業手法の導入について地域の状況や、施設条件等を勘案しながら検討を進めていきます。

⑧ユニバーサルデザイン化推進の実施方針

今後、維持していく公共施設等の大規模改修・建替時には、利用者の年齢・性別・文化・身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

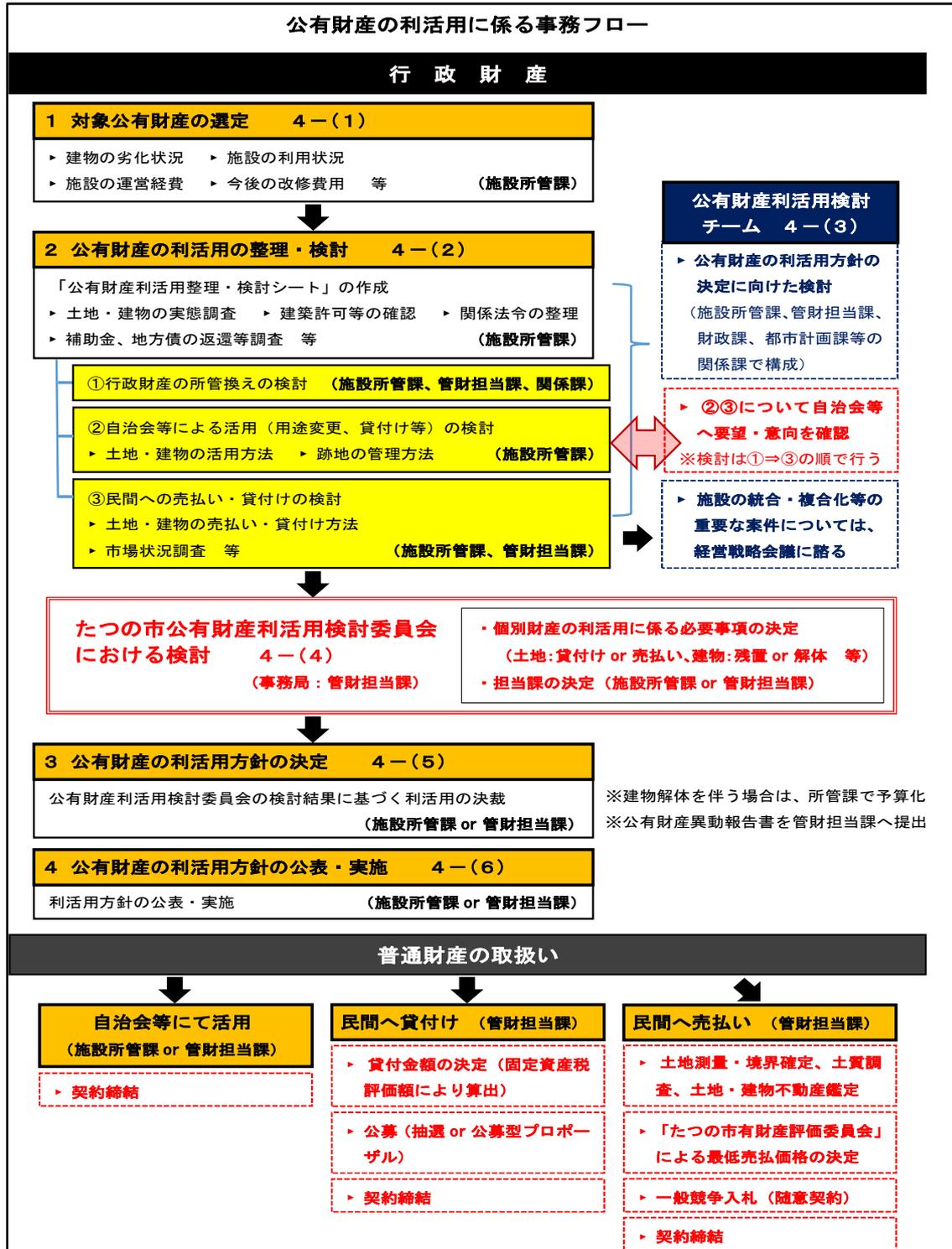
※PPP：Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う取組み。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法。BTO、BOT、ROは、B（建設）・R（改修）・T（所有権移転）・O（維持・管理）によるPFIの事業方式。

(4) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分について

市が保有する公有財産等のうち、用途廃止された建物及び土地については、積極的に活用及び処分を進めるため、たつの市公有財産利活用事務処理要領に基づき、庁内の公有財産利活用検討チームにおいて、用途変更による再利用、地元自治会活用、民間への売払い・貸付等の整理を行い、公有財産利活用検討委員会の検討を踏まえ個別の利活用方針を決定し、活用及び処分を進めるものとします。

(たつの市公有財産利活用事務処理要領から抜粋)



5 個別施設計画（実施計画）の策定

基本方針に基づき、公共施設等を計画的に管理運営、維持更新していくために、施設ごとに長寿命化、統廃合、有効活用等の対応方針を示した「個別施設計画」を策定していきます。

個別施設計画を実施する上では、市民の皆様と情報を共有し、検討を進めていきます。

（１）公共建築物における個別施設計画

①庁舎、学校、公民館等

庁舎、学校、公民館等については、機能的に重複した施設が多くあるため、一体的な検討を進め、平成28年3月に「たつの市公共建築物再編実施計画」（以下「再編実施計画」という。）を策定しています。

再編実施計画では、施設ごとの具体的な再編方法、再編期間及び縮減目標を示し、施設の統廃合、有効活用を行うとともに、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進めることで、更新費用の抑制、平準化を図っており、令和4年3年に改定を行いました。

さらに学校については、令和2年2月に施設の予防保全を計画的に推進するための具体的な対応方針となる「たつの市学校施設長寿命化計画」を策定しています。

②市営住宅

市営住宅については、平成25年3月に「市営住宅長寿命化計画」を策定し、状況に応じて随時計画の見直しを行いながら、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進め、更新費用の抑制、平準化を図っています。また、耐用年数を経過した住宅については、当面は退去の状況を見ながら用途廃止を進めていきます。

③その他の建築物

その他の建築物については、施設の状況に応じた管理計画を策定し、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進め、更新費用の抑制、平準化を図っていきます。

（２）インフラ資産における個別施設計画

①道路・橋りょう

道路については、令和4年3月に舗装長寿命化修繕計画を策定、橋りょうについては、平成27年9月に「道路橋長寿命化修繕計画」を策定し、令和3年3月に改定を行い、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進め、更新費用の抑制、平準化を図っています。

②水道施設

水道施設については、施設を一体的に管理するため、「アセットマネジメント（資産管理）」の実施に向けて取り組んでいます。また、令和3年3月に健全経営を推進するため、「水道ビジョン」・「経営戦略」を策定し、計画的な施設の長寿命化、維持更新、ダウンサイジングを進め、更新費用の抑制、平準化を図っていきます。

③下水道施設等

下水道施設等（農業集落排水、前処理に係るものを含む。）については、平成30年2月に施設を一体的に管理するための「ストックマネジメント計画」、令和3年3月に経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進め、更新費用の抑制、平準化を図っています。

④その他のインフラ資産

その他のインフラ資産については、施設の状況に応じた管理計画を策定し、計画的な施設の長寿命化、維持更新を進め、更新費用の抑制、平準化を図っていきます。

6 全庁的な取組体制の構築

本計画を展開し、庁内組織の連携、協力を緊密にし、情報共有を図るために、下記のとおり庁内の推進体制を確立し、実行していきます。

(1) 公共施設等総合管理計画推進委員会の設置

全庁的な取組体制として、施設所管課を中心に構成する「たつの市公共施設等総合管理計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を平成26年度に設置し、検討を進めています。

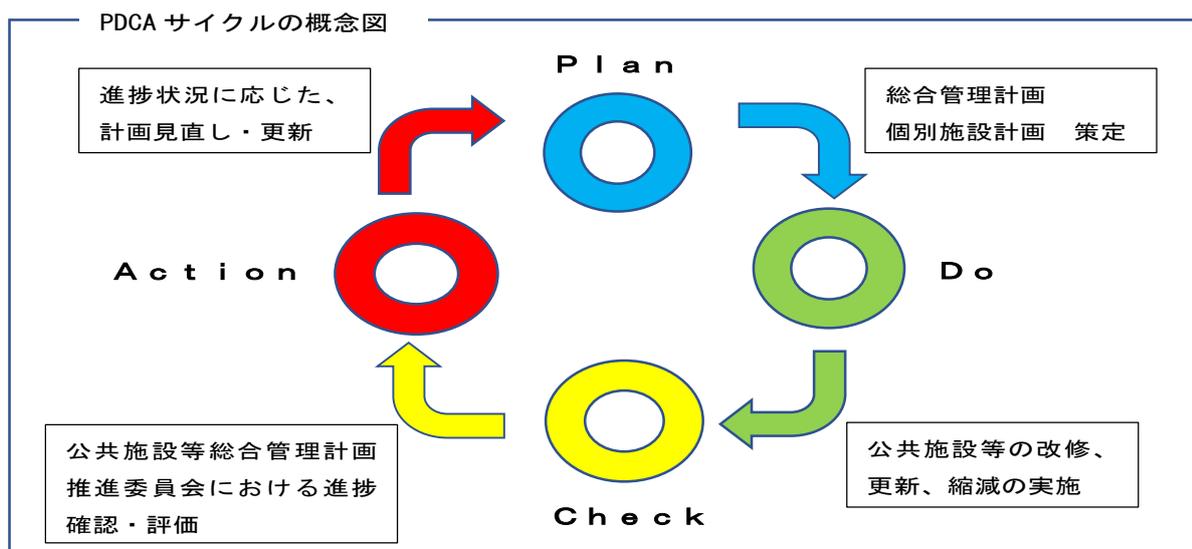
委員会は、本計画の策定・見直しに係る検討を行うとともに、本計画を効率的かつ機能的に推進するために、庁内組織の横断的な調整を行っていきます。

また、再編実施計画の策定・見直しに係る検討、進行管理を行うとともに、各施設の個別施設計画の進行管理を行っていきます。

(2) PDCA サイクルの確立

本計画及び個別施設計画は、不断の見直しを実施し、計画を充実させていくローリングプランであるため、進捗状況を踏まえた計画の見直し・更新を行います。

このため、計画の進捗管理・評価・改善といった毎年度のPDCAサイクルを確立し、委員会における確認・評価のもと計画の実効性を高めます。



(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

計画的、効率的に公共施設等の管理を進めていくためには、情報の一元管理と共有化が不可欠です。その実現に向けて、地方公会計（固定資産台帳）と連動した公共施設等マネジメントの実現を図ります。毎年度の決算等と連携可能な管理手法を構築し、継続的な運用と情報の一元管理及び共有化を推進します。

(4) 施設所管課の対応

施設所管課は、委員会と連携を取り、施設台帳を整備するとともに、施設の長寿命化や方向性、更新方法等を示した「個別施設計画」を策定し、取組みを実行していきます。

施設を維持管理する上では、施設の安全性を確保するため、定期的な点検・診断を行い、適切な維持更新を行っていくとともに、点検結果や修繕・更新の履歴を蓄積し、今後の修繕・更新等に活用し、修繕・更新費用の縮減・平準化に繋げていきます。

また、利用状況の把握、維持管理経費の節減や受益者負担による収入の確保に努め、適切な管理運営を行っていきます。

7 施設マネジメントに関する取組状況

(1) 過去に行った対策の実績

公共施設マネジメントとして実施した対策として主なものは下記のとおりです。

◆取り組み実例

集約	[H27] ■西栗栖こども園（旧西栗栖幼稚園・旧西栗栖保育園） ■新宮こども園（旧新宮幼稚園・旧新宮保育園） ■揖西中こども園（旧揖西中保育所・旧揖西北幼稚園） [H28] ■段之上会館（段之上会館・旧段之上教育集会所） ■仙正隣保館（仙正隣保館・旧仙正教育集会所） [H29] ■揖西東こども園（旧揖西東幼稚園・旧揖西東保育所） [H30] ■御津図書館（御津図書館・旧御津歴史資料館） [R1] ■小宅南こども園（旧小宅南幼稚園・旧小宅保育所） ■誉田こども園（旧誉田幼稚園・旧誉田保育所） [R2] ■御津南こども園（旧御津幼稚園・旧苅屋保育所） [R3] ■龍野こども園（旧龍野幼稚園・旧龍野保育所） ■本庁（本庁・旧揖龍広域センター） ■新宮総合支所（新宮総合支所・旧新宮保健センター） ■揖保川総合支所（揖保川総合支所・旧揖保川保健センター）
複合 （移転）	[R2] ■御津総合支所等複合施設（旧御津総合支所・旧御津文化センター・旧御津公民館・旧御津保健センター・旧梅寿園）
貸付け	[H28] ■旧福栖集会所、旧段之上老人憩の家を地元自治会へ貸付 [R1] ■旧室津児童館を地元自治会へ貸付 ■室津診療所を地方独立行政法人たつの市民病院機構へ貸付 [R3] ■旧越部幼稚園を障害福祉サービス事業所として民間へ貸付
譲渡	[H26] ■旧養護老人ホームたつの荘を民間へ譲渡 [H29] ■旧角目市場を民間へ譲渡 [H30] ■旧揖保幼稚園を民間へ譲渡 [R1] ■旧揖西南幼稚園を民間へ譲渡
除却	[H29] ■旧段之上教育集会所の建物を除却し、土地を段之上会館駐車場として利用 [H30] ■旧揖西東こども園の建物を除却し、土地をこども園駐車場として利用 [R2] ■旧誉田こども園の建物を除却し、土地を地元連合自治会へ貸付 ■旧仙正乳児保育園、旧仙正教育集会所、旧仙正老人憩の家の建物を除却し、土地を地元自治会へ貸付 [R3] ■旧龍野保育所の建物を除却し、土地をこども園駐車場として利用

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合であり、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することが可能です。

この比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多くなるため、その維持・更新等に費用を要することになります。

ただし、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されるため、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないことに留意が必要です。

◆有形固定資産減価償却率の算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

本市の有形固定資産減価償却率の推移は下図のようになります。

本市の令和元年度の有形固定資産減価償却率は65.2%です。本市の場合、上昇傾向にあり、主な要因としては、延床面積が大きい小学校・中学校の校舎等の多くが昭和40年代、50年代に集中して整備されたことなど、公共建築物の約7割が築30年以上経過する状況にあるためです。

◆有形固定資産減価償却率の推移

年 度	有形固定資産減価償却率
平成28年度	61.7%
平成29年度	62.9%
平成30年度	64.1%
令和元年度	65.2%

※有形固定資産減価償却率が高くなるほど老朽化が進んでいると判断されます。

たつの市公共施設等総合管理計画

改定日：令和4年3月

発行：たつの市

たつの市龍野町富永 1005 番地 1

編集：企画財政部契約課

**たつの市公共建築物再編実施計画
[改定版]**

平成28年3月
(令和4年3月改定)
たつの市

目次

1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 改定内容	1
(3) 対象施設	1
2 公共建築物の再編に取り組む背景	2
(1) 人口推移	2
(2) 財政状況	2
(3) 公共建築物の保有状況	3
(4) 公共建築物の更新費用	3
3 公共建築物の再編における基本方針	4
(1) 基本方針	4
(2) 縮減した場合の更新費用	4
(3) 計画期間	5
(4) 推進体制、実行方法	5
4 公共建築物の再編における実施計画	6
(1) 実施計画の決定	6
(2) 施設種類ごとの実施計画	7
1 小学校	8
2 中学校	11
3 幼稚園・保育所・認定こども園	13
4 学校給食センター	17
5 庁舎	20
6 保健センター	23
7 文化会館等	26
8 集会施設	29
9 図書館	33
10 スポーツ施設	35
11 資料館等	37
12 道の駅・観光売店	40
13 農業作業所	42
14 資材等倉庫	44
15 その他施設	46
資料編	49
I 再編実施計画に基づく施設の再編実績について	49

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市が所有する公共建築物については、老朽化が進んでおり、今後、施設の更新（大規模改修、建替）に莫大な費用が必要となることが予想されます。また、市町合併により施設数が増え、機能的に重複した施設が複数存在している状況です。

一方、財政面では少子高齢化の進行により市税の増収が見込めず、普通交付税の算定特例（合併算定替）加算も終了したことから、人口規模にあった施設保有量の維持と財政負担の軽減を早期に図る必要があります。

そこで、平成 27 年 3 月に、市民に身近な庁舎、学校、公民館等の公共建築物を対象として、施設の再編や長寿命化により健全で持続可能な施設運営を推進すべく、「たつの市公共建築物再編基本方針」（以下「再編基本方針」という。）を策定しました。

そして、平成 28 年 3 月に、再編基本方針に基づき、施設の維持補修や更新、配置のあり方を検討し、施設の再編を計画的に進めるため、施設ごとの方向性を示した「たつの市公共建築物再編実施計画」（以下「再編実施計画」という。）を策定しました。

(2) 改定内容

①再編基本方針の改定に伴う見直し

総務省からすべての公共施設等（公共建築物、インフラ資産）の老朽化等に対応する「公共施設等の適正かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定要請を踏まえ、平成 29 年 3 月に、再編基本方針を改定し、本市が保有しているすべての公共施設等を対象とした「たつの市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。（当計画の策定に伴い、従前の「たつの市公共建築物再編基本方針」は廃止しました。）

これにより、総合管理計画は、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していく上での基本方針を定めた「行動計画」とし、この行動計画に基づき、施設ごとに施設の再編や長寿命化等の具体的な取組みを示す「個別施設計画」を策定することとしています。なお、再編実施計画は、公共建築物に係る個別施設計画の一つに位置づけています。

②施設保有量の縮減目標値の見直し

従前の再編実施計画では、対象施設の施設保有量（施設の延床面積）を 5 年ごとに 10%縮減し、計画期間（15 年間）において 30%縮減を目標値として設定していましたが、計画策定から 5 年間の再編・縮減の進捗状況を踏まえ、施設保有量縮減の目標値の見直しを行うとともに、今後の施設更新を費用面からも検討し、財政負担の軽減を図るため、新たに施設更新費用についての目標値を設定しました。

③取組内容の見直し

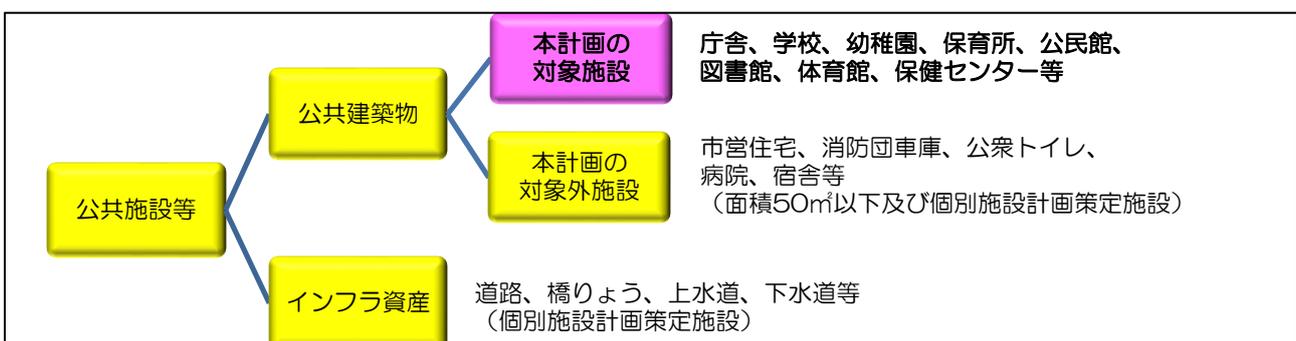
再編実施計画は 3 年ごとに見直しを行うこととしており、この度策定から 6 年経過することから、2 回目の見直しを行いました。取組内容等を 1 回目見直し時点（平成 30 年 3 月時点）から現時点（令和 4 年 3 月時点）のものに変更しています。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、公共施設のうち庁舎、学校、公民館等の公共建築物 166 施設（令和 4 年 3 月時点で 121 施設）としています。

（延床面積が概ね 50 m²以下の公衆トイレ等及び長寿命化等の個別施設計画を別に定める市営住宅等の公共建築物、道路、橋りょう等のインフラ資産は対象外）

<本計画の対象施設>



2 公共建築物の再編に取り組む背景

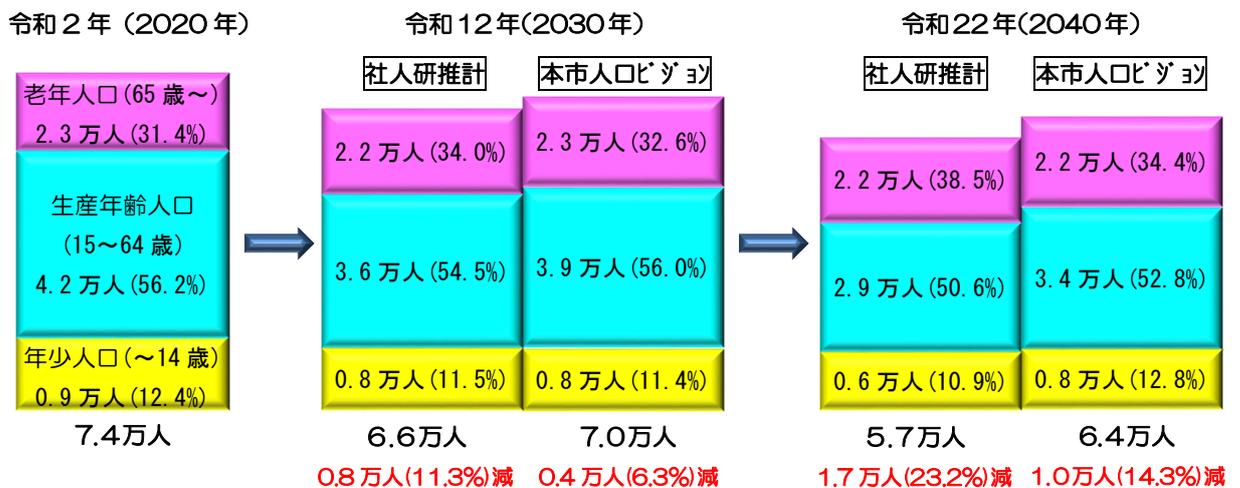
(1) 人口推移

本市の人口は令和2年（2020年）の国勢調査人口において7.4万人となっており、今後、さらに減少するものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が示す地域別将来推計人口（平成30年3月推計）によると、令和22年（2040年）には5.7万人（令和2年比23.2%減）まで大きく減少することが見込まれています。

また、人口構成割合は令和22年（2040年）には年少人口（0～14歳）が10.9%（令和2年比32.5%減）、生産年齢人口（15～64歳）が50.6%（令和2年比30.7%減）、老年人口（65歳以上）が38.5%（令和2年比6.0%減）に減少し、全構成割合においても減少が進行します。

本市においては人口減少対策として、平成27年10月に策定した「たつの市人口ビジョン」及び「たつの市まち未来創生戦略」を令和3年に見直しを行い、令和42年（2060年）の将来人口5.3万人を目指した施策を展開していきます。

<今後の推計人口、人口構成割合>



(2) 財政状況

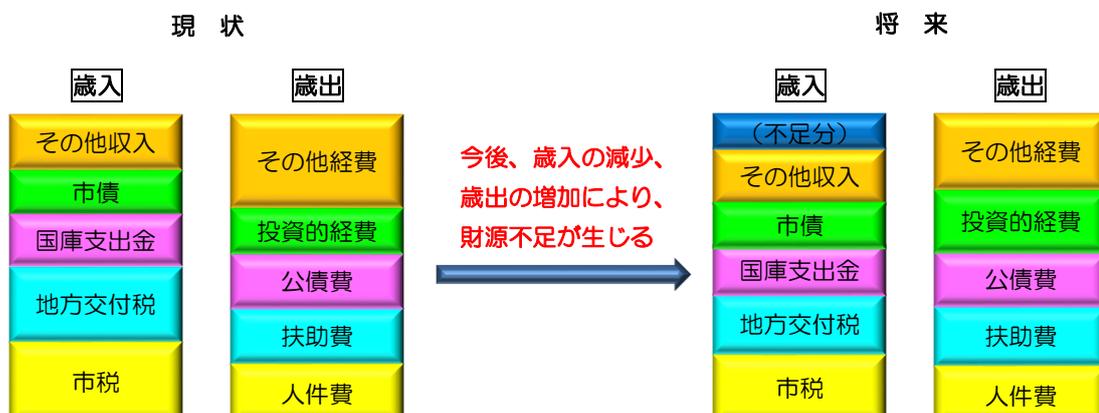
市の財政状況は歳入の確保、歳出の人件費や投資的経費（公共施設整備経費）等の抑制により、健全財政に努めており、将来を見据え、基金への積立を行っています。

しかし今後は、歳入では市税は生産年齢人口の減少に伴い減収、さらに普通交付税の算定特例（合併算定替）加算が終了したことにより大幅な減収になることが見込まれます。

一方、歳出では扶助費（福祉関係経費）は高齢化の進行に伴い増加、さらに投資的経費は公共施設の老朽化に伴い大幅な増加になることが見込まれます。

これらにより、今後の財政は相当厳しくなり、財源不足が生じることも予想されます。

<今後の財政収支>

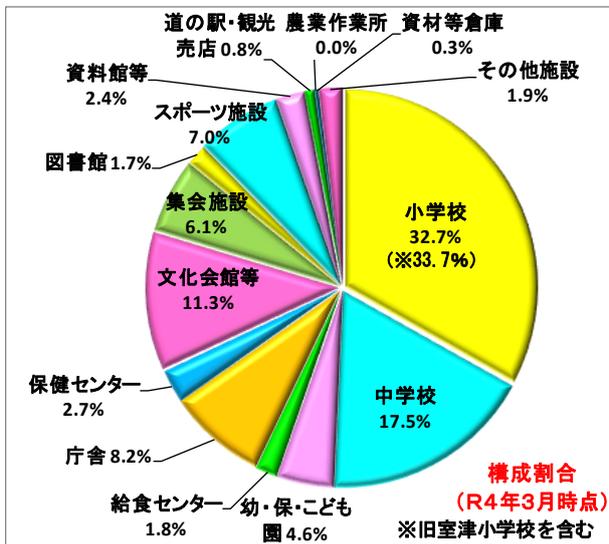


(3) 公共建築物の保有状況

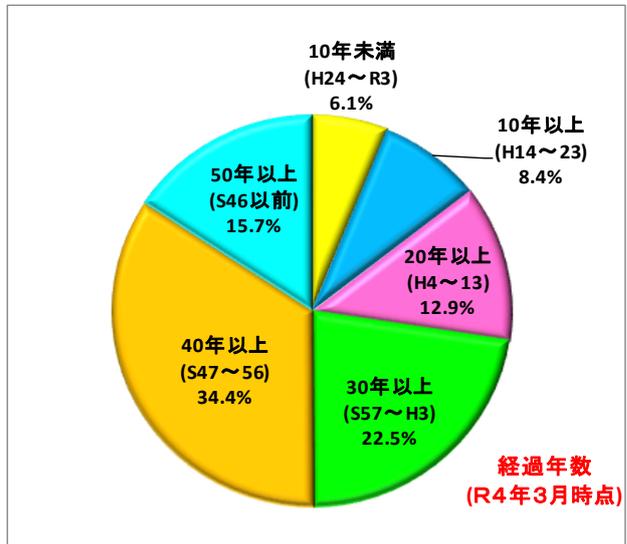
本計画で対象としている 166 施設は、これまでの施設縮減の取組み（幼保施設のこども園化による統廃合、庁舎建設による施設複合化等）により、令和 4 年 3 月時点で 45 施設減の 121 施設となり、延床面積についても 11,441 m²減の 253,302 m²となりましたが、残る対象施設の約 70% が建築後 30 年以上経過し、老朽化による修繕や改修工事が年々増加しています。

さらに今後、更新（大規模改修、建替）する時期が一斉に迫ってくることから、大きな財政負担となることが予想されます。

＜施設種類ごとの延床面積の構成割合＞



＜築後の経過年数の構成割合＞



＜施設種類ごとの施設数、延床面積＞ 令和 4 年 3 月時点 ()内数字は平成 28 年 3 月時点 単位：箇所、m²

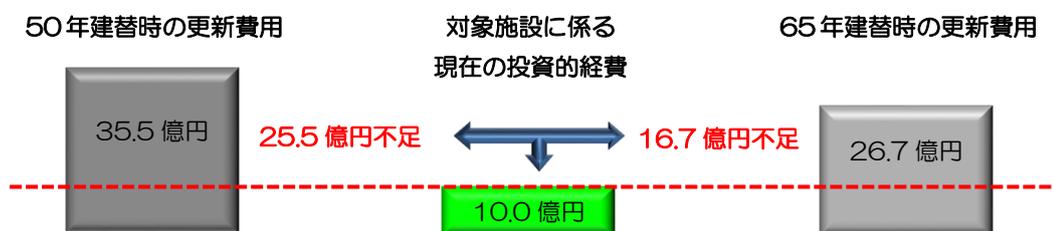
施設種類	施設数	延床面積	構成割合	施設種類	施設数	延床面積	構成割合
1 小学校	16	82,773	32.7%	9 図書館	4	4,297	1.7%
	※1	2,705	1.0%			(4,061)	1.5%
2 中学校	5	44,250	17.5%	10 スポーツ施設	6	17,853	7.0%
		(43,875)	16.6%	11 資料館等		11	5,962
3 幼・保・こども園	14	11,546	4.6%	(13)	(6,311)	2.4%	
		(16,830)	6.4%	12 道の駅・観光売店	4	2,068	0.8%
4 給食センター	3	4,549	1.8%	13 農業作業所	0	0	0.0%
		(4,284)	1.6%	(7)	(2,159)	0.8%	
5 庁舎	5	20,862	8.2%	14 資材等倉庫	5	799	0.3%
		(16,352)	6.2%	15 その他施設	9	4,784	1.9%
6 保健センター	1	6,789	2.7%	(14)	(6,653)	2.5%	
		(8,160)	3.1%	合計	121	253,302	100.0%
7 文化会館等	8	28,525	11.3%	(166)	(264,743)	100.0%	
		(30,393)	11.5%	※旧室津小学校 (R3.3.31閉校)			
8 集会施設	29	15,540	6.1%				
		(19,166)	7.2%				

(4) 公共建築物の更新費用

老朽化した施設を更新する上で、今後 40 年間に必要となる費用を総務省が示す試算方法（延床面積×1 m²あたりの更新単価）により算出したところ、50 年で建替をする場合には約 1,418 億円（年平均 35.5 億円）、65 年で建替をする場合には約 1,068 億円（年平均 26.7 億円）という莫大な金額が算出されました。

一方、本計画の対象施設に係る現在の投資的経費は年間 10.0 億円（平成 18~25 年度平均）であることから、試算した更新費用との乖離は大きく、全ての施設を更新することは相当厳しいものと考えられます。

＜今後 40 年間の年平均更新費用の見込み＞



3 公共建築物の再編における基本方針

(1) 基本方針

人口が減少し、財政状況が厳しくなる中、施設を現状のまま維持し、更新していくことは将来困難になると考えられるため、施設のあり方や必要性を検討し、施設の統廃合や複合化を図ることを目的として、『公共建築物の再編における基本方針』を下記のとおり定めました。

この基本方針に基づき、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効活用を目指し、施設の再編を進め、健全で持続可能な施設運営を推進していきます。

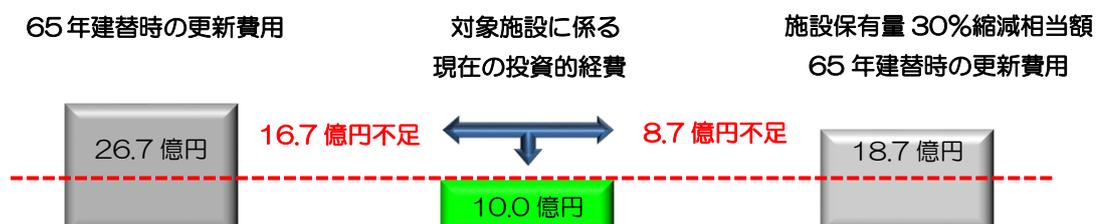


(2) 縮減した場合の更新費用

今後 40 年間に於いて、施設保有量を 30% 縮減し、施設使用年数を 65 年とする目標を達成することにより、更新費用は約 748 億円（年平均 18.7 億円）まで縮減することができます。

それでもなお、縮減後の更新費用は現在の投資的経費の支出水準以上であるため、投資的経費以外の支出を抑制する等により、必要な投資的経費を確保していきます。

<今後 40 年間の年平均更新費用の見込み>



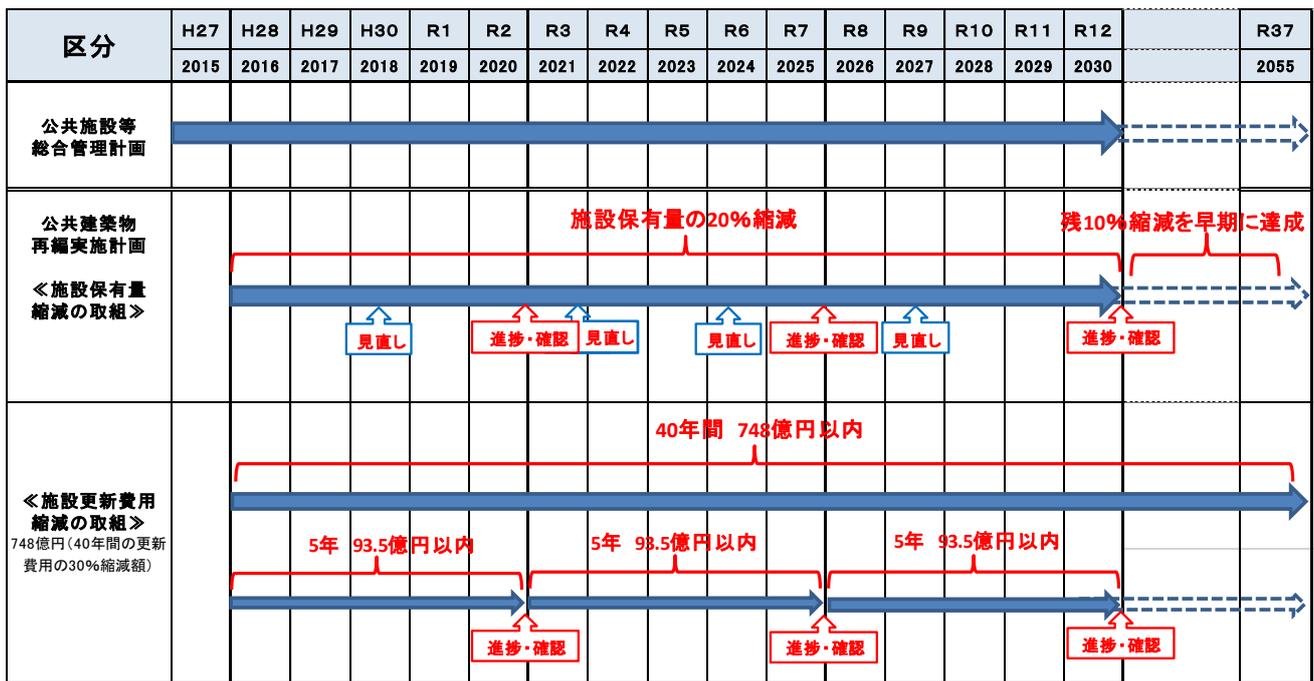
(3) 計画期間

公共建築物の再編においては、平成28年度から令和12年度までの15年間の計画期間として定め、施設保有量については、令和3年度までの対象施設の再編・縮減の取組み状況を踏まえ、令和12年度までの縮減目標を20%とします。

なお、対象施設の多くが令和12年度以降に大規模改修及び建替を迎える現状を鑑み、今後の施設更新については、費用面からも検討を行い、今後40年間に於いて施設保有量を30%縮減した施設更新費用の相当額748億円を達成するため、5年ごとの更新費用を93.5億円以下とします。

再編実施計画については、人口・財政状況及び個々の進捗状況を踏まえて、3年ごとに見直しを行うとともに、計画期間が満了する令和13年度（2031年度）以降も、市の状況に応じ、引き続き検討を継続していきます。

＜計画期間における縮減取組＞



(4) 推進体制、実行方法

基本方針に基づく実施計画を円滑に推進するため、下記のとおり庁内の推進体制を確立し、実行していきます。

＜推進体制＞

体制	ワーキングチーム	公共施設等総合管理計画推進委員会	施設所管課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 建物状態の現地確認 施設評価方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内組織の横断的な調整 施設評価の実施 実施計画の策定、見直し及び進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の台帳整備、点検実施 施設の方向性決定 実施計画に基づく実行

＜実行方法＞

項目	具体的な内容	実施主体
施設の現況把握	施設データ（建物、利用、経費状況等）を収集、一元化	ワーキング、所管課
方向性の検討	施設種類ごとに施設データを分析、方向性を検討	ワーキング、所管課
施設評価の実施	施設ごとに施設評価を実施、方向性を決定	ワーキング、委員会、所管課
実施計画の策定	施設ごとに再編方法、再編期間等を決定	委員会、所管課
実行	実施計画に基づく実行	所管課

4 公共建築物の再編における実施計画

(1) 実施計画の決定

実施計画においては、対象としている 166 施設を 15 種類に分類し、施設種類ごとに再編の取組みの方向性を示し、検討を行った上で、具体的な再編方法及び再編期間を決定していきます。

再編期間については、5 年以内、10 年以内、15 年以内のいずれかを設定し、取組内容の実行を終えた時点で完了とします。

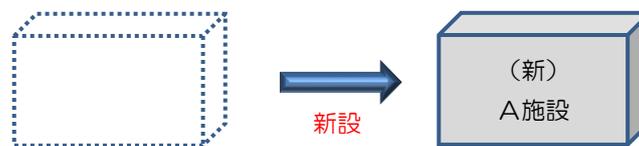
また、個別の進捗状況については、随時報告していくとともに、3 年ごとに計画全体の見直しを行っていきます。

<再編方法、イメージ図>

再編区分	内容説明
① 新設	建物を新たに建てる。
② 建替	建物を建て替える。
③ 建物縮小	建物の大きさや棟数を減築等により縮小する。
④ 集約	同種の機能を一つの施設に集める。
⑤ 複合（移転）	異種の機能を一つの施設に集める。
⑥ 用途変更	現在の機能を他の機能に変更する。
⑦ 用途廃止	機能を廃止する。
⑧ 貸付け	建物を民間に貸し付ける。
⑨ 譲渡	建物を民間に受け渡す。
⑩ 除却	建物を取り壊す。

①新設

(例) A施設を新設



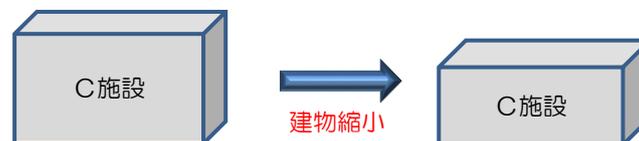
②建替

(例) B施設を建替



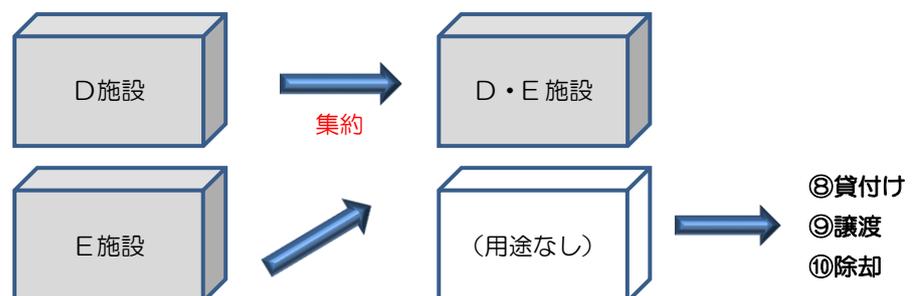
③建物縮小

(例) C施設を減築し、建物縮小

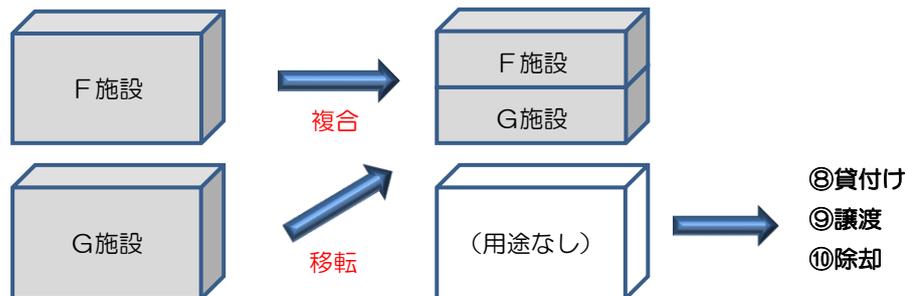


④集約

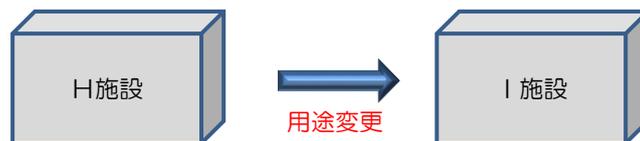
(例) D施設に同種機能をもつE施設を集約



⑥複合（移転） （例）F施設に異種機能をもつG施設を移転し、施設を複合化



⑦用途変更 （例）H施設を他の機能のI施設に用途変更



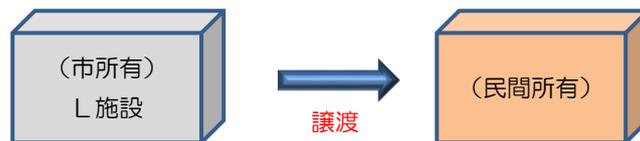
⑦用途廃止 （例）J施設を用途廃止



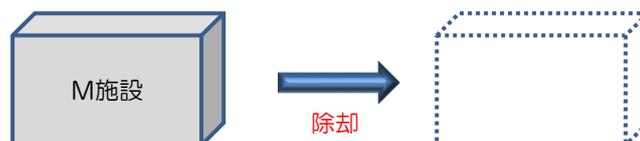
⑧貸付け （例）K施設を民間に貸付け



⑨譲渡 （例）L施設を民間に譲渡



⑩除却 （例）M施設を除却



(2) 施設種類ごとの実施計画

次頁以降、施設種類ごとに取組内容（検討状況）を記載した実施計画を示します。

※取組状況一覧における再編区分、主要棟、利用者数、維持管理費については以下のとおり。

再編区分：上記に示す再編方法のうち該当する再編区分を表示

再編期間：完了表記は、今後、原則として大規模改修及び建替費用を要さないことが決定された施設を示す

主要棟：複数棟からなる施設において、全体の管理運営を行っている棟

利用者数：年間利用人数（小中学校、幼稚園、保育所、こども園は児童・生徒数）

維持管理費：施設の維持管理に係る費用（維持管理費＋人件費－使用料等収入）

1 小学校

施設概要

(1) 施設概要

- ・心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を実施している。

(2) 配置状況

- ・16校を設置している。(施設を再編する以前は、17校)
- ・播磨科学公園都市には、播磨高原広域事務組合立の小学校1校の設置がある。

<対象施設>

西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、新宮小学校、越部小学校、小宅小学校、
誉田小学校、神岡小学校、龍野小学校、揖西東小学校、揖西西小学校、揖保小学校、
半田小学校、神部小学校、河内小学校、御津小学校

[用途廃止] 室津小学校

[組合立] 播磨高原東小学校

現状と課題 (平成28年3月時点)

(1) 建物状況

- ・多くの建物は建設後30年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・校舎や屋内運動場については、耐震改修が全て完了している。
- ・建物面積が大きいと、多額の更新費用が必要となる。

(2) 運営状況

- ・児童数は減少してきており、今後も減少が見込まれる。
- ・児童数の減少に伴い学級数が減少し、標準規模未満の学校(12学級未満)が増加している。
- ・学級数の減少により発生した余裕教室については、少人数学習等の教室として使用している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・良好な教育環境を確保していくため、「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針」に基づき、保護者、地域住民及び教育委員会が十分な議論を重ね、今後の学校の在り方について検討を行う。協議の結果、存続となった場合は、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる。また、統合となった場合は、地域コミュニティの核となる施設としての利活用方策を検討する。
- ・余裕教室については、有効活用を検討する。
- ・建物を更新する際には、余裕教室等の状況を踏まえて、減築等により建物面積を縮減し、更新費用の抑制を図る。



【具体的な取組み】

- ・令和3年度から御津小学校と室津小学校を統合。
(室津小学校は用途廃止)

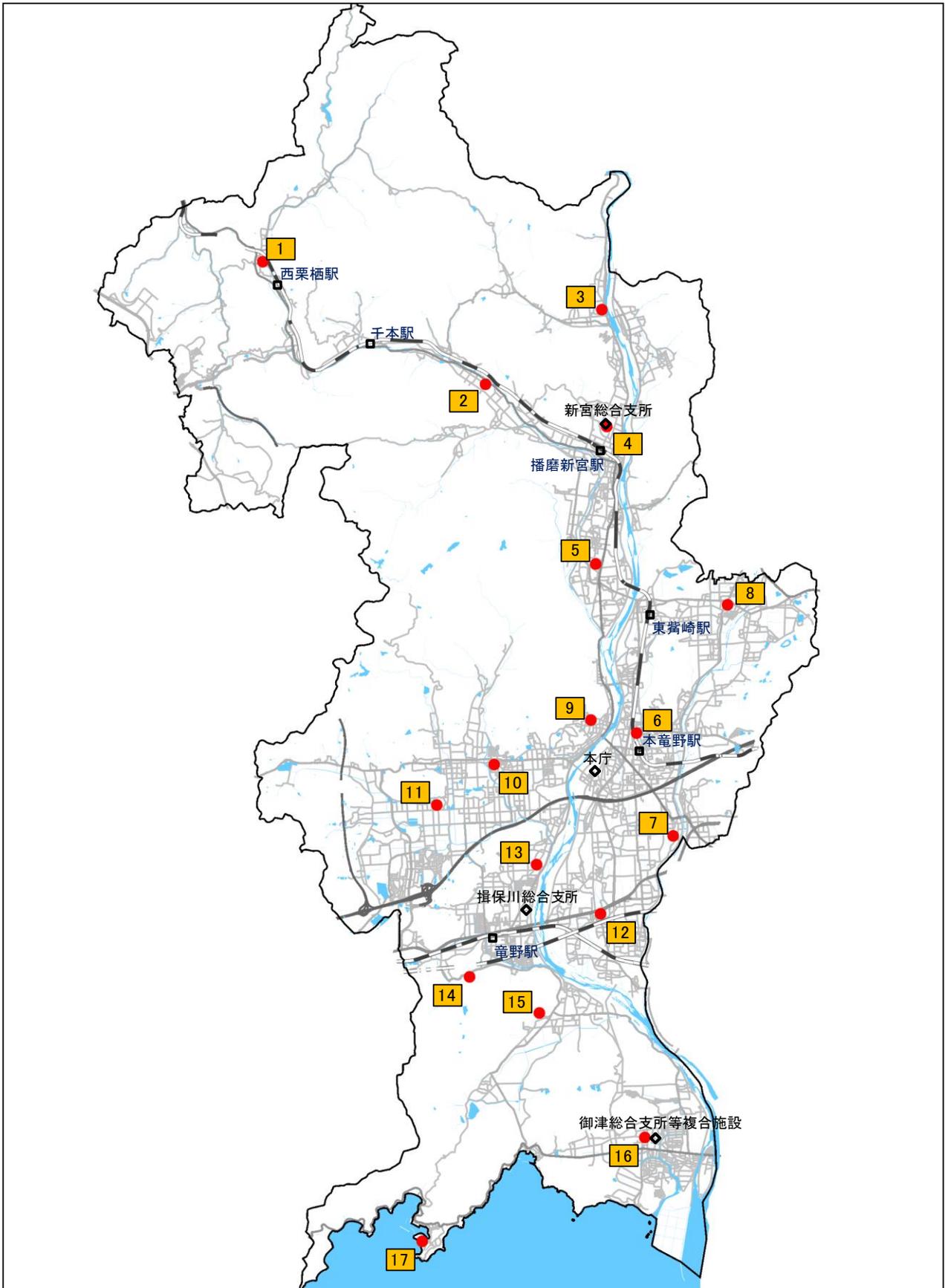
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2児童数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
1	西栗栖小学校	④ ⑦	10年以内	集約を検討(新宮地域小中一貫校)集約による用途廃止施設は、地域コミュニティの核となる利活用方策を検討	2,582	1983年(S58)	38年	39	7,358
2	東栗栖小学校				3,011	1984年(S59)	37年	77	9,136
3	香島小学校				4,002	1982年(S57)	39年	86	9,978
4	新宮小学校				6,771	1974年(S49)	47年	201	12,309
5	越部小学校				4,020	1965年(S40)	56年	150	13,090
6	小宅小学校	—	—	—	9,110	1981年(S56)	40年	964	62,592
7	誉田小学校	③ ④ ⑦	15年以内	建物縮小、集約を検討集約による用途廃止施設は、地域コミュニティの核となる利活用方策を検討	5,119	1978年(S53)	43年	151	22,063
8	神岡小学校				5,521	1976年(S51)	45年	231	16,784
9	龍野小学校				5,335	1985年(S60)	36年	245	23,637
10	揖西東小学校				4,964	1985年(S60)	36年	263	22,856
11	揖西西小学校				5,277	1985年(S60)	36年	313	26,763
12	揖保小学校				6,423	1980年(S55)	41年	191	28,039
13	半田小学校	③ ④ ⑦	10年以内	建物縮小、集約を検討集約による用途廃止施設は、地域コミュニティの核となる利活用方策を検討	4,903	1972年(S47)	49年	148	20,525
14	神部小学校				5,329	1978年(S53)	43年	411	36,295
15	河内小学校				3,056	1986年(S61)	35年	71	14,883
16	御津小学校	—	—	—	7,350	1968年(S43)	53年	427	23,479
17	旧室津小学校	⑦	10年以内	用途廃止し、御津小学校と統合済今後利活用方策を検討	2,705	1970年(S45)	51年		

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ③建物縮小、④集約、⑦用途廃止

位置図



No	施設名	No	施設名	No	施設名	No	施設名
1	西栗栖小学校	6	小宅小学校	11	揖西西小学校	16	御津小学校
2	東栗栖小学校	7	誉田小学校	12	揖保小学校	17	旧室津小学校
3	香島小学校	8	神岡小学校	13	半田小学校		
4	新宮小学校	9	龍野小学校	14	神部小学校		
5	越部小学校	10	揖西東小学校	15	河内小学校		

2 中学校

施設概要

(1) 施設概要

- ・小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を実施している。

(2) 配置状況

- ・5校を設置している。
- ・播磨科学公園都市には、播磨高原広域事務組合立の中学校1校の設置がある。

<対象施設>

新宮中学校、龍野東中学校、龍野西中学校、揖保川中学校、御津中学校
[組合立] 播磨高原東中学校

現状と課題 (平成28年3月時点)

(1) 建物状況

- ・多くの建物は建設後30年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・校舎や屋内運動場については、耐震改修が全て完了している。
- ・建物面積が大きいため、多額の更新費用が必要となる。

(2) 運営状況

- ・生徒数は減少してきており、今後も減少が見込まれる。
- ・生徒数の減少に伴い学級数が減少し、標準規模未満の学校(12学級未満)が存在している。
- ・学級数の減少により発生した余裕教室については、少人数学習等の教室として使用している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・現状を維持して運営する。
- ・余裕教室については、有効活用を図る。
- ・建物を更新する際には、余裕教室等の状況を踏まえて、減築等により建物面積を縮減し、更新費用の抑制を図る。

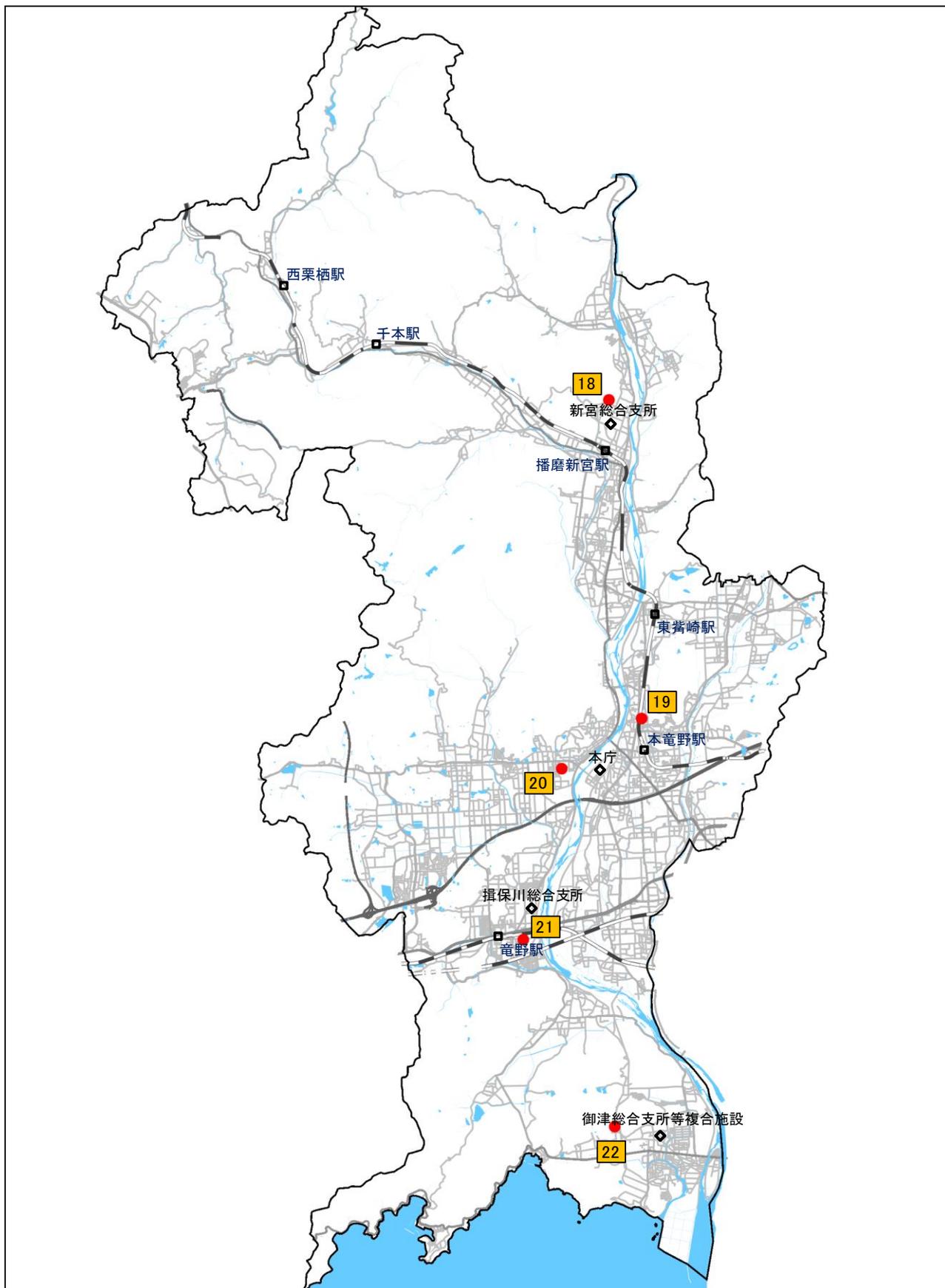
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成28年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2生徒数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
18	新宮中学校	④	10年以内	集約を検討(新宮地域小中一貫校)	9,557	1963年(S38)	58年	289	26,556
19	龍野東中学校	③ ⑤	更新時	更新時に建物縮小、複合化を検討	10,395	1969年(S44)	52年	605	32,333
20	龍野西中学校				9,314	1968年(S43)	53年	462	22,119
21	揖保川中学校				7,209	1980年(S55)	41年	316	19,800
22	御津中学校				7,775	1957年(S32)	64年	253	20,824

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ③建物縮小、④集約、⑤複合(移転)

位置図



No	施設名
18	新宮中学校
19	龍野東中学校
20	龍野西中学校
21	揖保川中学校
22	御津中学校

3 幼稚園・保育所・認定こども園

施設概要

(1) 施設概要

幼稚園	就学前の幼児を保育し、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育法に基づく施設
保育所	保護者が仕事や出産等の事情で保育ができない就学前までの乳幼児を保育し、健全な心身の発育を促す児童福祉施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設で、就学前までの乳幼児に対し、教育・保育を一体的に実施

(2) 配置状況

- ・現在、29園（公立14園、私立15園）を設置している。
- ・公立施設（市が運営）については、幼稚園2園、保育所1園、認定こども園11園。（幼保を再編する以前は、31園（幼稚園19園、保育所12園））
- ・私立施設（民間が運営）については、保育所7園、認定こども園8園。

<対象施設>

幼稚園	半田幼稚園、河内幼稚園 [閉園] 東栗栖幼稚園、香島幼稚園、越部幼稚園、神岡幼稚園、室津幼稚園 [譲渡] 揖西南幼稚園、揖保幼稚園
保育所	神岡保育所 [除却] 仙正乳児保育園 [閉園] 小宅保育所、揖西西保育所、苅屋保育所 [私立] 東栗栖保育園、香島保育園、西楽保育園、たんぼぼ保育園、龍野太陽保育園、揖保みどり保育園、岩見保育所
認定こども園	西栗栖こども園、新宮こども園、龍野こども園、小宅北こども園、小宅南こども園、揖西東こども園、揖西中こども園、誉田こども園、神部こども園、御津北こども園、御津南こども園 [私立] 心光こども園、旭こども園、あそびの丘、まことこども園、すみれこども園、まあや学園、第一仏光こども園、じょうせんこども園

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・幼稚園及び保育所の多くは建設後30年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・就学前児童数は減少してきており、今後も減少が見込まれる。
- ・就園児童数については、幼稚園は減少している一方、保育所、認定こども園は増加している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・良好な教育・保育環境を確保していくため、今後の就学前児童数の推移等を踏まえ、幼稚園と保育所を統合し、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた認定こども園への用途変更を図る。
- ・民間活用を推進し、民間による施設運営を図る。
- ・用途廃止（閉園）した施設については、建物の利用を検討する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

・西栗栖幼稚園と西栗栖保育園を統合し、平成 27 年度をもって西栗栖こども園に集約（西栗栖幼稚園は用途廃止）
・新宮幼稚園と新宮保育園を統合し、平成 27 年度をもって新宮こども園に集約
・揖西北幼稚園と揖西中保育所を統合し、平成 27 年度をもって揖西中こども園に集約（揖西北幼稚園は用途廃止）
・揖西東幼稚園と揖西東保育所を統合し、平成 29 年度をもって揖西東こども園に集約、平成 30 年度に新園舎へ移転
・揖保幼稚園は、平成 29 年度末に用途廃止し、民間に移管（建物を譲渡、土地を貸付け）
・御津保育所は、平成 30 年度をもって御津北こども園に変更
・揖西南幼稚園は、平成 30 年度末に用途廃止し、民間に移管（建物を譲渡、土地を貸付け）
・室津幼稚園は、平成 30 年度末に用途廃止
・小宅南幼稚園と小宅保育所を統合し、令和元年度をもって小宅南こども園に集約（小宅保育所は用途廃止）
・誉田幼稚園と誉田保育所を統合し、令和元年度をもって誉田こども園に集約、令和 2 年度に移転（誉田保育所は建物除却後、土地を地元連合自治会に無償貸付け）
・神部幼稚園は、令和元年度をもって神部こども園に変更
・東栗栖幼稚園、越部幼稚園は、令和元年度末に用途廃止（越部幼稚園は土地・建物を民間に有償貸付け）
・仙正乳児保育園、揖西西保育所は、令和元年度末に用途廃止（仙正乳児保育園は建物除却後、土地を地元自治会へ無償貸付け）
・小宅北幼稚園は、令和 2 年度をもって小宅北こども園に変更
・御津幼稚園と苧屋保育所を統合し、令和 2 年度をもって御津南こども園に集約（苧屋保育所は用途廃止）
・龍野幼稚園と龍野保育所を統合し、令和 3 年度をもって龍野こども園に集約（龍野保育所は用途廃止し、除却）
・香島幼稚園、神岡幼稚園は、令和 3 年度末に用途廃止

【取組状況一覧】

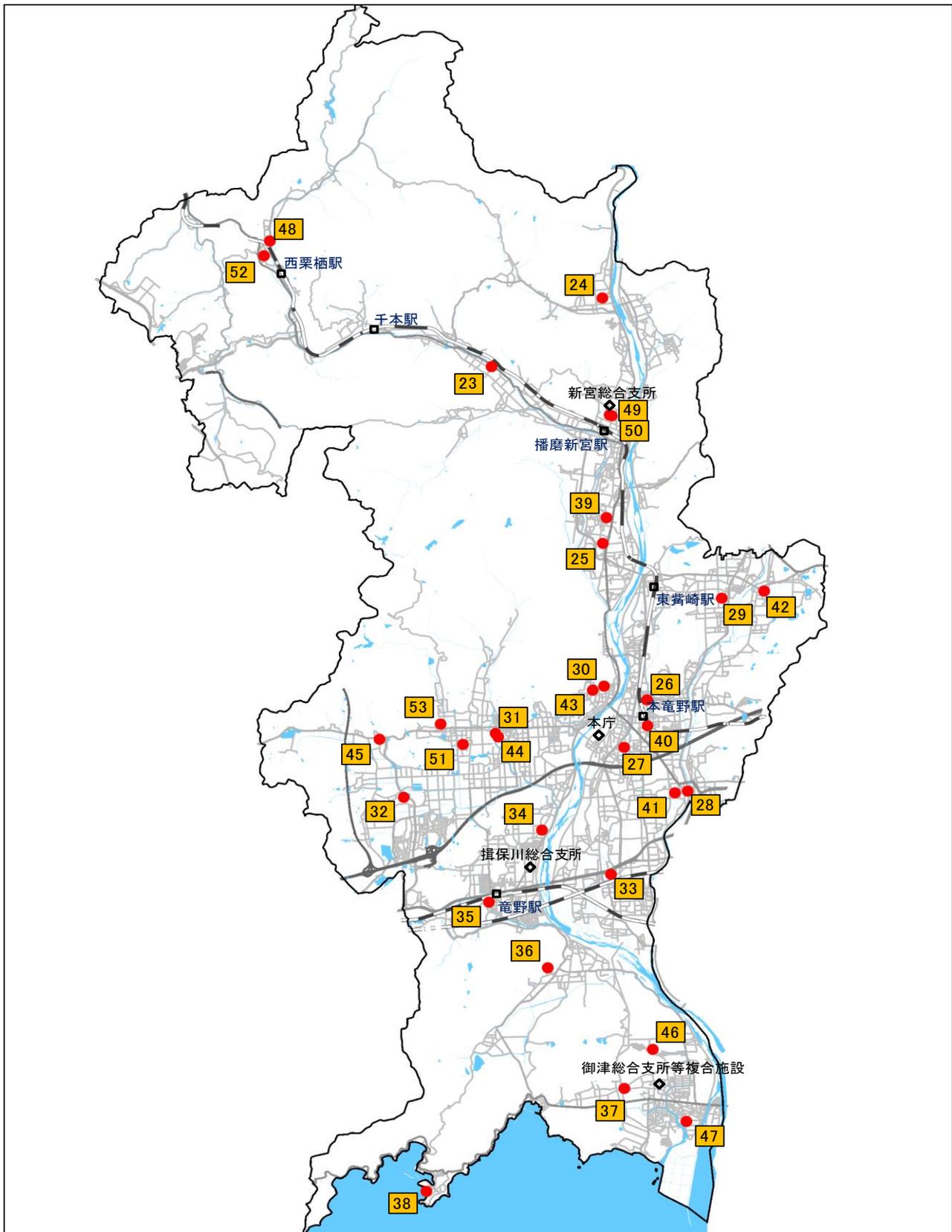
（再編期間は、平成 28 年度開始）

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2児童数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
23	旧東栗栖幼稚園	⑦	完了	用途廃止	268	1987年(S62)	34年	/	187
24	旧香島幼稚園	⑦	完了	用途廃止	799	2004年(H16)	17年	/	20,765
25	旧越部幼稚園	⑦→⑧	完了	用途廃止し、障害福祉サービス事業所として民間に有償貸付け	380	1987年(S62)	34年	/	207
26	小宅北こども園 (旧小宅北幼稚園)	—	完了	こども園に変更	1,189	1993年(H5)	28年	144	83,198
27	小宅南こども園 (旧小宅南幼稚園)	④	完了	こども園に集約	1,424	2018年(H30)	3年	135	90,188
28	誉田こども園 (旧誉田幼稚園)	④	完了	こども園に集約	777	1990年(H2)	31年	73	63,555
29	旧神岡幼稚園	⑦	完了	用途廃止	882	1973年(S48)	48年	/	20,640
30	龍野こども園 (旧龍野幼稚園)	④	完了	こども園に集約	853	1991年(H3)	30年	-	150
31	揖西東こども園 (旧揖西東幼稚園)	④	完了	こども園に集約	1,224	2017年(H29)	4年	114	40,351
32	旧揖西南幼稚園	⑦→⑨	完了	用途廃止し、民間に譲渡（私立こども園へ移行）	609	1985年(S60)	/	/	/
33	旧揖保幼稚園	⑦→⑨	完了	用途廃止し、民間に譲渡（私立こども園へ移行）	675	1994年(H6)	/	/	/

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2児童数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
34	半田幼稚園	⑦	10年以内	用途廃止	539	1995年(H7)	26年	24	21,260
35	神部こども園(旧神部幼稚園)	—	完了	こども園に変更	695	1997年(H9)	24年	68	61,534
36	河内幼稚園	⑦	10年以内	用途廃止	538	1964年(S39)	57年	3	20,424
37	御津南こども園(旧御津幼稚園)	④	完了	こども園に集約	824	2019年(H31)	2年	49	51,115
38	旧室津幼稚園	⑦	完了	用途廃止	576	1978年(S53)	43年		102
39	旧仙正乳児保育園	⑦→⑩	完了	用途廃止し、除却(土地は地元自治会へ無償貸付け【維持管理費は自治会負担】)	265	1976年(S51)			
40	旧小宅保育所	④→⑦	完了	用途廃止(小宅南こども園に集約)土地活用について検討	498	1974年(S49)	47年		366
41	旧誉田こども園(旧誉田保育所)	④→⑩	完了	用途廃止し、除却(土地は地元連合自治会へ無償貸付け【維持管理費は連合自治会負担】)	343	1973年(S48)			
42	神岡保育所	—	10年以内	施設の運営形態を継続検討	365	1982年(S57)	39年	40	50,624
43	旧龍野保育所	④→⑩	完了	用途廃止(龍野こども園に集約)し、除却(土地はこども園駐車場として利用)	396	1975年(S50)			
44	旧揖西東こども園(旧揖西東保育所)	④→⑩	完了	用途廃止し、除却(土地はこども園駐車場として利用)	687	1978年(S53)			
45	旧揖西西保育所	⑦	完了	用途廃止	390	1977年(S52)	44年		316
46	御津北こども園(旧御津保育所)	—	完了	こども園に変更	625	1992年(H4)	29年	64	60,004
47	旧苅屋保育所	④→⑦	完了	用途廃止(御津南こども園に集約)	376	1994年(H6)	27年		466
48	西栗栖こども園(旧西栗栖保育園)	④	完了	こども園に集約	396	1980年(S55)	41年	47	59,171
49 50	新宮こども園(旧新宮幼稚園、旧新宮保育園)	④ ④	完了	こども園に集約(新宮幼稚園と新宮保育所を統合し、両方の建物を使用)	1,367	1982年(S57)	39年	115	82,537
51	揖西中こども園(旧揖西中保育所)	④	完了	こども園に集約	730	1979年(S54)	42年	67	61,201
52	旧西栗栖幼稚園	④→⑦	完了	用途廃止(西栗栖こども園に集約)	269	1987年(S62)	34年		
53	旧揖西北幼稚園	④→⑦	完了	用途廃止(揖西中こども園に集約)	415	1979年(S54)	42年		235

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑦用途廃止、⑧貸付け、⑨譲渡、⑩除却

位置図



No	施設名	No	施設名	No	施設名	No	施設名
23	旧東栗栖幼稚園	32	旧揖西南幼稚園	41	旧誉田こども園	49	新宮こども園 (旧新宮幼稚園、 旧新宮保育園)
24	旧香島幼稚園	33	旧揖保幼稚園	42	神岡保育所		
25	旧越部幼稚園	34	半田幼稚園	43	旧龍野保育所	50	揖西中こども園
26	小宅北こども園	35	神部こども園	44	旧揖西東こども園		
27	小宅南こども園	36	河内幼稚園	45	旧揖西西保育所	51	揖西中こども園
28	誉田こども園	37	御津南こども園	46	御津北こども園	52	旧西栗栖幼稚園
29	旧神岡幼稚園	38	旧室津幼稚園	47	旧苧屋保育所	53	旧揖西北幼稚園
30	龍野こども園	39	旧仙正乳児保育園	48	西栗栖こども園		
31	揖西東こども園	40	旧小宅保育所				

4 学校給食センター

施設概要

(1) 施設概要

- ・小学校、中学校及び幼稚園の児童、生徒に対する給食を調理、配送している。

(2) 配置状況

- ・3施設を設置している。

<対象施設>

新宮学校給食センター、中央学校給食センター、御津学校給食センター

現状と課題 (平成28年3月時点)

(1) 建物状況

- ・中央学校給食センターについては、平成28年度に新設している。
- ・新宮学校給食センターについては、建設後40年以上経過しており、設備の老朽化により一時休止している。
- ・御津学校給食センターについては、建設後40年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・自校方式(各学校に設置した給食室で調理)の給食室についても、建物や設備の老朽化が進んでいる。神岡小学校については、給食室の設備の老朽化により一時休止している。

(2) 運営状況

- ・新宮地域と御津地域については、小学校、中学校、幼稚園ともにセンター方式(学校給食センターで調理、配送)による給食を実施しており、中央学校給食センター及び御津学校給食センターから配送している。
- ・龍野地域と揖保川地域については、小学校は自校方式による給食を実施している。(神岡小学校については、給食室の設備の老朽化により、中央学校給食センターから配送している。)中学校はセンター方式による給食を実施しており、中央学校給食センターから配送している。揖保川地域の幼稚園は小学校から給食を配送している。龍野地域の幼稚園は給食を実施していない。
- ・対象者である児童・生徒数は減少してきており、今後も減少が見込まれる。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・中央学校給食センター以外の給食施設については、老朽化が著しいため、施設整備のあり方について検討を進め、安全安心な給食を提供する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

- ・令和5年度から中央学校給食センターとの2つの学校給食センターによる市内の全小・中学校への給食を提供するため、北学校給食センターを建設、自校方式は全てセンター方式に移行(新宮及び御津学校給食センターは令和4年度末に用途廃止し、令和5年度に除却予定)

【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
54	新宮学校給食センター	④→⑩	10年以内	老朽化により一時休止し、中央学校給食センターから配送。北学校給食センターの建設にあわせて、用途廃止し除却	555	1973年(S48)	48年		
55	中央学校給食センター	①	完了	新設し、供用開始済	3,265	2016年(H28)	5年	3,157	195,851
56	御津学校給食センター	④→⑩	10年以内	北学校給食センターの建設にあわせて、用途廃止し除却	729	1978年(S53)	43年	508	55,288

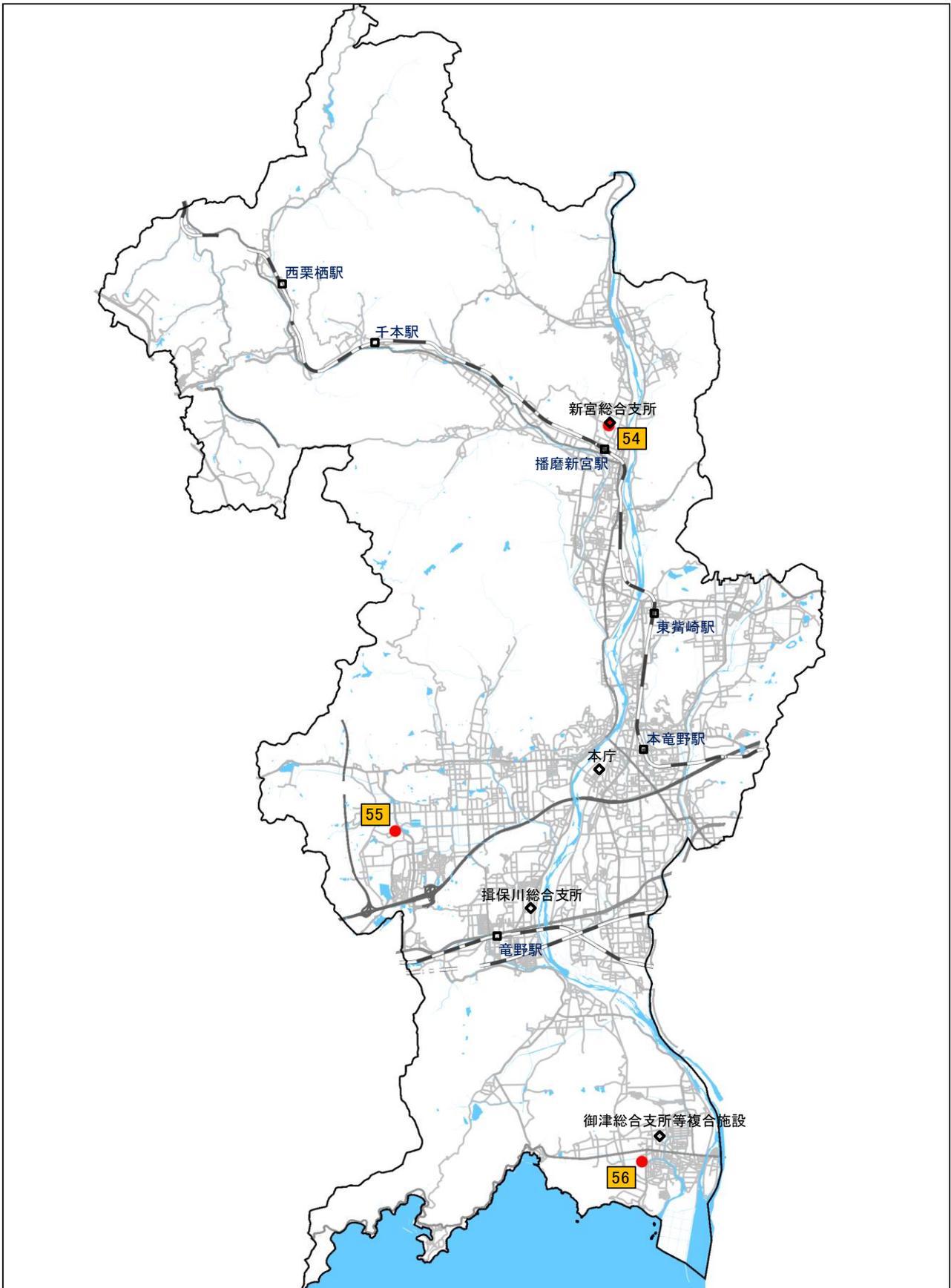
※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ①新設、④集約、⑩除却

■北学校給食センター(イメージ図)



令和5年度供用開始予定

位置図



No	施設名
54	新宮学校給食センター
55	中央学校給食センター
56	御津学校給食センター

5 庁舎

施設概要

(1) 施設概要

本庁	市の行政を行う中心施設として、各種窓口・相談業務等の様々な行政サービスを提供
総合支所	地域に身近な市の行政施設として、主に各種窓口・相談業務に係る行政サービスを提供
出張所	地域に身近な市の行政施設として、主に窓口業務に係る行政サービスを提供

(2) 配置状況

- ・5施設（本庁1施設、総合支所3施設、出張所1施設）を設置している。（施設を再編する以前は、6施設（本庁2施設、総合支所3施設、出張所1施設））

<対象施設>

本庁	本庁 [除却] 揖龍広域センター
総合支所	新宮総合支所、揖保川総合支所、御津総合支所等複合施設※
出張所	室津出張所（室津センター内）

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・本庁、旧揖龍広域センター、御津総合支所については、建設後40年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・揖保川総合支所については、建設後20年以上経過し、設備が劣化してきている。

(2) 運営状況

- ・本庁については、市の行政機関の拠点として、多くの行政事務を集約し、多数の職員を配置している。
- ・総合支所及び出張所については、市の行政事務を行う出先機関として、窓口業務を中心とした部署を設置している。

再編の取組み

【取組みの方向性と実施内容】

- ・本庁については、本庁舎を増改築し、分庁舎及び揖龍広域センターを除却した。
- ・旧御津総合支所※については、庁舎、文化センター、公民館、保健センター機能等を複合した施設を整備し配置した。
- ・出張所については、施設のあり方を検討する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

・揖保川総合支所（2・3階）は、平成25年度をもって西はりま消防組合に貸与済
・本庁は、令和3年度に本庁舎を増改築し、分庁舎を除却
・揖龍広域センターは、令和3年度末に除却
・旧御津総合支所※は、令和2年度に庁舎、文化センター、公民館、保健センター機能等を移転した複合施設として整備し配置（旧御津総合支所を除却）

※旧御津総合支所は令和2年度に複合施設として整備されたため、複合前の施設を旧御津総合支所、複合後の施設を御津総合支所等複合施設と表示する。

【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積 (㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数 (人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
57	本庁	④	完了	本庁舎を増改築し、分庁舎を除却	10,434	1972年 (S47)	49年	-	2,931,073
58	旧揖龍広域センター	④→⑩	完了	本庁舎に集約し、除却	687	1973年 (S48)			
59	新宮総合支所	-	-	保健センター機能を集約	2,424	2005年 (H17)	16年	-	126,061
60	揖保川総合支所	-	-	西はりま消防組合に貸付け(2・3F)保健センター機能を集約	4,314	1991年 (H3)	30年	-	140,722
61	御津総合支所等複合施設	⑤→②	完了	複合施設を整備し、配置(旧御津総合支所を除却)	3,640	2020年 (R2)	1年	-	150,085
62	室津出張所(室津センター内)	-	10年以内	施設のあり方を検討	50	1983年 (S58)	38年	-	10,858

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ②建替、④集約、⑤複合(移転)、⑩除却

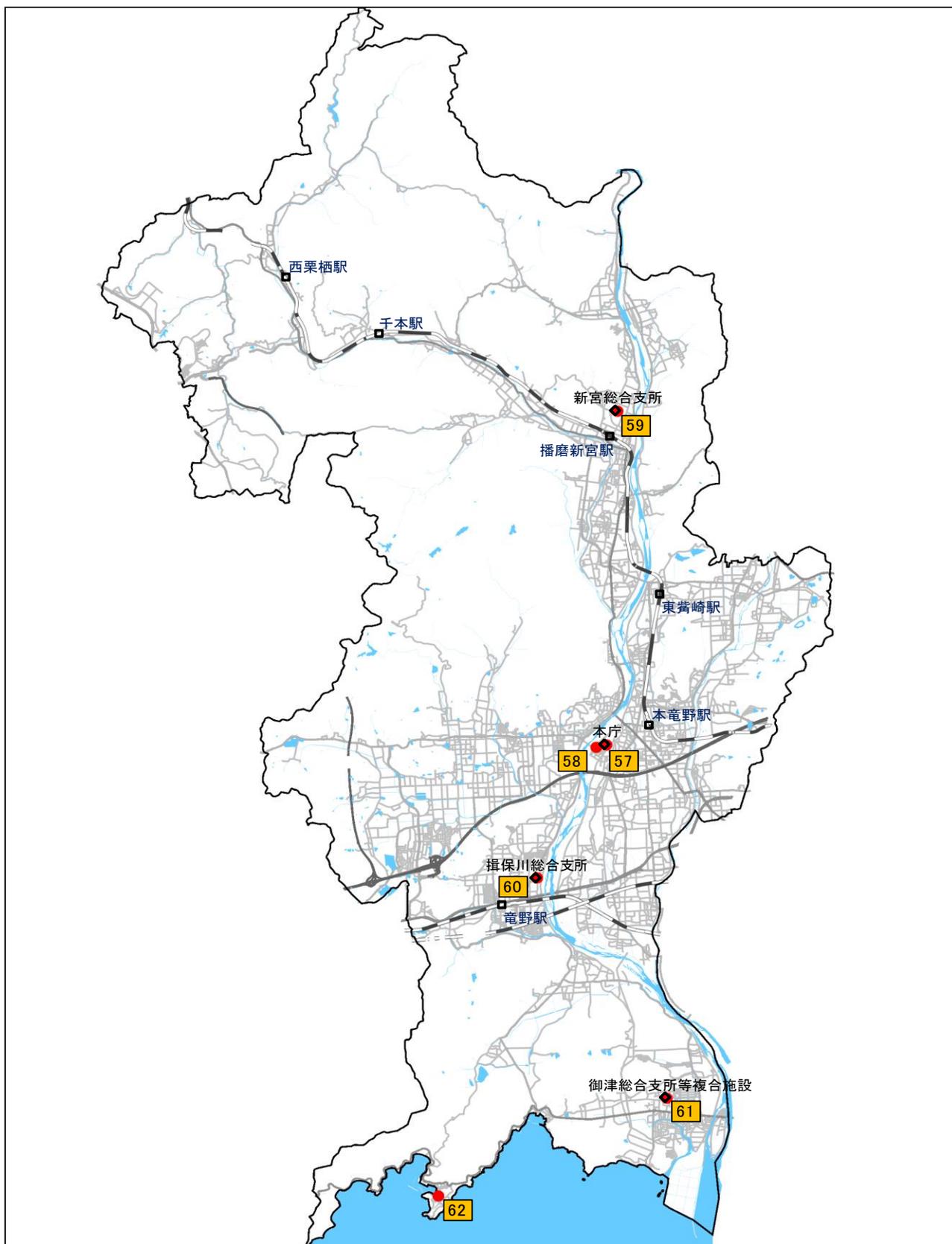
■本庁舎



■御津総合支所等複合施設



位置図



No	施設名
57	本庁
58	旧揖龍広域センター
59	新宮総合支所
60	揖保川総合支所
61	御津総合支所等複合施設
62	室津出張所 (室津センター内)

6 保健センター

施設概要

(1) 施設概要

- ・市民の健康保持・増進のため、健康相談や健康診査等の保健サービスを実施している。

(2) 配置状況

- ・1施設を設置している。(施設を再編する以前は、4施設)

<対象施設>

はつらつセンター

[用途廃止] 新宮保健センター(新宮総合支所内)、揖保川保健センター(揖保川総合支所内)

御津保健センター

現状と課題 (平成28年3月時点)

(1) 建物状況

- ・揖保川保健センターについては、建設後20年以上経過し、設備が劣化してきている。
- ・御津保健センターについては、建設後30年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・保健業務における拠点として、はつらつセンターに一部の業務及び職員を集約し、各地域に配置する保健センターとともに各種保健サービスを実施している。
- ・はつらつセンターの敷地内にある入浴施設については、指定管理者が運営している。
- ・はつらつセンターについては、利用者が多い一方で、多額の維持管理費を要している。

再編の取組み

【取組みの方向性と実施内容】

- ・保健センターについては、施設配置等のあり方について取組みを行った。
- ・御津保健センターについては、用途廃止。老朽化が進んでいるため、除却予定。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

- ・新宮及び揖保川保健センターは、各総合支所に職員及び一部機能を移管し、令和2年度末に用途廃止(健診会場、健康増進機能は各総合支所内に配置)
- ・御津保健センターは、総合支所に職員及び一部機能を移管し、令和2年度に用途廃止し、令和5年度に除却予定(健診会場、健康増進機能は各総合支所内に配置)

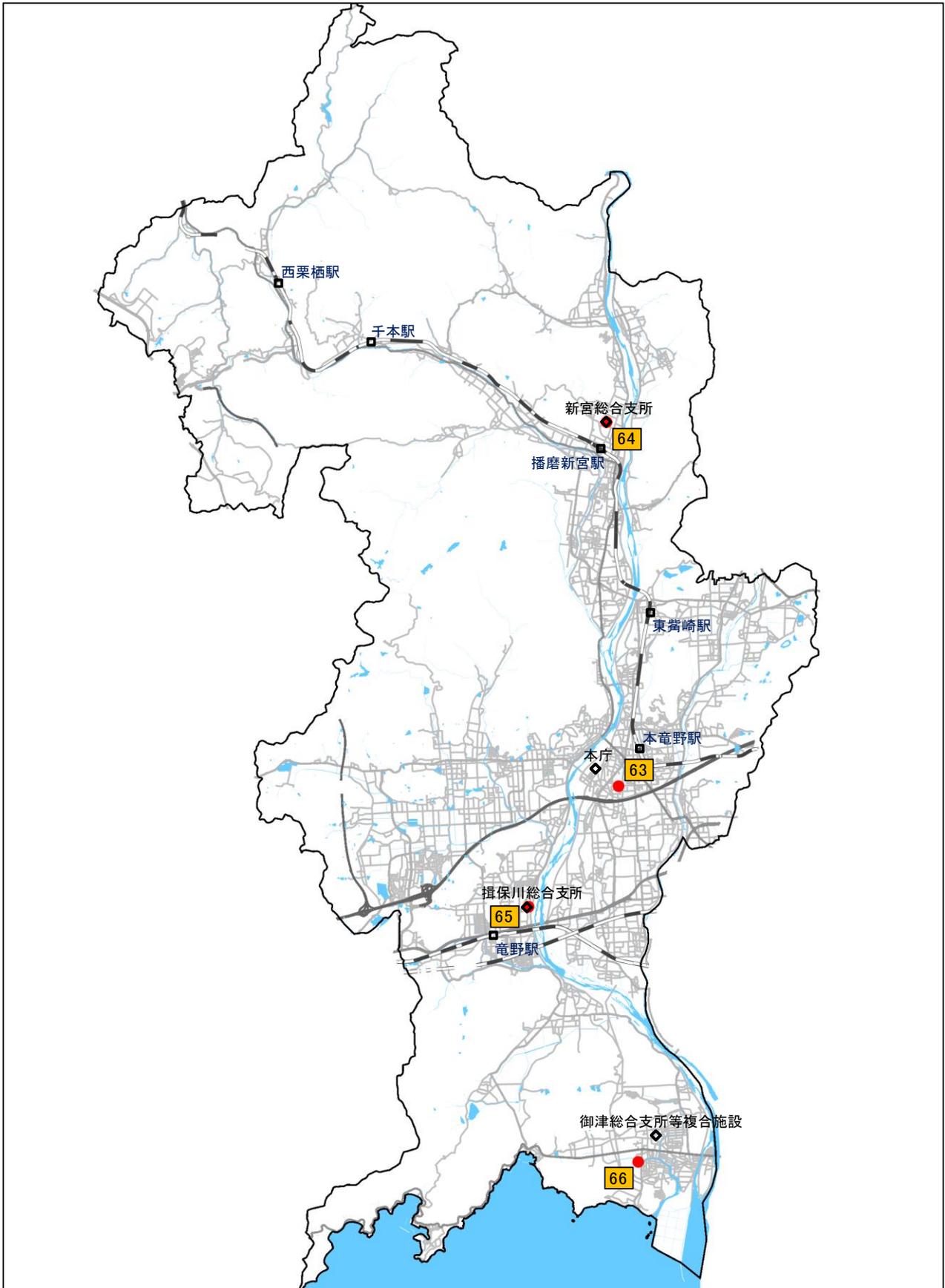
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
63	はつらつセンター	—	—	指定管理者制度導入(入浴施設)	6,789	2003年(H15)	18年	114,727	212,291
64	旧新宮保健センター(新宮総合支所内)	④→⑦	完了	支所へ保健センター機能を集約し、用途廃止(健診会場、健康増進機能は総合支所内に配置)	0	2005年(H17)			
65	旧揖保川保健センター(揖保川総合支所内)	④→⑦	完了	支所へ保健センター機能を集約し、用途廃止(健診会場、健康増進機能は総合支所内に配置)	0	1991年(H3)			
66	旧御津保健センター	⑤→⑦	完了	機能を移転し、用途廃止(御津総合支所等複合施設へ複合)除却予定	531	1981年(S56)	40年		

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑤複合(移転)、⑦用途廃止

位置図



No	施設名
63	はつらつセンター
64	旧新宮保健センター (新宮総合支所内)
65	旧揖保川保健センター (揖保川総合支所内)
66	旧御津保健センター

7 文化会館等

施設概要

(1) 施設概要

- ・当分類では、建物面積が大きく、大人数の収容が可能なホール等を備える総合文化会館、文化センター、福祉会館等を対象にしている。

総合文化会館	市民文化の向上のため、大人数の収容が可能なホールを備え、演劇・音楽・映画等の公演事業や貸館業務を実施
文化センター	地域文化の向上を目的として、集会やレクリエーション活動の場を提供
福祉会館	市民福祉の増進や福祉活動の向上のため、活動や事業の展開の場を提供
その他会館	地域文化の向上、地域産業の振興等を目的として、集会や催しの場を提供

(2) 配置状況

- ・8施設（総合文化会館2施設、文化センター1施設、福祉会館3施設、その他会館2施設）を設置している。（施設を再編する以前は、9施設（総合文化会館2施設、文化センター2施設、福祉会館3施設、その他会館2施設））

<対象施設>

総合文化会館	赤とんぼ文化ホール、アクアホール
文化センター	揖保川文化センター [用途廃止] 御津文化センター
福祉会館	新宮ふれあい福祉会館、たつの市福祉会館、御津やすらぎ福祉会館
その他会館	青少年館、産業振興センター

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・赤とんぼ文化ホール、新宮ふれあい福祉会館、御津やすらぎ福祉会館については、建設後約20年経過し、設備が劣化してきている。
- ・文化センター2施設、その他会館2施設については、建設後30年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・たつの市福祉会館については、耐震改修が完了している。
- ・建物面積が大きいため、多額の更新費用が必要となる。

(2) 運営状況

- ・総合文化会館2施設、福祉会館3施設、青少年館については、指定管理者が運営している。
- ・総合文化会館、福祉会館、青少年館については、利用者が多い一方で、多額の維持管理費を要している。

再編の取組み

【取組みの方向性と実施内容】

- ・大人数の収容が可能な施設が複数存在しており、多額の維持管理費や更新費用が必要となるため、建物を更新する際には、統廃合を検討する。
- ・総合文化会館で実施している公演事業については、赤とんぼ文化ホールへの集約を検討する。
- ・揖保川文化センターについては、老朽化が進んでいるため、アクアホールに機能を集約し、除却を検討する。
- ・御津文化センターについては、用途廃止を行い、御津総合支所等複合施設へ機能を移転した。
- ・福祉会館、青少年館については、他の施設の機能を統合する等のより有効な施設活用策を検討する。
- ・産業振興センターについては、他の施設の機能を移転するなどの複合施設として有効な活用策を検討する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

<ul style="list-style-type: none"> 御津文化センターは、庁舎、文化センター、公民館、保健センター機能等を併せた複合施設とし、令和2年度に用途廃止
<ul style="list-style-type: none"> 御津やすらぎ福祉会館は、旧御津総合支所の子育てつどいの広場と御津保健センターのトレーニング室を令和2年度に機能を移転

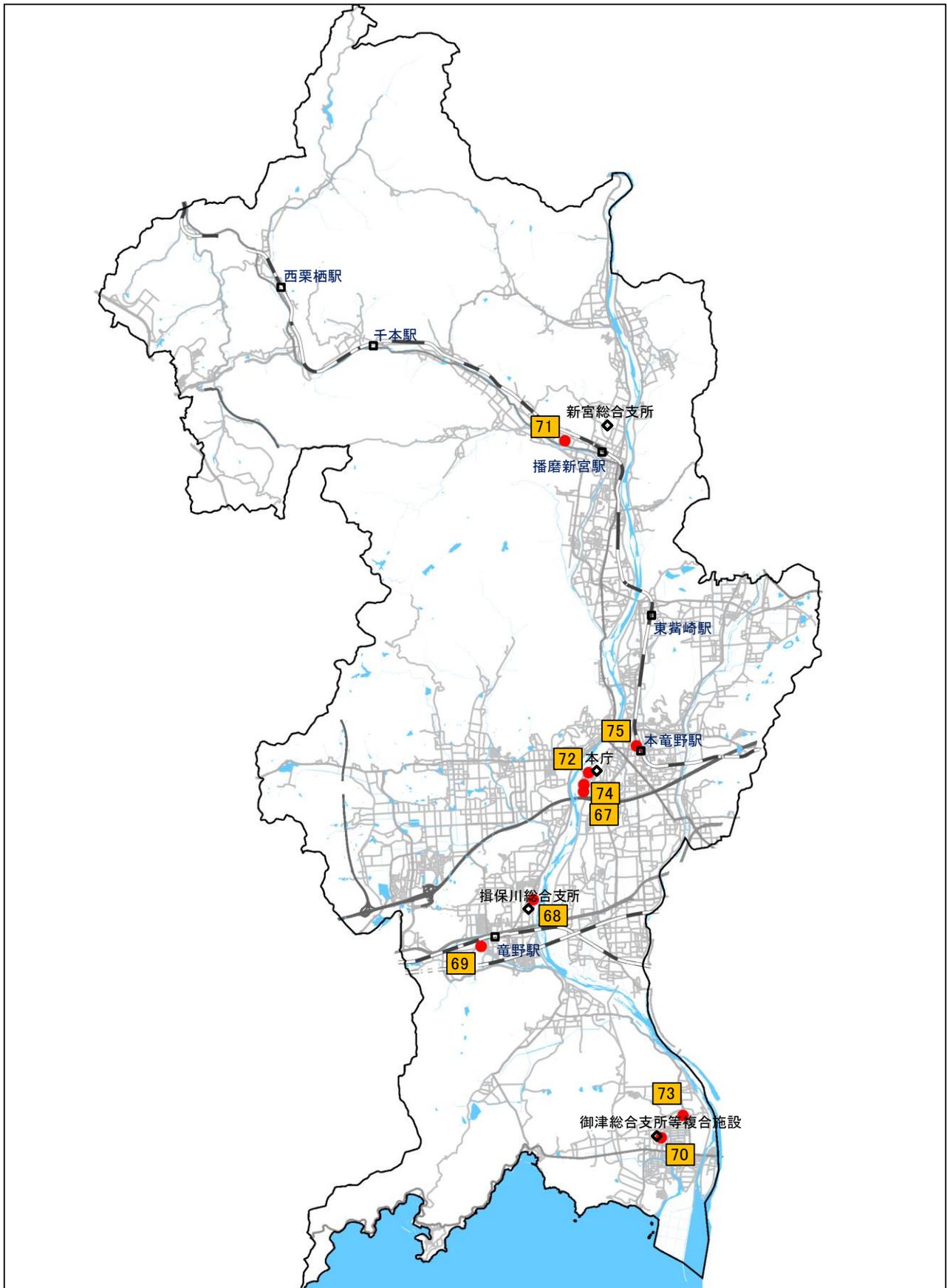
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成28年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
67	赤とんぼ文化ホール	④	10年以内	指定管理者制度導入。アクアホールの公演事業の集約を検討	8,116	1996年(H8)	25年	29,719	117,953
68	アクアホール	④	10年以内	指定管理者制度導入。揖保川文化センターの機能集約を検討。赤とんぼ文化ホールへの公演事業集約後のホール活用方法を検討	5,334	2000年(H12)	21年	16,139	56,208
69	揖保川文化センター	④→⑩	10年以内	アクアホールに機能を集約し、除却を検討	1,767	1980年(S55)	41年	4,893	8,817
70	旧御津文化センター	⑤→⑦	完了	機能を移転し、用途廃止(御津総合支所等複合施設へ複合)	0	1986年(S61)	/	/	/
71	新宮ふれあい福祉会館	—	10年以内	指定管理者制度導入。有効な施設活用策を検討	3,489	1996年(H8)	25年	18,335	42,392
72	たつの市福祉会館	—	10年以内	指定管理者制度導入。有効な施設活用策を検討	2,929	1978年(S53)	43年	3,990	9,818
73	御津やすらぎ福祉会館	—	10年以内	指定管理者制度導入。子育てつどいのひろばとトレーニング室の機能を一本化	1,634	1995年(H7)	26年	7,703	89,260
74	青少年館	—	10年以内	指定管理者制度導入。他の施設の機能を統合する等のより有効な施設活用策を検討	3,844	1983年(S58)	38年	38,478	53,929
75	産業振興センター	—	10年以内	他施設を移転するなどの複合施設として活用策を検討	1,412	1969年(S44)	52年	6,184	3,798

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑤複合(移転)、⑦用途廃止、⑩除却

位置図



No	施設名	No	施設名
67	赤とんぼ文化ホール	72	たつの市福祉会館
68	アクアホール	73	御津やすらぎ福祉会館
69	揖保川文化センター	74	青少年館
70	旧御津文化センター	75	産業振興センター
71	新宮ふれあい福祉会館		

8 集会施設

施設概要

(1) 施設概要

- ・当分類では、建物面積が文化会館等よりも小さく、集会等に利用できるホールや会議室等を備える公民館やコミュニティセンター等を対象にしている。

公民館	住民の教養の向上、生活文化の振興のため、生涯学習事業の実施を主な目的として、学習機会の場を提供
コミュニティセンター	地域振興と交流活動を推進するため、地域住民が主体となり、地域社会づくり活動を行う場を提供
隣保館	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、自立支援につながる相談事業、人権啓発や市民交流事業を実施
人権教育施設	市民の人権教育・人権啓発及び人権文化を推進するため、各種講座、交流活動を実施
老人憩の家	高齢者の心身の健康保持を目的として、教養の向上やレクリエーション活動を行う場を提供
その他集会施設	地域文化の向上等を目的として、集会及び文化活動を行う場を提供

(2) 配置状況

- ・現在、29 施設（公民館 4 施設、コミュニティセンター 11 施設、隣保館 8 施設、人権教育施設 4 施設、老人憩の家 1 施設、その他集会施設 1 施設）を設置している。

（施設を再編する以前は、38 施設（公民館 9 施設、コミュニティセンター 7 施設、隣保館 9 施設、人権教育施設 6 施設、老人憩の家 5 施設、その他集会施設 2 施設）

<対象施設>

公民館	新宮公民館、小宅公民館、中央公民館、揖保川公民館 [除却] 御津公民館
コミュニティセンター	西栗栖コミュニティセンター、東栗栖コミュニティセンター、香島コミュニティセンター、越部コミュニティセンター、誉田コミュニティセンター、神岡コミュニティセンター、揖西コミュニティセンター、揖保コミュニティセンター、半田コミュニティセンター、河内コミュニティセンター、室津センター
隣保館	福栖会館、上笹会館、段之上会館、仙正隣保館、誉隣保館、総合隣保館、本條自治会館、上袋尻自治会館 [貸付け] 福栖集会所
人権教育施設	沢田公民館、清水新公民館、構教育集会所、松原公民館 [除却] 段之上教育集会所、仙正教育集会所
老人憩の家	梅香園 [除却] 上笹老人憩の家、仙正老人憩の家、梅寿園 [貸付け] 段之上老人憩の家
その他集会施設	かどめふれあい館 [用途廃止] 室津児童館

現状と課題（平成 28 年 3 月時点）

(1) 建物状況

- ・多くの建物は建設後 30 年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・新宮公民館、揖西公民館、揖保川公民館については、耐震改修が完了している。

(2) 運営状況

- ・コミュニティセンター 7 施設については、指定管理者が運営している。
- ・集会施設が多く存在し、近接している施設もある。また、事業内容も重複している。

再編の取組み

【取組みの方向性と実施内容】

- ・集会施設が重複しており、多額の維持管理費や更新費用が必要となるため、統廃合を検討する。
- ・公民館及びコミュニティセンターについては、運営主体及び施設配置等のあり方を検討する。
- ・御津公民館については、機能を御津総合支所等複合施設へ移転したのち除却した。
- ・隣保館及び人権教育施設については、機能を集約し、統廃合を進める。
- ・老人憩の家、児童館については、他の施設に機能を集約し、除却を検討する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

・福栖会館は、平成 28 年度をもって福栖児童館（福栖会館内）の機能を集約
・段之上会館は、平成 28 年度をもって段之上教育集会所、段之上児童館（段之上会館内）の機能を集約済（段之上教育集会所は用途廃止し、除却）
・仙正隣保館は、平成 28 年度をもって仙正教育集会所の機能を集約済（仙正教育集会所は用途廃止し、除却後、土地を地元自治会に無償貸付け）
・福栖集会所、段之上老人憩の家は、平成 28 年度をもって用途廃止し、地元自治会に貸付済
・上笹老人憩の家、仙正老人憩の家は、平成 28 年度をもって用途廃止し、除却（仙正老人憩の家は除却後、土地を地元自治会に無償貸付け）
・御津公民館、梅寿園は、庁舎、文化センター、公民館、保健センター機能等を併せた複合施設へ移転し、令和 2 年度に用途廃止後、除却
・室津児童館は、平成 30 年度末に用途廃止し、地元自治会に無償貸付け

【取組状況一覧】

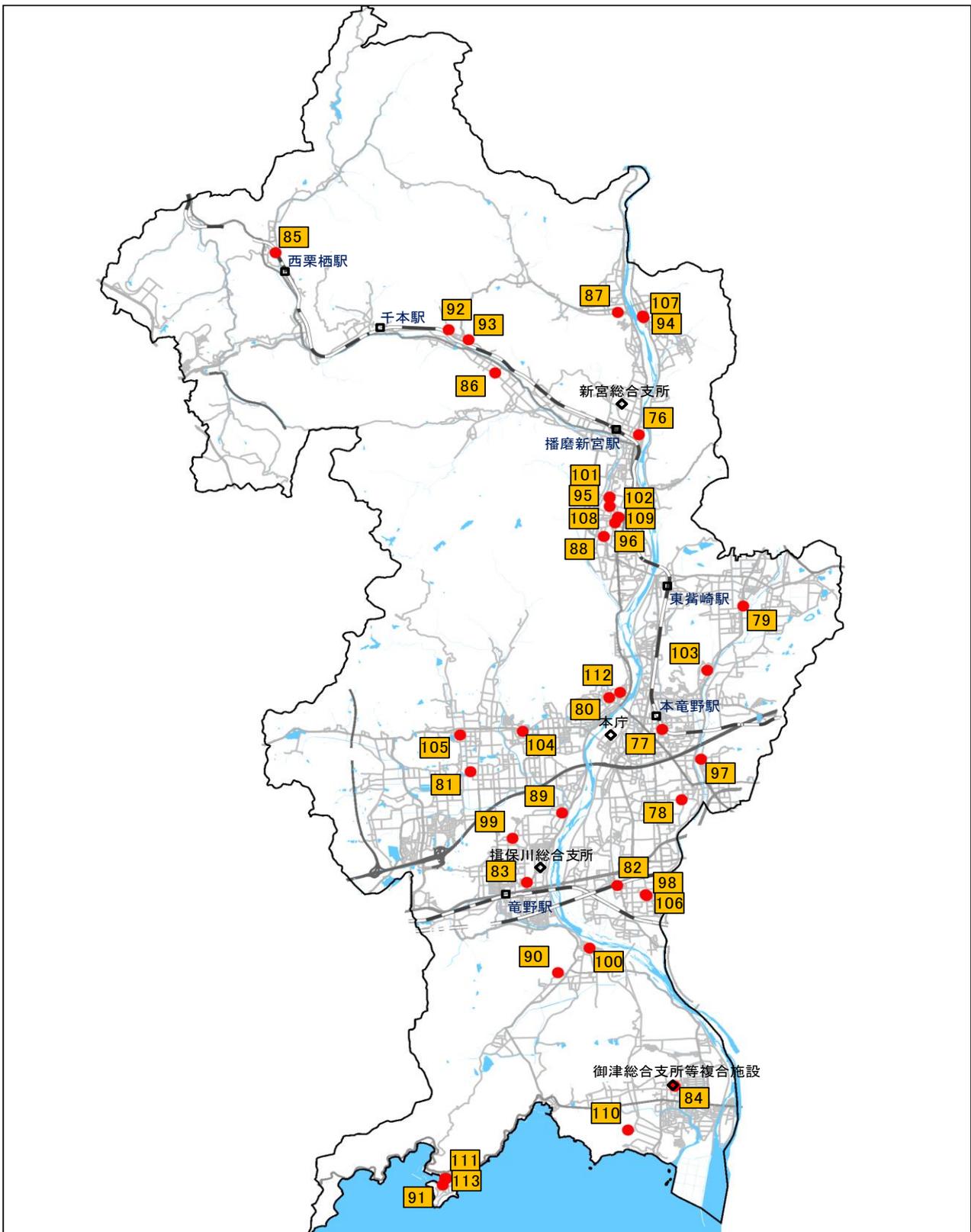
（再編期間は、平成 28 年度開始）

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
76	新宮公民館	—	—	新宮中学校区域の市主体の公民館として存続	2,097	1980年(S55)	41年	15,944	12,250
77	小宅公民館	④	10年以内	龍野東中学校区域の市主体の公民館として存続。建替、移転を含め検討	919	1980年(S55)	41年	11,062	6,327
78	誉田コミュニティセンター	—	—	誉田小学校区域のコミュニティセンターへ移行・指定管理者制度導入	609	1980年(S55)	41年	3,049	5,796
79	神岡コミュニティセンター	—	—	神岡小学校区域のコミュニティセンターへ移行・指定管理者制度導入	650	1980年(S55)	41年	1,403	6,209
80	中央公民館	—	—	龍野西中学校区域の市主体の公民館として存続	1,018	1991年(H3)	30年	7,574	14,981
81	揖西コミュニティセンター	—	—	揖西東・西小学校区域のコミュニティセンターへ移行・指定管理者制度導入	720	1979年(S54)	42年	6,576	4,244
82	揖保コミュニティセンター	—	—	揖保小学校区域のコミュニティセンターへ移行・指定管理者制度導入	657	1978年(S53)	43年	3,343	4,071
83	揖保川公民館	—	—	揖保川中学校区域の市主体の公民館として存続	1,001	1965年(S40)	56年	12,987	6,689
84	旧御津公民館	⑤→⑩	完了	機能を移転し、除却（御津総合支所等複合施設へ複合）	998	1967年(S42)			
85	西栗栖コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	437	1983年(S58)	38年	1,224	2,538
86	東栗栖コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	499	1996年(H8)	25年	2,961	2,063
87	香島コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	488	2001年(H13)	20年	4,415	1,809

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
88	越部コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	572	1993年(H5)	28年	1,359	2,718
89	半田コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	412	1978年(S53)	43年	3,030	3,224
90	河内コミュニティセンター	—	—	指定管理者制度導入	393	1975年(S50)	46年	6,321	2,635
91	室津センター	—	—	指定管理者制度導入	632	1983年(S58)	38年	1,165	2,374
92	福栖会館	④	完了	福栖児童館(館内)の機能を集約	486	1977年(S52)	44年	5,103	3,608
93	旧福栖集会所	⑦→⑧	完了	用途廃止し、地元自治会に貸付け(維持管理費は自治会負担)	181	1970年(S45)	51年		
94	上笹会館	—	—	—	455	1971年(S46)	50年	1,789	3,033
95	段之上会館	④	完了	段之上教育集会所、段之上児童館(館内)の機能を集約	359	1979年(S54)	42年	4,666	3,250
96	仙正隣保館	④	完了	仙正教育集会所の機能を集約	195	1966年(S41)	55年	2,373	2,516
97	誉隣保館	—	—	—	337	1976年(S51)	45年	2,178	3,351
98	総合隣保館	②	10年以内	施設を建替	364	1962年(S37)	59年	1,831	2,857
99	本條自治会館	—	—	—	369	1973年(S48)	48年	3,148	2,773
100	上袋尻自治会館	—	—	—	311	1970年(S45)	51年	3,346	3,571
101	旧段之上教育集会所	④→⑩	完了	段之上会館に機能を集約して用途廃止し、除却	172	1965年(S40)			
102	旧仙正教育集会所	④→⑩	完了	仙正隣保館に機能を集約して用途廃止し、除却(土地は地元自治会へ無償貸付け【維持管理費は自治会負担】)	400	1975年(S50)			
103	沢田公民館	—	—	—	263	1972年(S47)	49年	684	621
104	清水新公民館	—	—	—	294	1970年(S45)	51年	1,195	1,232
105	構教育集会所	②	10年以内	施設を建替	273	1971年(S46)	50年	4,754	5,750
106	松原公民館	⑦→⑩	10年以内	総合隣保館の建替にあわせて用途廃止し、除却	336	1972年(S47)	49年	374	441
107	旧上笹老人憩の家	⑦→⑩	完了	用途廃止し、除却	148	1975年(S50)			
108	旧段之上老人憩の家	⑦→⑧	完了	用途廃止し、地元自治会に無償貸付け(維持管理費は自治会負担)	69	1985年(S60)	36年		
109	旧仙正老人憩の家	⑦→⑩	完了	用途廃止し、除却(土地は地元自治会へ無償貸付け【維持管理費は自治会負担】)	238	1976年(S51)			
110	旧梅寿園	⑤→⑩	完了	機能を移転し、除却(御津総合支所等複合施設へ複合)	866	1977年(S52)			
111	梅香園	—	—	(津波避難場所、二次指定避難所)	229	2000年(H12)	21年	713	1,355
112	かどめふれあい館	—	—	—	165	1998年(H10)	23年	5,881	1,134
113	旧室津児童館	⑦→⑧	完了	用途廃止し、地元自治会に無償貸付け(維持管理費は自治会負担)	353	1919年	102年		

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ②建替、④集約、⑤複合(移転)、⑦用途廃止、⑧貸付け、⑩除却

位置図



No	施設名	No	施設名	No	施設名	No	施設名
76	新宮公民館	86	東栗栖コミュニティセンター	96	仙正隣保館	106	松原公民館
77	小宅公民館	87	香島コミュニティセンター	97	誉隣保館	107	旧上笹老人憩の家
78	誉田コミュニティセンター	88	越部コミュニティセンター	98	総合隣保館	108	旧段之上老人憩の家
79	神岡コミュニティセンター	89	半田コミュニティセンター	99	本條自治会館	109	旧仙正老人憩の家
80	中央公民館	90	河内コミュニティセンター	100	上袋尻自治会館	110	旧梅寿園
81	揖西コミュニティセンター	91	室津センター	101	旧段之上教育集会所	111	梅香園
82	揖保コミュニティセンター	92	福栖会館	102	旧仙正教育集会所	112	かどめふれあい館
83	揖保川公民館	93	旧福栖集会所	103	沢田公民館	113	旧室津児童館
84	旧御津公民館	94	上笹会館	104	清水新公民館		
85	西栗栖コミュニティセンター	95	段之上会館	105	構教育集会所		

9 図書館

施設概要

(1) 施設概要

- ・市民の教育と文化の発展のため、収集した図書や資料の閲覧や貸出を実施している。

(2) 配置状況

- ・4施設を設置している。

<対象施設>

新宮図書館、龍野図書館、揖保川図書館（アクアホール内）、御津図書館

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・新宮図書館については、建設後20年以上経過し、設備が劣化してきている。
- ・龍野図書館、御津図書館については、建設後30年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・各館ともに利用者が多い一方で、多額の維持管理費を要している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・他市町との広域連携による相互利用等を考慮しつつ、有効な活用策や他の施設への機能の移転統廃合等を検討する。

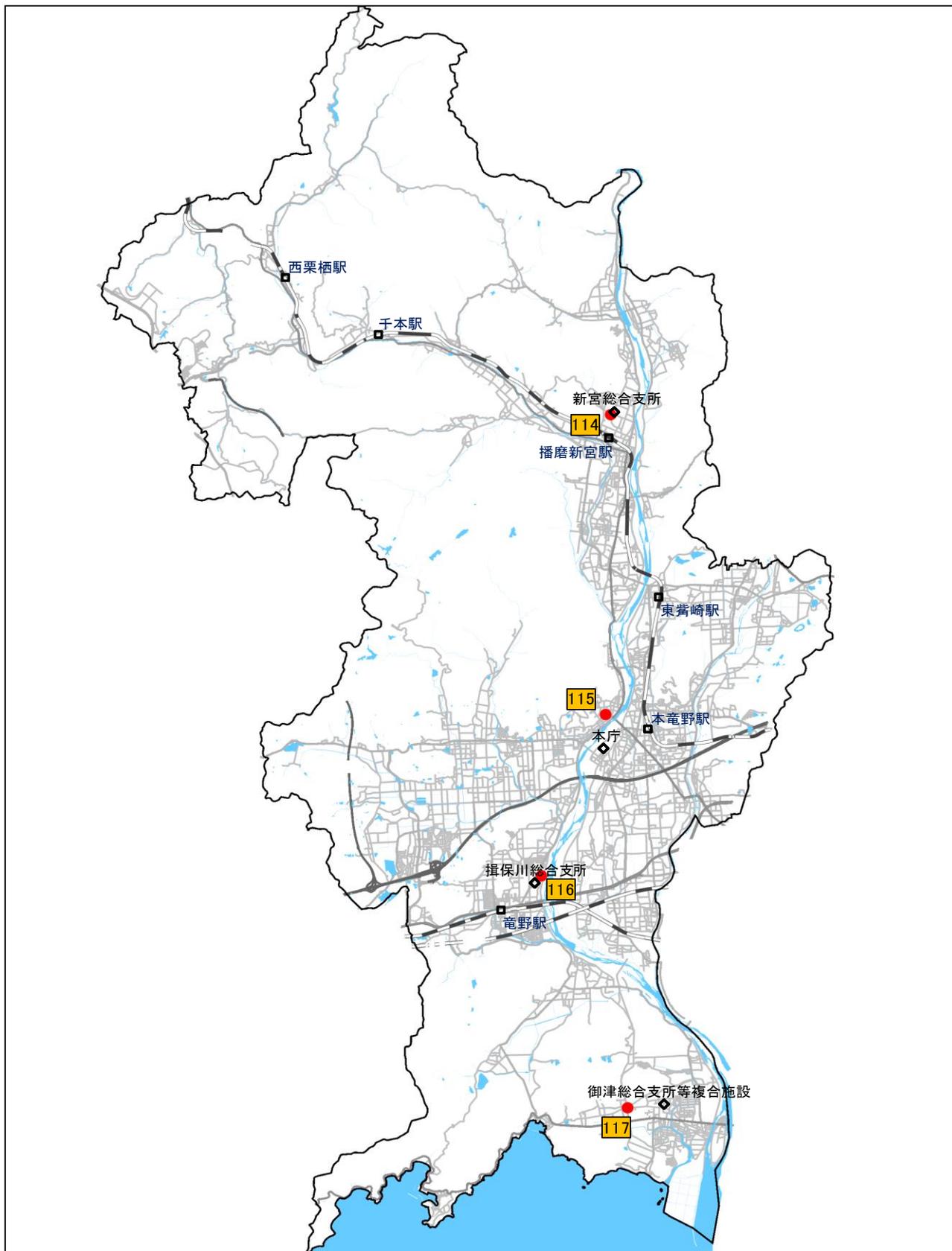
【取組状況一覧】

（再編期間は、平成28年度開始）

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
114	新宮図書館	—	10年以内	播磨科学公園都市圏域の窓口を担う図書館として存続	958	1991年(H3)	30年	27,270	31,527
115	龍野図書館	④	10年以内	龍野・揖保川・御津図書館の機能集約を検討	1,160	1979年(S54)	42年	22,635	33,355
116	揖保川図書館 (アクアホール内)	④	10年以内	龍野・揖保川・御津図書館の機能集約を検討	1,323	2000年(H12)	21年	29,833	31,033
117	御津図書館	④	10年以内	龍野・揖保川・御津図書館の機能集約を検討	856	1982年(S57)	39年	15,185	27,533

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約

位置図



No	施設名
114	新宮図書館
115	龍野図書館
116	揖保川図書館 (アクアホール内)
117	御津図書館

10 スポーツ施設

施設概要

(1) 施設概要

- ・市民の体力づくり、健康づくりを推進し、心身の健全な育成のため、体育、スポーツに係る各種教室、講習会を実施している。

(2) 配置状況

- ・6施設を設置している。

<対象施設>

体育施設	新宮スポーツセンター、龍野体育館、揖保川スポーツセンター、御津体育館
その他体育施設	新宮温水プール、新宮武道場（新宮自治会館内）

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・新宮スポーツセンター、新宮武道場については、建設後20年以上経過し、設備が劣化してきている。
- ・龍野体育館、揖保川スポーツセンター、御津体育館については、建設後30年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。
- ・建物面積が大きいため、多額の更新費用が必要となる。

(2) 運営状況

- ・新宮温水プールについては、指定管理者が運営している。
- ・各館ともに利用者が多い一方で、多額の維持管理費を要している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・施設が複数存在しており、多額の維持管理費や更新費用が必要となるため、建物を更新するには、統廃合を検討する。
- ・各施設については、老朽化が進んでいるため、各地区の実情に応じた有効な活用策や統廃合について検討を進めるとともに、体育施設への指定管理者制度の導入を検討する。

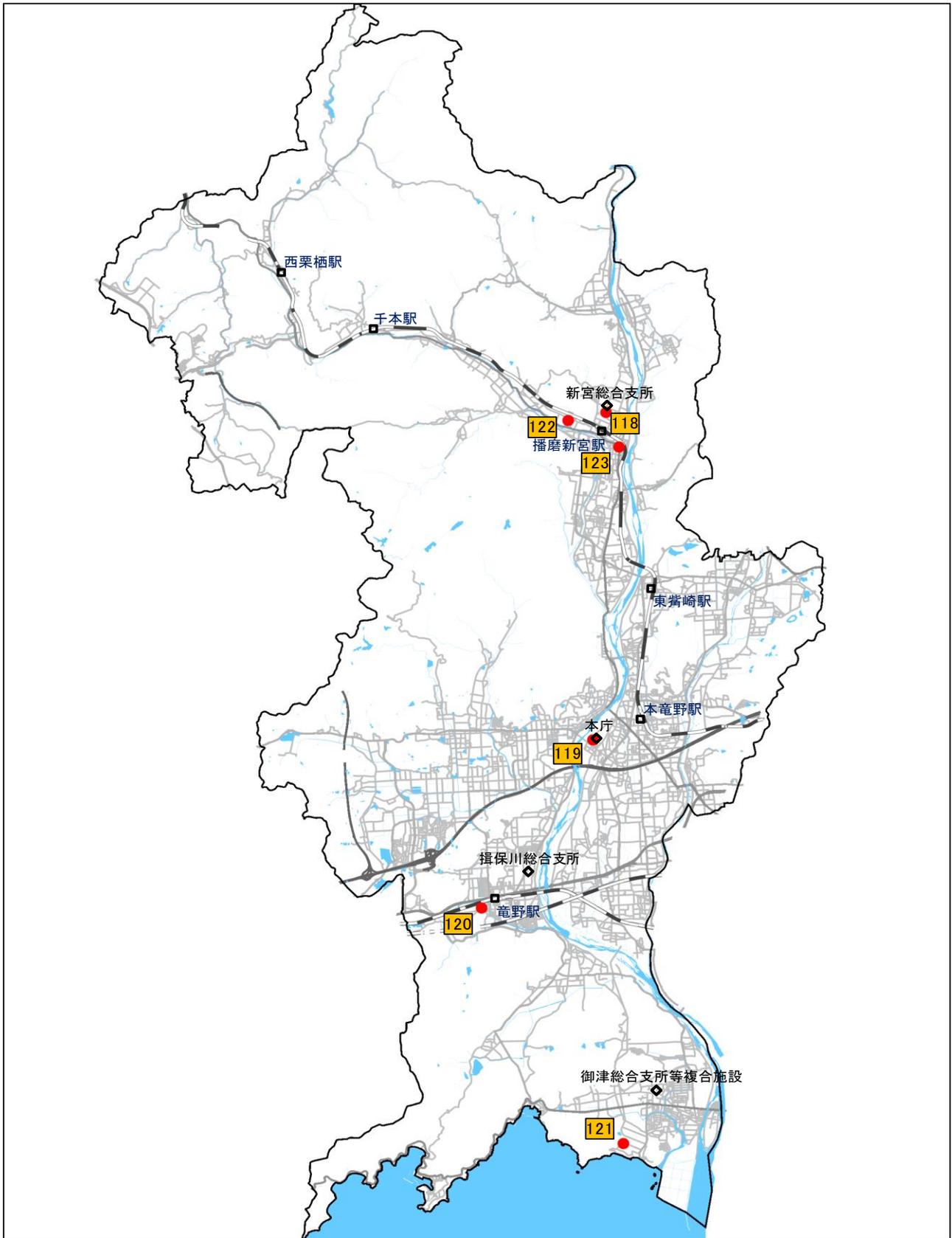
【取組状況一覧】

（再編期間は、平成28年度開始）

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
118	新宮スポーツセンター	④ ⑤	10年以内	各地区の実情に応じた機能集約及び複合化を検討。指定管理者制度の導入を検討	3,650	1989年(H1)	32年	23,322	20,686
119	龍野体育館				5,502	1973年(S48)	48年	58,151	65,936
120	揖保川スポーツセンター				2,576	1984年(S59)	37年	29,090	25,932
121	御津体育館				3,197	1977年(S52)	44年	32,997	20,184
122	新宮温水プール	—	10年以内	指定管理者制度導入。施設整備のあり方を検討	2,099	1997年(H9)	24年	42,855	10,642
123	新宮武道場(新宮自治会館内)	—	—	—	829	1988年(S63)	33年	1,255	2,897

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑤複合（移転）

位置図



No	施設名
118	新宮スポーツセンター
119	龍野体育館
120	揖保川スポーツセンター
121	御津体育館
122	新宮温水プール
123	新宮武道場 (新宮自治会館内)

11 資料館等

施設概要

(1) 施設概要

- ・市民文化の向上、地域観光の振興等を目的として、郷土の歴史、文化等に関する資料を収集し、保管・展示している。

(2) 配置状況

- ・現在、11 施設を設置している。(施設を再編する以前は、13 施設)

<対象施設>

埋蔵文化財センター（新宮総合支所内）、龍野歴史文化資料館、矢野勘治記念館、聚遠亭、龍野城、武家屋敷資料館、旧脇坂屋敷、三木露風生家、八瀬家住宅、室津民俗館、室津海駅館
[除却] 新宮歴史民俗資料館 [用途廃止] 御津歴史資料館（御津図書館内）

現状と課題（平成 28 年 3 月時点）

(1) 建物状況

- ・矢野勘治記念館、聚遠亭、武家屋敷資料館、旧脇坂屋敷、三木露風生家、八瀬家住宅、室津民俗館、室津海駅館については、古くから存在する歴史のある建物を資料館として利用している。
- ・聚遠亭、旧脇坂屋敷、八瀬家住宅については、建物の老朽化が進んでいる。
- ・龍野歴史文化資料館については、建設後 20 年以上経過し、設備が劣化してきている。

(2) 運営状況

- ・矢野勘治記念館については、指定管理者が運営している。
- ・八瀬家住宅については、特別公開時のみ開館している。

再編の取組み

【取組み内容】

- ・新宮歴史民俗資料館については、他の施設に機能を集約し、除却した。
- ・御津歴史資料館については、他の施設に機能を集約し、用途廃止した。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

- | |
|---|
| ・新宮歴史民俗資料館は、平成 30 年度をもって用途廃止後、除却 |
| ・御津歴史資料館（御津図書館内）は、平成 29 年度をもって用途廃止し、御津図書館に当該スペースを集約 |

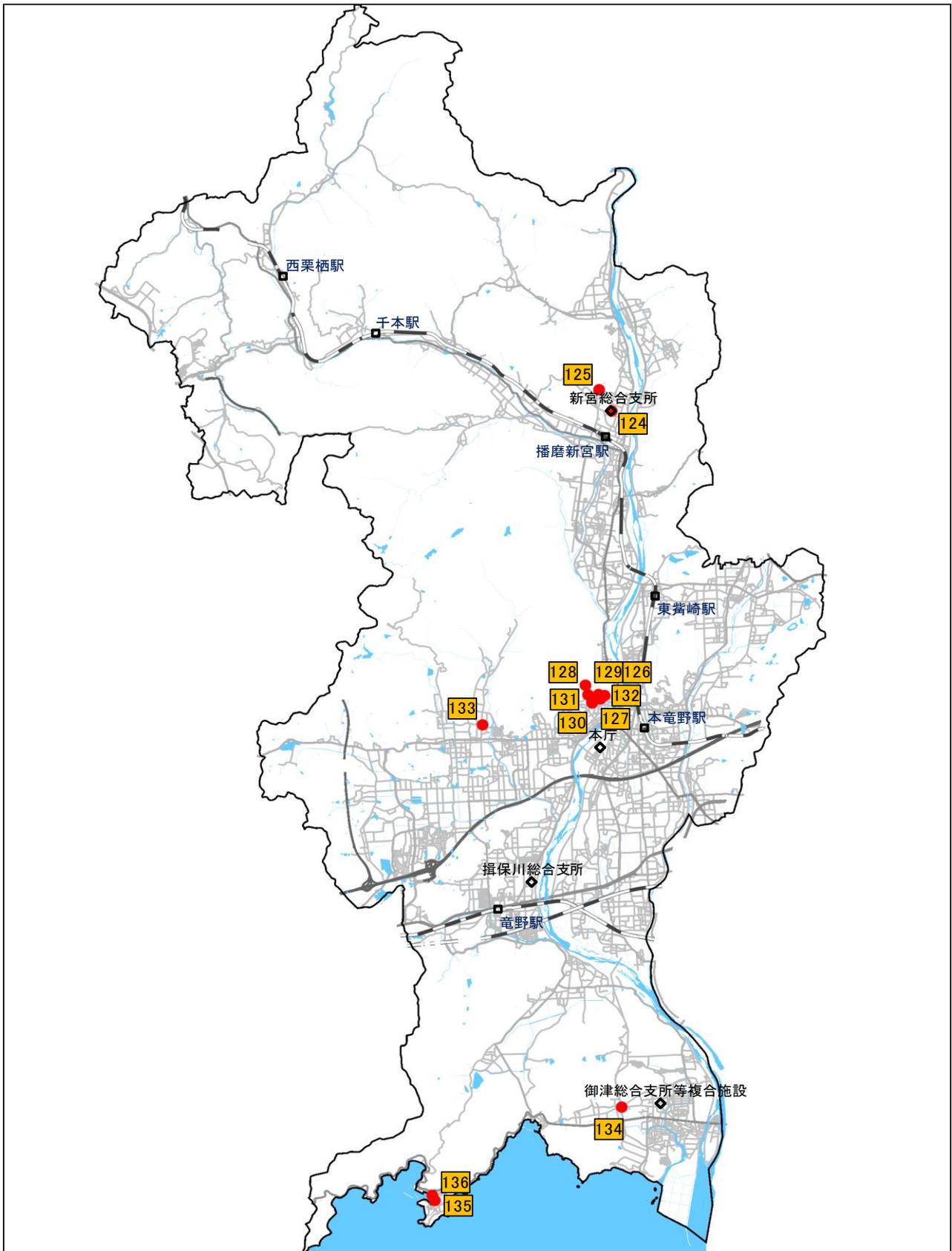
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
124	埋蔵文化財センター(新宮総合支所内)	—	—	—	1,735	2005年(H17)	16年	2,002	39,578
125	旧新宮歴史民俗資料館	⑦→⑩	完了	用途廃止後、除却	88	1978年(S53)			
126	龍野歴史文化資料館	—	—	—	712	1989年(H1)	32年	5,953	27,937
127	矢野勘治記念館	—	—	(歴史的建造物)、指定管理者制度導入	131	1974年(S49)	47年	3,032	2,482
128	聚遠亭	—	—	(歴史的建造物)	465	1900年	121年	13,497	2,741
129	龍野城	—	—	—	796	1978年(S53)	43年	27,855	3,626
130	武家屋敷資料館	—	—	(歴史的建造物)	182	1837年	184年	3,349	1,190
131	旧脇坂屋敷	—	—	(歴史的建造物)	589	1877年	144年	2,539	1,208
132	三木露風生家	—	—	(歴史的建造物)	320	1881年	140年	6,302	1,179
133	八瀬家住宅	—	—	(市指定文化財)	168	1792年	229年	0	805
134	旧御津歴史資料館(御津図書館内)	④→⑦	完了	用途廃止し、御津図書館に当該スペースを集約	0	1982年(S57)			
135	室津民俗館	—	—	(県指定文化財)	356	1850年	171年	2,232	4,924
136	室津海駅館	—	—	(市指定文化財)	508	1870年	151年	2,242	6,950

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑦用途廃止、⑩除却

位置図



No	施設名	No	施設名	No	施設名
124	埋蔵文化財センター (新宮総合支所内)	128	聚遠亭	133	八瀬家住宅
125	旧新宮歴史民俗資料館	129	龍野城	134	旧御津歴史資料館 (御津図書館内)
126	龍野歴史文化資料館	130	武家屋敷資料館	135	室津民俗館
127	矢野勘治記念館	131	旧脇坂屋敷	136	室津海駅館
		132	三木露風生家		

12 道の駅・観光売店

施設概要

(1) 施設概要

- ・地域交流の促進及び産業の振興のため、観光情報及び地域情報の発信、地域特産品の販売等を実施している。

(2) 配置状況

- ・4施設を設置している。

<対象施設>

道の駅しんぐう、観光交流施設（本龍野駅附帯施設内）、さくら路、道の駅みつ

現状と課題（平成28年3月時点）

(1) 建物状況

- ・さくら路については、建設後20年以上経過し、設備が劣化してきている。

(2) 運営状況

- ・道の駅しんぐう、観光交流施設、道の駅みつについては、指定管理者が運営している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・現状を維持して適切な運営を行う。

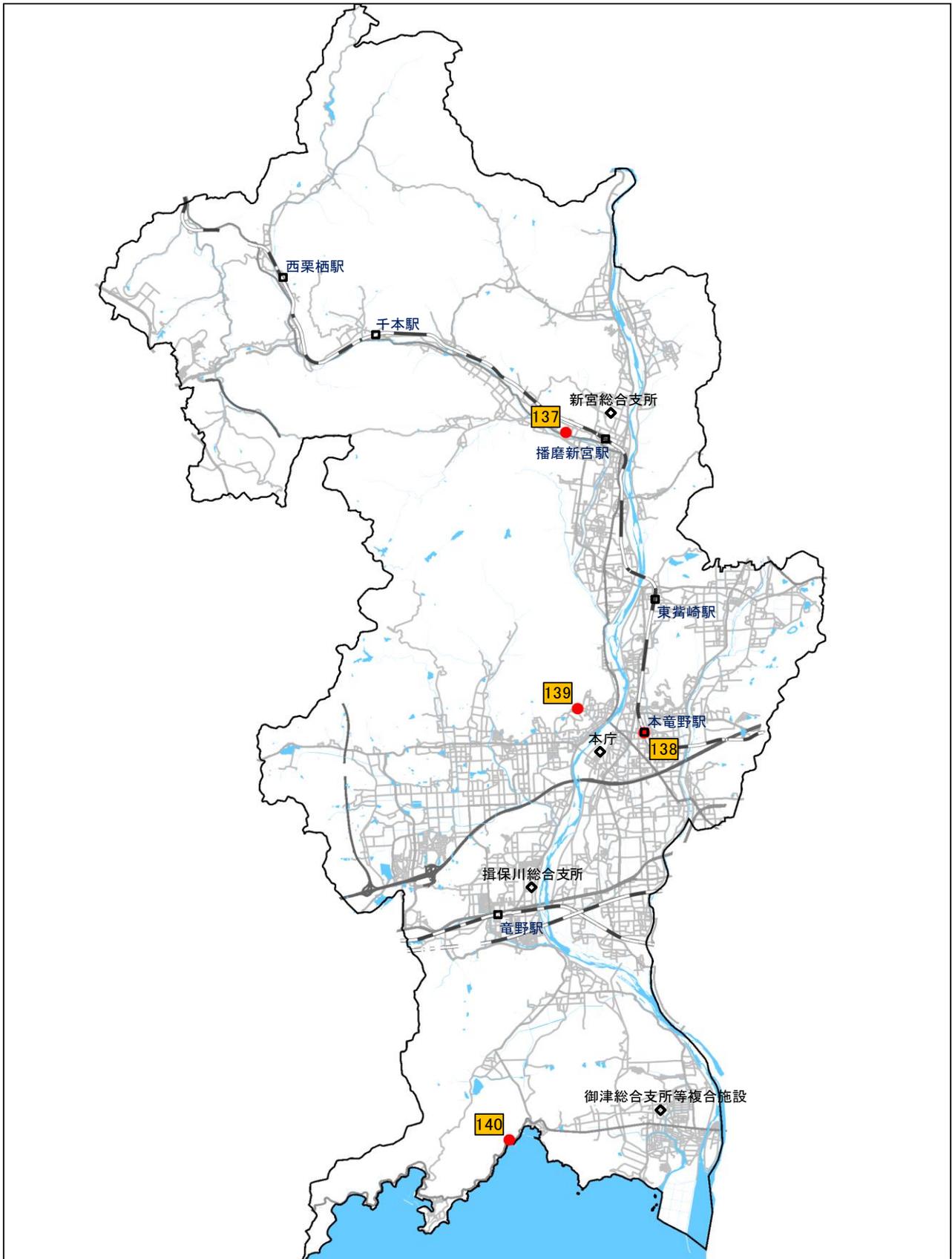
【取組状況一覧】

（再編期間は、平成28年度開始）

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
137	道の駅しんぐう	—	—	指定管理者制度導入	647	1996年(H8)	25年	48,966	△ 2,919
138	観光交流施設(本龍野駅附帯施設内)	—	—	指定管理者制度導入	412	2009年(H21)	12年	18,277	7,450
139	さくら路	—	—	—	112	1990年(H2)	31年	7,727	0
140	道の駅みつ	—	—	指定管理者制度導入	897	2010年(H22)	11年	277,784	△ 2,882

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による

位置図



No	施設名
137	道の駅しんぐう
138	観光交流施設 (本龍野駅附帯施設内)
139	さくら路
140	道の駅みつ

13 農業作業所

施設概要

(1) 施設概要

- ・農業用の倉庫で、周辺地域で共同利用する作業場として使用している。

(2) 配置状況

- ・7施設を設置している。

<対象施設>

福栖共同作業所、上笹共同作業所、段之上共同作業所、清水新共同作業所、構共同作業所、本條共同作業所、上袋尻共同作業所 [貸付け]

現状と課題 (平成 28 年 3 月時点)

(1) 建物状況

- ・すべての建物が建設後 30 年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・地域の団体が管理し、周辺地域で利用している。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・地域団体に貸し付ける。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

- ・各共同作業所は、設置時に地域団体に貸付け（維持管理費は団体負担）

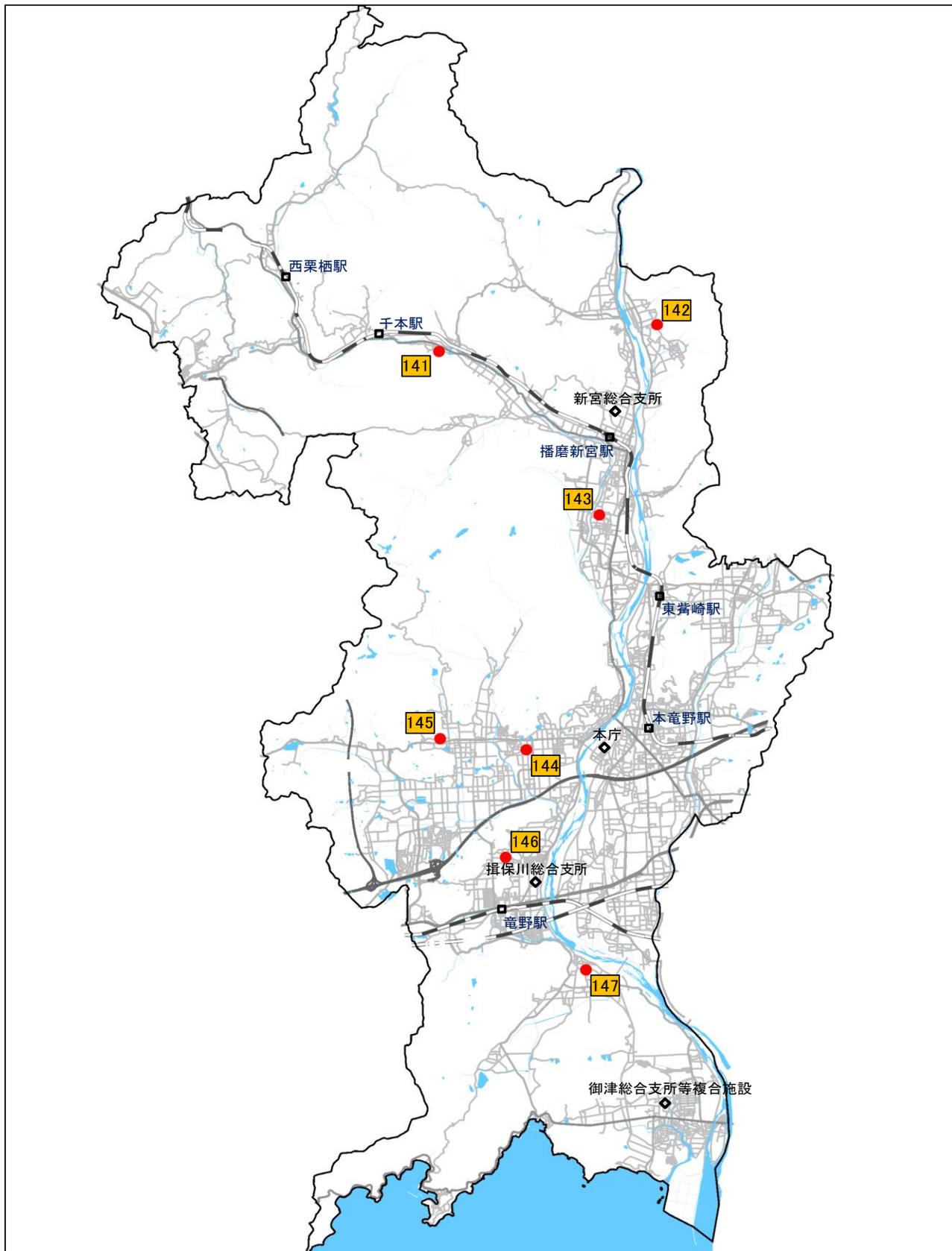
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
141	福栖共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	145	1979年(S54)	42年		
142	上笹共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	107	1977年(S52)	44年		
143	段之上共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	158	1974年(S49)	47年		
144	清水新共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	463	1975年(S50)	46年		
145	構共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	535	1975年(S50)	46年		
146	本條共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	389	1977年(S52)	44年		
147	上袋尻共同作業所	⑧	完了	地域団体に貸付け(維持管理費は団体負担)	362	1980年(S55)	41年		

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ⑧貸付け

位置図



No	施設名
141	福栖共同作業所
142	上笹共同作業所
143	段之上共同作業所
144	清水新共同作業所
145	構共同作業所
146	本條共同作業所
147	上袋尻共同作業所

14 資材等倉庫

施設概要

(1) 施設概要

- ・市が所有する資機材等を保管する場所として使用している。

(2) 配置状況

- ・5施設を設置している。

<対象施設>

旧家畜市場、東山プラント資材倉庫、旧仙正共同作業所、埋蔵文化財収蔵庫、麦作センター

現状と課題 (平成28年3月時点)

(1) 建物状況

- ・多くの建物は建設後30年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・維持管理費については、ほとんど要していない。

再編の取組み

【取組みの方向性】

- ・現状を維持する。
- ・建物を更新する際には、他の施設に資機材を集約し、除却を検討する。

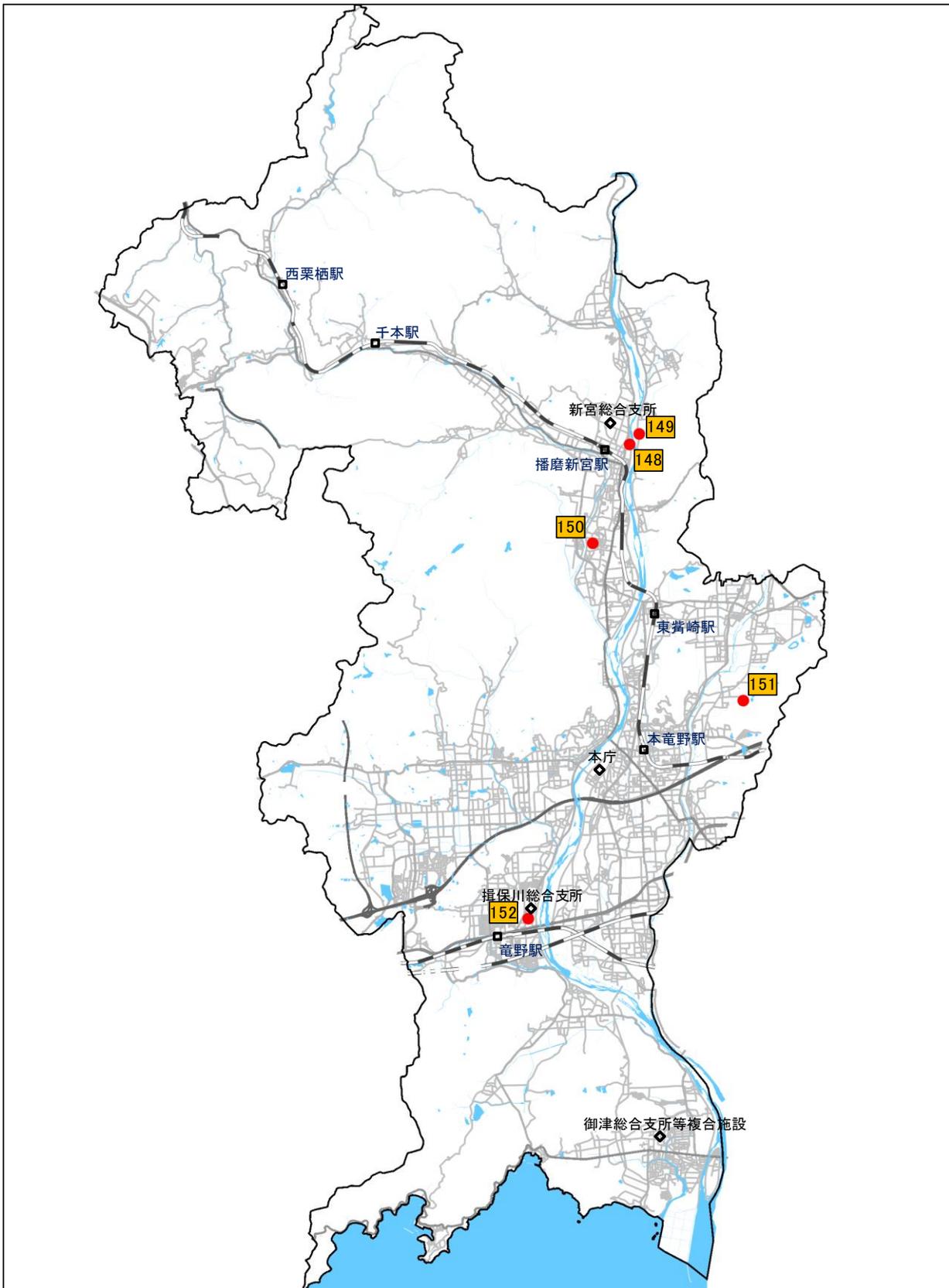
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成28年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(m ²)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
148	旧家畜市場(資材倉庫)	⑩	更新時	更新時に他の施設に資機材を集約し、除却を検討	72	1965年(S40)	56年	-	0
149	東山プラント資材倉庫	⑩	更新時	更新時に他の施設に資機材を集約し、除却を検討	119	1988年(S63)	33年	-	12
150	旧仙正共同作業所(資材倉庫)	⑩	更新時	更新時に他の施設に資機材を集約し、除却を検討	60	1972年(S47)	49年	-	0
151	埋蔵文化財収蔵庫	⑩	更新時	更新時に他の施設に収蔵文化財を集約し、除却を検討	327	1990年(H2)	31年	-	4
152	麦作センター(資材倉庫)	⑩	更新時	更新時に他の施設に資機材を集約し、除却を検討	221	1982年(S57)	39年	-	56

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ⑩除却

位置図



No	施設名
148	旧家畜市場(資材倉庫)
149	東山プラント資材倉庫
150	旧仙正共同作業所 (資材倉庫)
151	埋蔵文化財収蔵庫
152	麦作センター(資材倉庫)

15 その他施設

施設概要

(1) 施設概要

- ・当分類では、類似した施設がない又は少ない施設を対象にしている。

福祉施設	生きがいセンター（高齢者生きがい創造センター、障害者支援施設）、養護老人ホーム
診療所	たつの市民病院が運営する診療所
キャンプ場	青少年の健全育成、地域住民の相互交流を図るため、野外活動を行う場を提供
駅附帯施設	J R 播磨新宮駅及び本竜野駅の自由通路
その他施設	特定の使用目的はなく、主に民間に貸付け

(2) 配置状況

- ・現在、10 施設を設置している。（施設を再編する以前は、14 施設）

<対象施設>

福祉施設	生きがいセンター [譲渡] 養護老人ホームたつの荘
診療所	[貸付] 室津診療所
キャンプ場	新宮青少年センター、中垣内教育キャンプ場、龍野野営場
駅附帯施設	播磨新宮駅附帯施設、本龍野駅附帯施設
その他施設	旧新宮町庁舎、ボランティアの家（旧 JA 半田支店）、旧御津町商工会館 [除却] 旧室津保育所、片山納骨堂 [譲渡] 角目市場

現状と課題（平成 28 年 3 月時点）

(1) 建物状況

- ・多くの建物は建設後 30 年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。

(2) 運営状況

- ・キャンプ場については、維持管理費をあまり要していない一方、利用者数が少ない。
- ・その他施設については、市は特定の利用をしておらず、主に民間に貸付けている。

再編の取組み

【取組みの方向性と実施内容】

- ・診療所については、施設のあり方について取組みを行った。
- ・キャンプ場については、統廃合を検討することとし、龍野野営場について機能集約を行った。
- ・その他施設については、有効活用を図る一方で、除却、民間譲渡等を検討する。



【具体的な取組み】

下記の施設については、以下の内容のとおり取り組んでいる。

・養護老人ホームについては、平成 26 年度をもって民間に譲渡
・片山納骨堂については、平成 27 年度をもって除却、角目市場は、平成 29 年度に使用者に譲渡
・角目市場については、平成 29 年度をもって使用者に譲渡
・室津診療所については、令和 2 年度をもって地方独立行政法人たつの市民病院機構に貸付け
・龍野野営場については、令和 2 年度をもって菖蒲谷森林公園への機能集約
・旧室津保育所については、令和 2 年度をもって除却

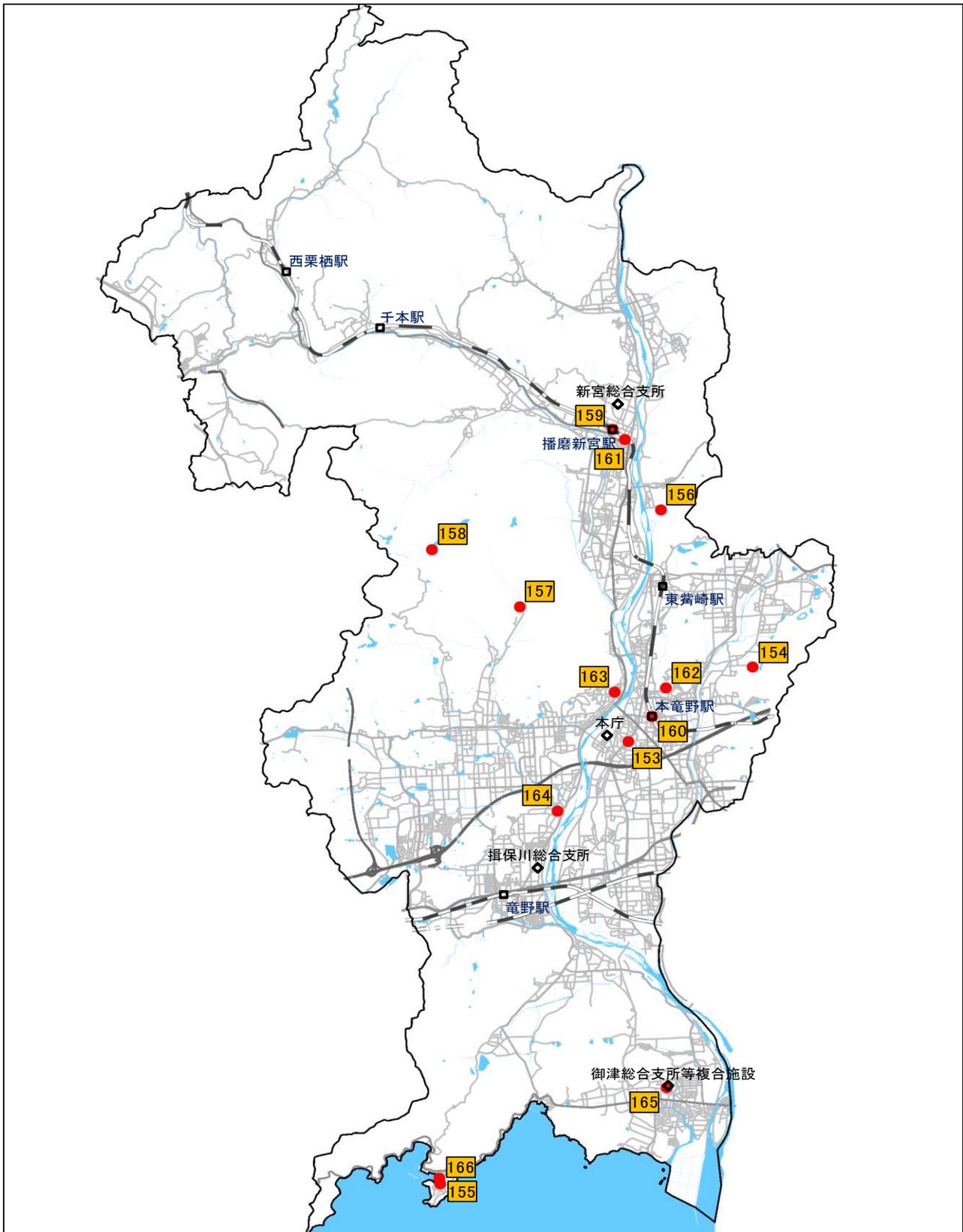
【取組状況一覧】

(再編期間は、平成 28 年度開始)

No	施設名	取組内容(検討状況)			延床面積(㎡)	主要棟/2021年時点		R2利用者数(人)	R2維持管理費(千円)
		※再編区分	再編期間	再編方法		建設年度	経過年数		
153	生きがいセンター	—	—	—	1,574	1988年(S63)	33年	16,916	15,996
154	旧養護老人ホームたつの荘	⑨	完了	民間に譲渡	1,375	1975年(S50)			
155	室津診療所	⑦→⑧	完了	地方独立行政法人たつの市民病院機構に貸付け	86	1988年(S63)	33年		
156	新宮青少年センター	④	10年以内	統廃合を検討	288	1985年(S60)	36年	591	645
157	中垣内教育キャンプ場	⑩	10年以内	新宮青少年センターへの機能集約を検討	41	1980年(S55)	41年	209	295
158	龍野野営場	—	完了	菖蒲谷森林公園への機能集約	93	2000年(H12)	21年	34	2,348
159	播磨新宮駅附帯施設(通路外)	—	—	—	856	2010年(H22)	11年	—	5,082
160	本龍野駅附帯施設(通路外)	—	—	—	621	2009年(H21)	12年	—	4,230
161	旧新宮町庁舎(書庫外)	⑩	10年以内	除却、民間譲渡等を検討	812	1979年(S54)	42年	—	△ 313
162	旧片山納骨堂(小宅寺敷地内)	⑩	完了	除却	93	1936年(S11)			
163	旧角目市場	⑨	完了	民間に譲渡	67	1955年(S30)			
164	ボランティアの家(旧JA半田支店)	—	10年以内	有効活用を検討	331	1990年(H2)	31年	—	△ 329
165	旧御津町商工会館	⑩	10年以内	除却、民間譲渡等を検討	168	1973年(S48)	48年	—	△ 180
166	旧室津保育所(住宅)	⑩	完了	除却	247	1952年(S27)			

※図中の再編区分については6・7ページの再編区分による ④集約、⑦用途廃止、⑧貸付け、⑨譲渡、⑩除却

位置図



No	施設名	No	施設名	No	施設名
153	生きがいセンター	159	播磨新宮駅附帯施設 (通路外)	163	旧角目市場
154	旧養護老人ホーム たつの荘			164	ボランティアの家 (旧JA半田支店)
155	室津診療所	160	本龍野駅附帯施設 (通路外)	165	旧御津町商工会館
156	新宮青少年センター	161	旧新宮町庁舎(書庫外)	166	旧室津保育所(住宅)
157	中垣内教育キャンプ場	162	旧片山納骨堂 (小宅寺敷地内)		
158	龍野野営場				

[資料編]

I 再編実施計画に基づく施設の再編実績について

1 施設保有量

令和3年度末時点での施設保有量の縮減実績は以下のとおりです。

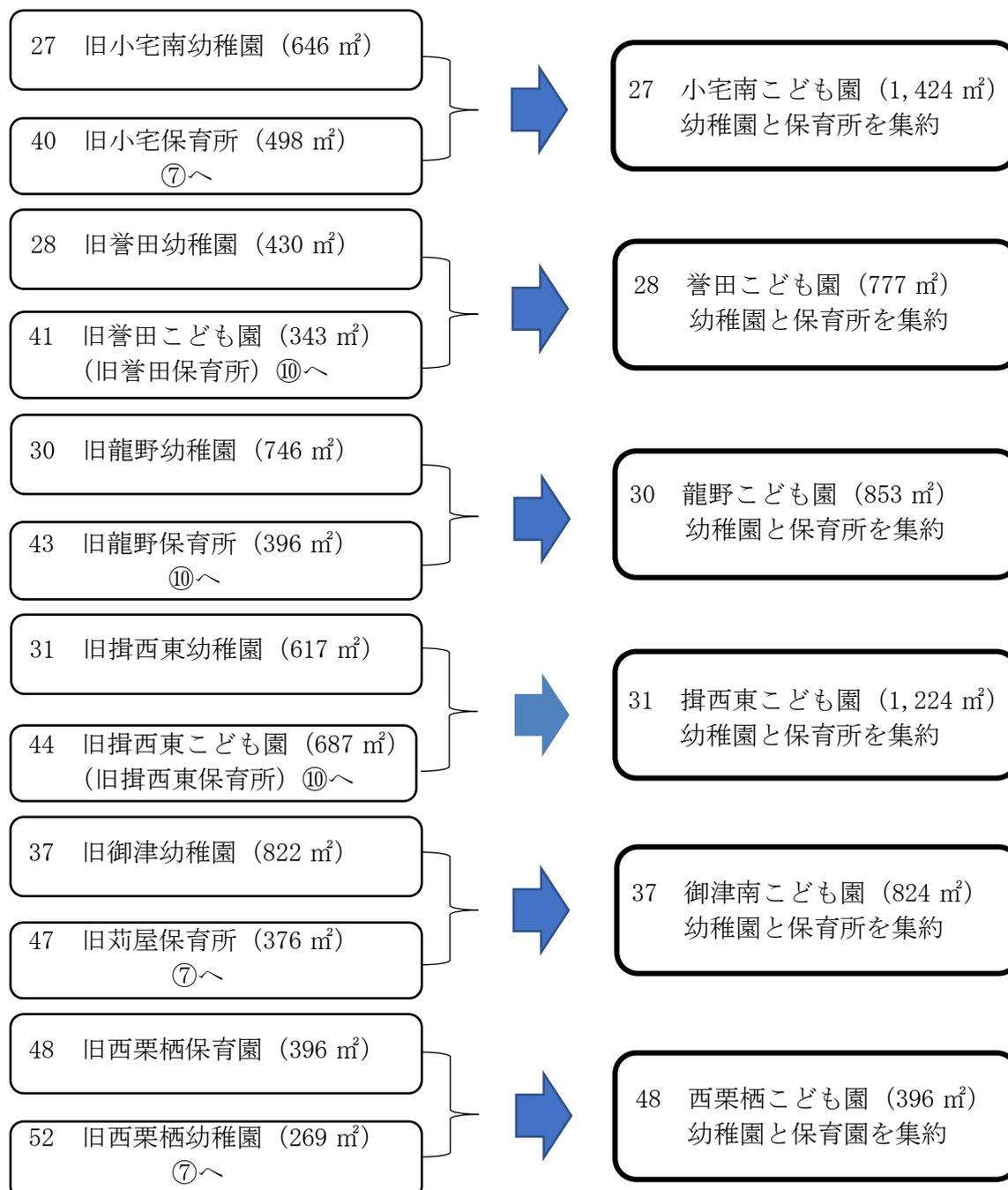
	施設数	縮減施設数	延床面積	縮減面積	縮減率
当初 (H28.3時点)	166 施設	—	264,743 m ²	—	—
改定 (R4.3時点)	121 施設	45 施設	253,302 m ²	11,441 m ²	4.3%

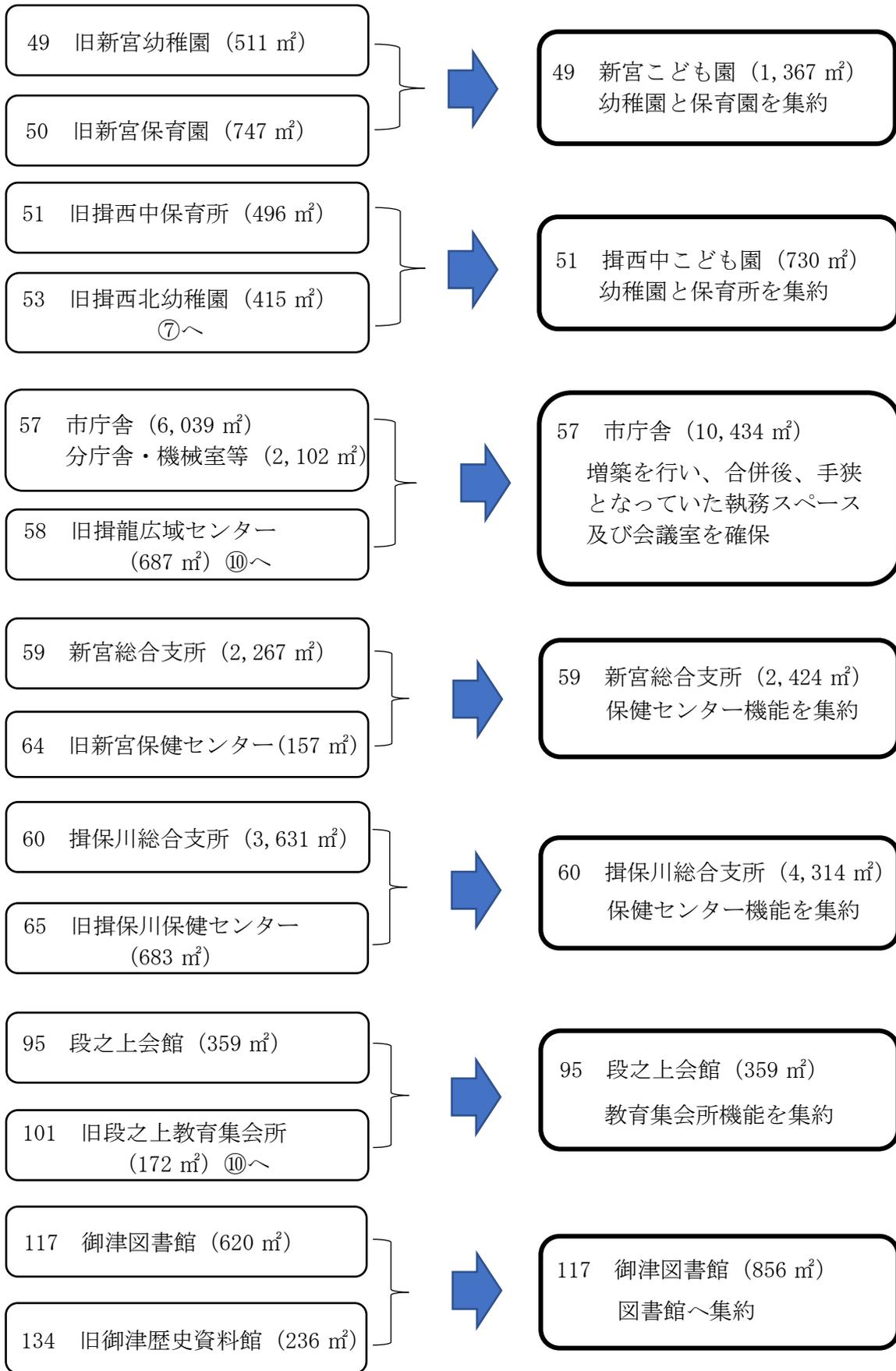
2 施設縮減取組状況

再編実施計画に基づく令和3年度までの取組み実績については以下のとおりです。

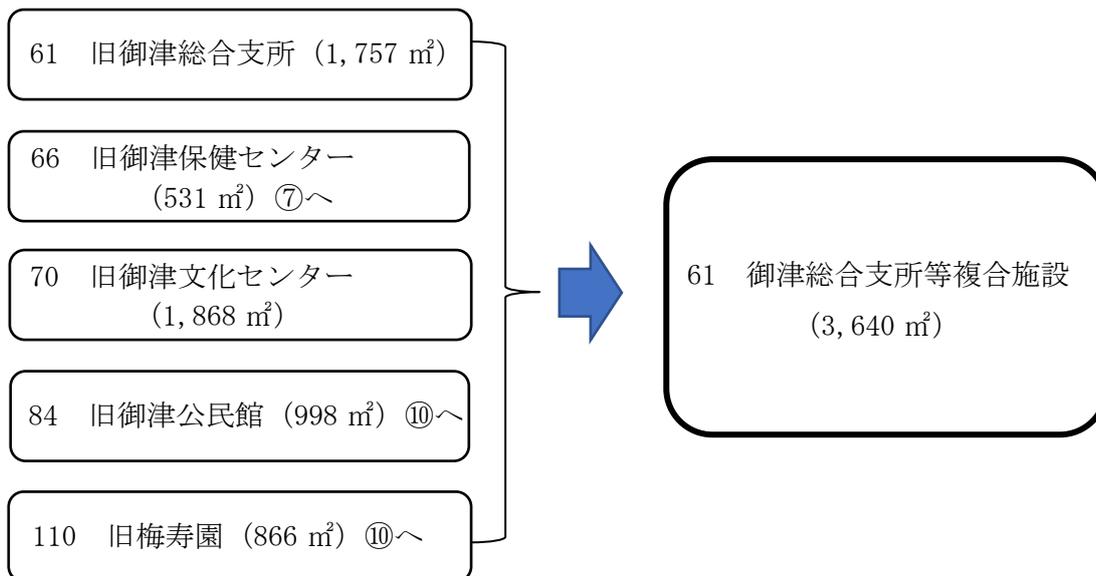
丸番号については、本稿6・7ページの再編区分、施設名称の番号は【取組状況一覧】の番号を示しています。

④集約

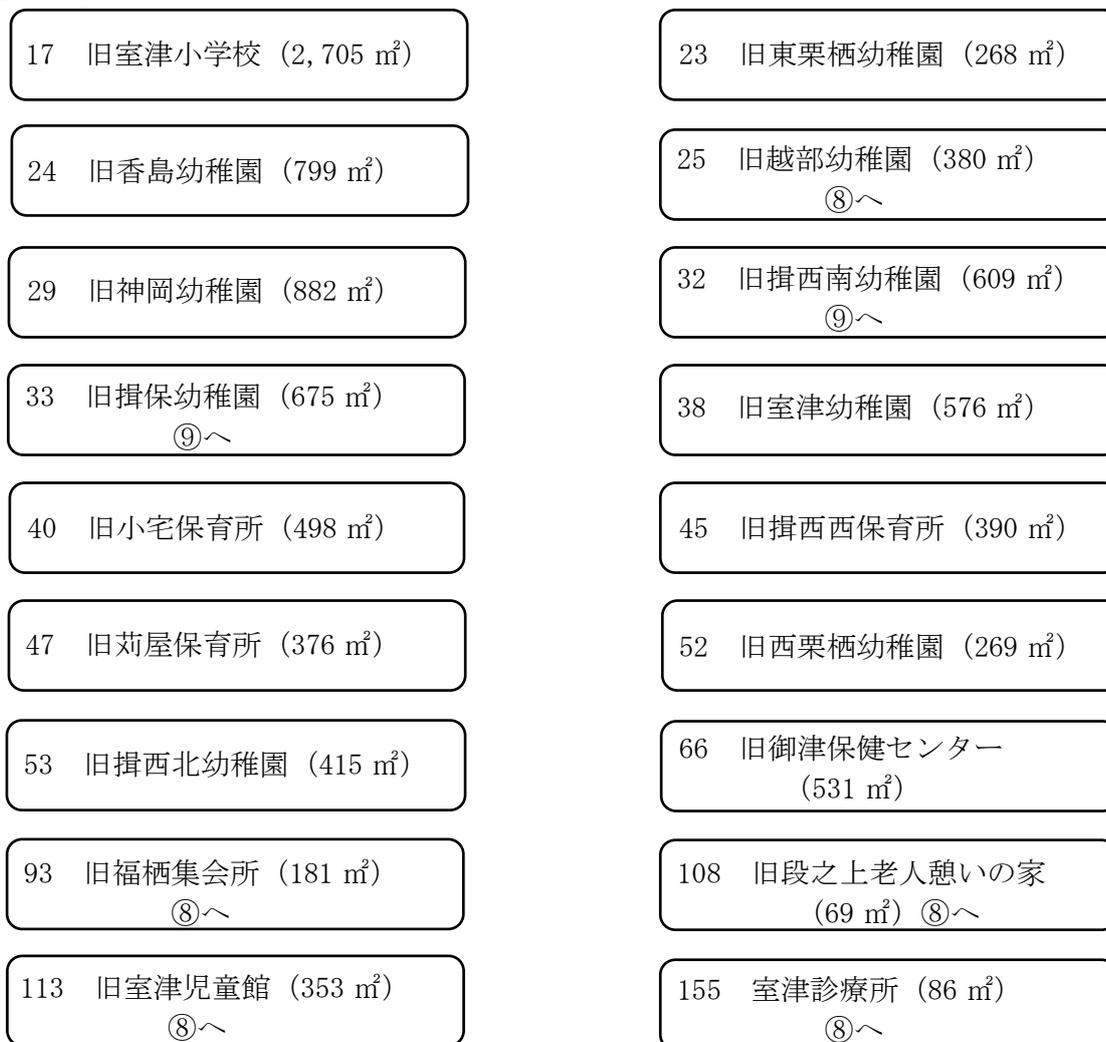




⑤複合（移転）



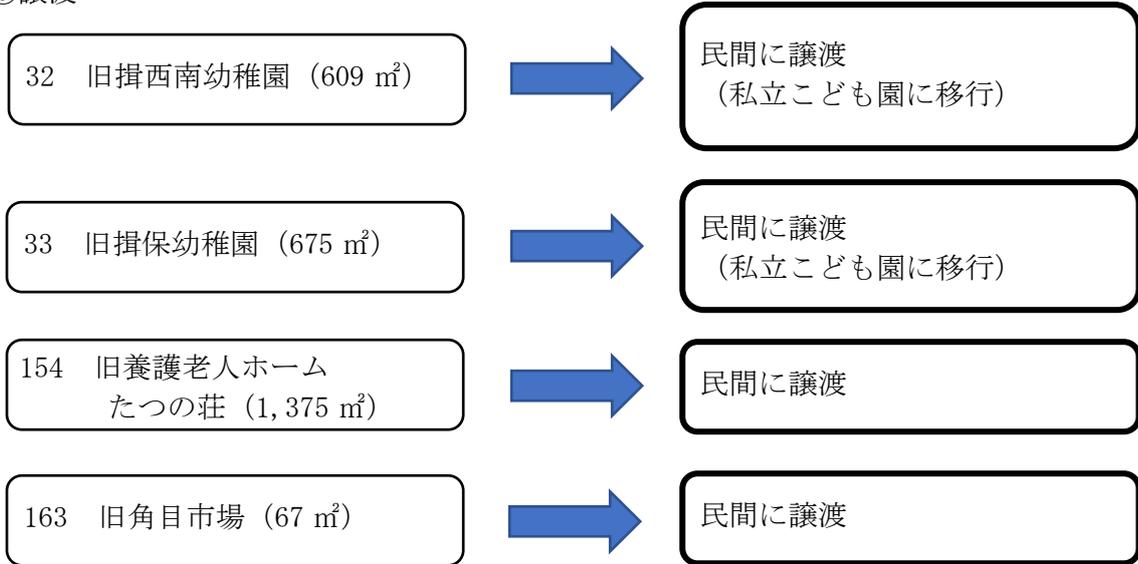
⑦用途廃止



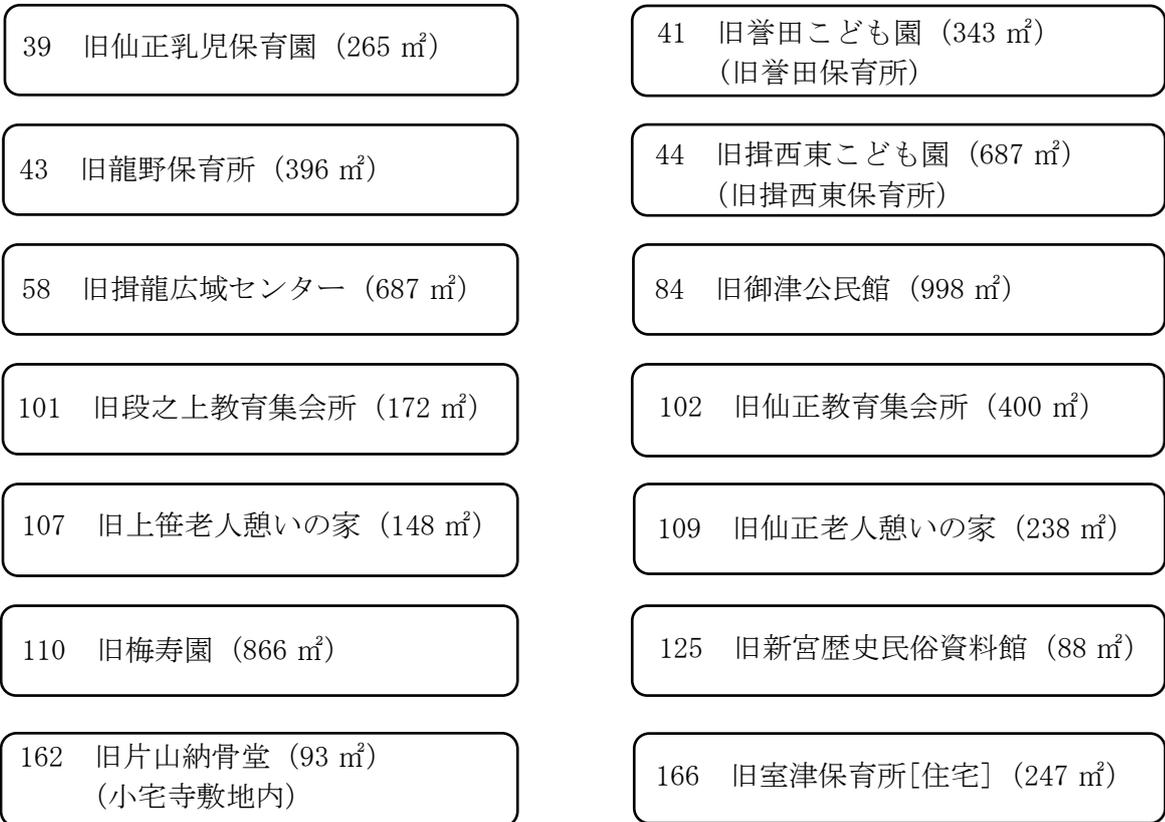
⑧貸付け

25 旧越部幼稚園 (380 m ²)	➡	障害福祉サービス事業所として民間に有償貸付け
93 旧福栖集会所 (181 m ²)	➡	地元自治会に無償貸付け (維持管理費は自治会負担)
108 旧段之上老人憩いの家 (69 m ²)	➡	地元自治会に無償貸付け (維持管理費は自治会負担)
113 旧室津児童館 (353 m ²)	➡	地元自治会に無償貸付け (維持管理費は自治会負担)
141 福栖共同作業所 (145 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
142 上笹共同作業所 (107 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
143 段之上共同作業所 (158 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
144 清水新共同作業所 (463 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
145 構共同作業所 (535 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
146 本條共同作業所 (389 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
147 上袋尻共同作業所 (362 m ²)	➡	地域団体に無償貸付け (維持管理費は団体負担)
155 室津診療所 (86 m ²)	➡	地方独立行政法人たつの市民病院機構に無償貸付け (維持管理費は機構負担)

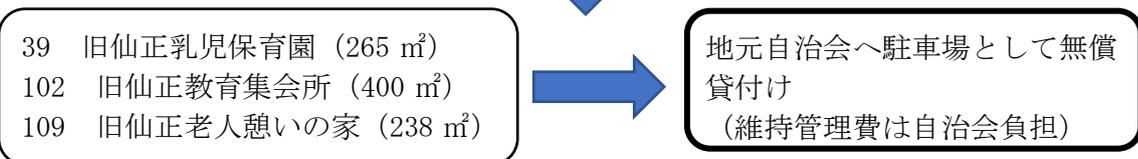
⑨譲渡



⑩除却



除却後の土地利用



41 旧誉田こども園 (343 m²)
(旧誉田保育所)



地元連合自治会へ多目的広場
として無償貸付け
(維持管理費は自治会負担)

43 旧龍野保育所 (396 m²)



こども園駐車場として利用

44 旧揖西東こども園 (687 m²)
(旧揖西東保育所)



こども園駐車場として利用

たつの市公共建築物再編実施計画

改定日：令和4年3月

発行：たつの市

たつの市龍野町富永 1005 番地 1

編集：企画財政部契約課

令和4年度
たつの市当初予算の概要

『未来応援 住みたいまち たつの』

新たな時代へ 持続可能なまちの構築に向けて

I 予算の概要

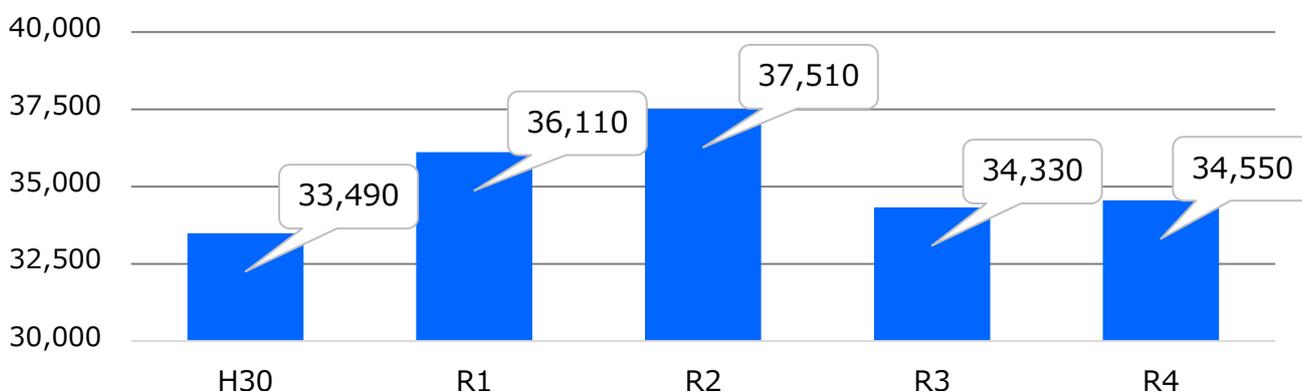
1 会計別予算額

(単位：千円、%)

会計区分	令和4年度 当初予算額 A	令和3年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B C	増減率 C/B
一般会計	34,550,000	34,330,000	220,000	0.6
特別会計	18,402,587	17,499,557	903,030	5.2
企業会計	10,612,624	10,779,646	△ 167,022	△ 1.5
総計	63,565,211	62,609,203	956,008	1.5

※ 詳細は、予算参考資料 P5参照

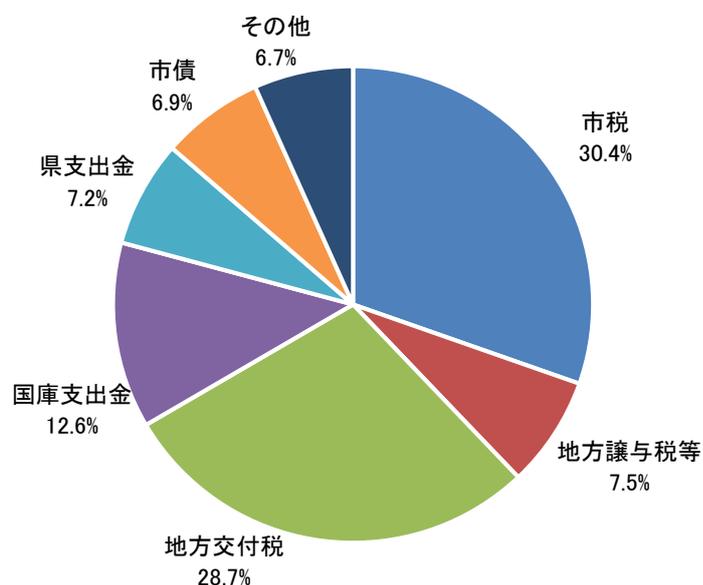
(百万円)



2 一般会計歳入予算

(単位：千円、%)

科目	予算額	構成比
市税	10,501,152	30.4
地方譲与税等	2,596,400	7.5
地方交付税	9,900,000	28.7
国庫支出金	4,362,384	12.6
県支出金	2,492,377	7.2
市債	2,389,700	6.9
その他	2,307,987	6.7
合計	34,550,000	100.0

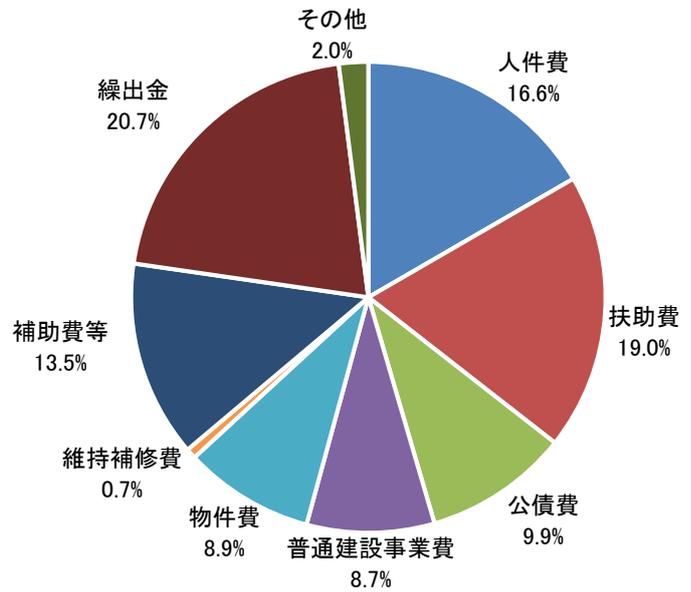


※ 詳細は、予算参考資料 P6参照

3 一般会計歳出予算

(単位：千円、%)

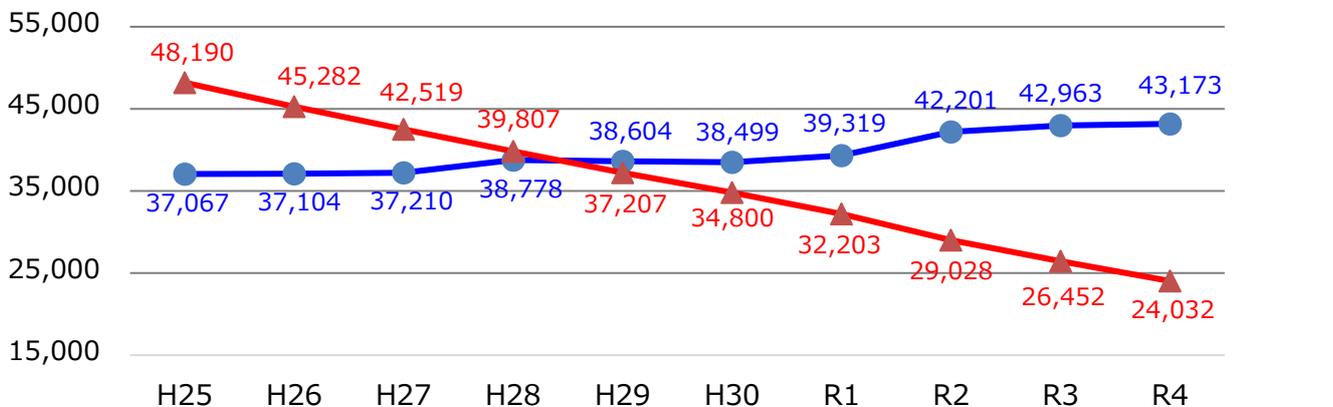
科目	予算額	構成比
人件費	5,744,350	16.6
扶助費	6,559,577	19.0
公債費	3,413,000	9.9
普通建設事業費	2,999,971	8.7
物件費	3,085,156	8.9
維持補修費	251,311	0.7
補助費等	4,652,055	13.5
繰出金	7,150,354	20.7
その他	694,226	2.0
合計	34,550,000	100.0



※ 詳細は、予算参考資料 P8参照

4 地方債残高の推移

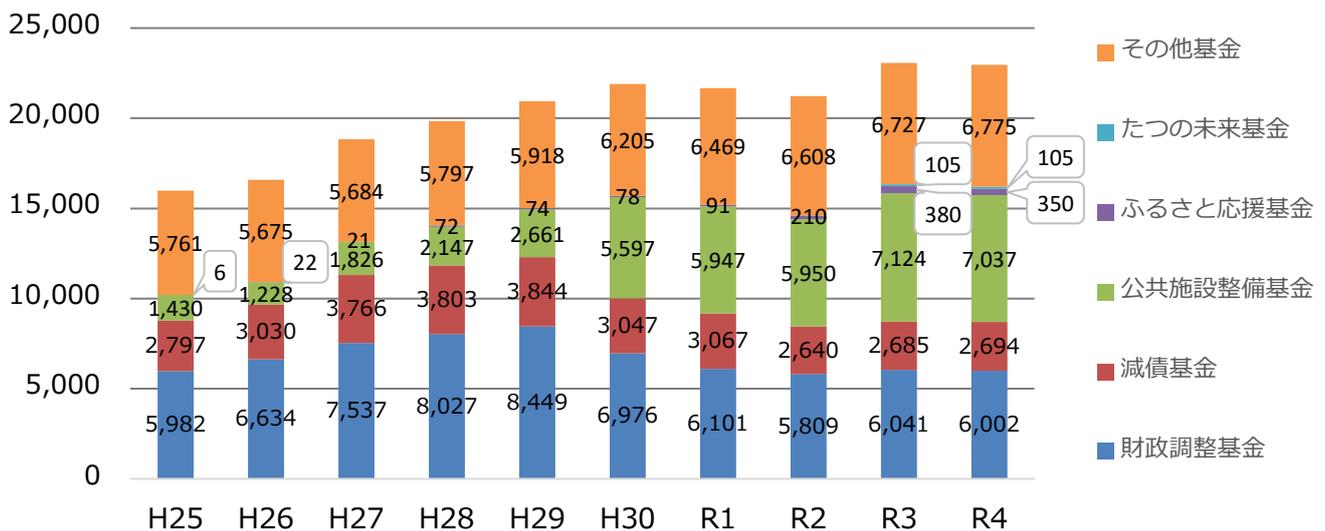
(百万円)



※ 詳細は、予算参考資料 P17参照

5 基金残高の推移

(百万円)

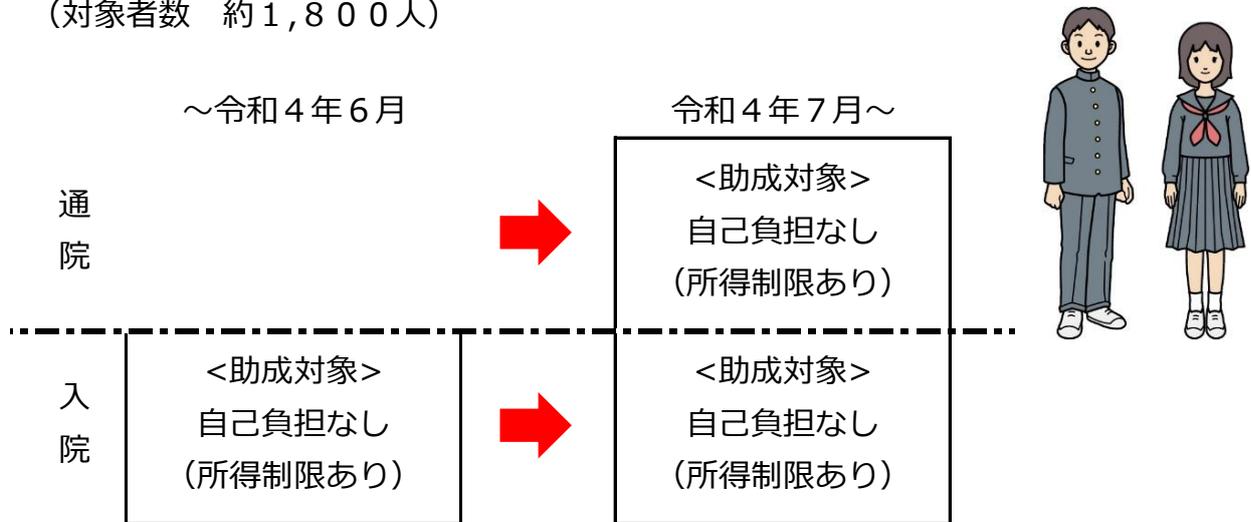


※ 詳細は、予算参考資料 P18参照

社会的包摂と満足度の高いまちづくり

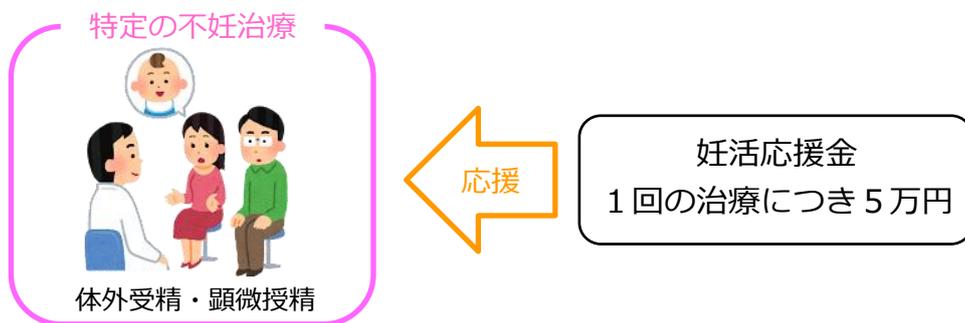
【拡充】 高校生等医療費助成事業（通院医療費助成の拡充） 45,805千円

令和4年7月から 通院・入院ともに助成対象（ただし、所得制限あり）
（対象者数 約1,800人）



【拡充】 妊活サポート事業（妊活応援金給付事業） 4,658千円

- 対象者 特定の不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む） 約90組
- 給付金 1回の治療につき5万円（1年度内で3回まで）



【拡充】 予防接種事業（子宮頸がんワクチン接種） 57,855千円

子宮頸がんワクチン接種における積極的勧奨の再開

- 定期接種勧奨者（H18.4.2～H22.4.1生） 1,350人
- 経過措置対象者（H 9.4.2～H18.4.1生） 3,288人
※平成25年6月から平成3年11月までの間、積極的な
接種勧奨を差し控えていた期間における接種対象者



新規 おたふくかぜ予防接種助成事業

1,122千円

幼児のおたふくかぜの発病予防と重篤化予防

○ 対象者 1歳児（R3.4.2生～） 480人

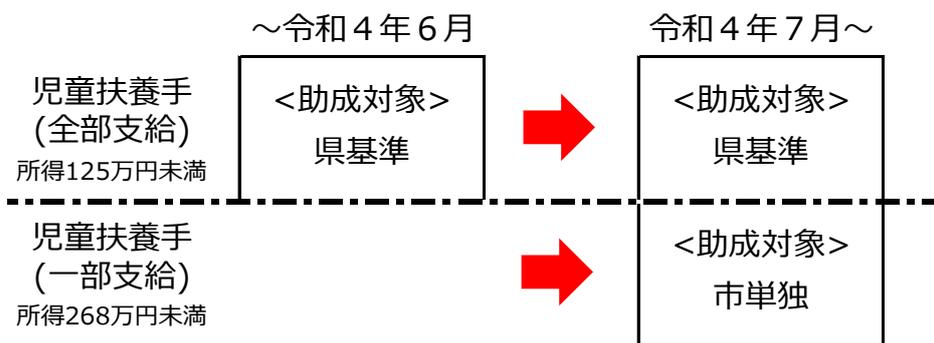
○ 助成額 1人につき3,000円



拡充 母子家庭等医療費助成事業（助成対象者の拡充）

25,915千円

令和4年7月から、児童扶養手当一部支給の所得制限額まで拡充
（対象者見込 324人 → 約650人）



※上記の所得制限額は、扶養親族が2人の場合における制限額を記載

新規 敬老えらべるギフト事業

48,462千円

○ 対象者 市内に住所を有する数え年75歳以上の方（昭和23年12月31日以前生）

○ 対象者数 14,583人

○ 発送時期 敬老月間の8月下旬から9月上旬にカタログ郵送



カタログ

市内事業者が生産、製造、
販売等を行っている商品・
サービス等



新規 パートナーシップ宣誓制度運営事業

228千円

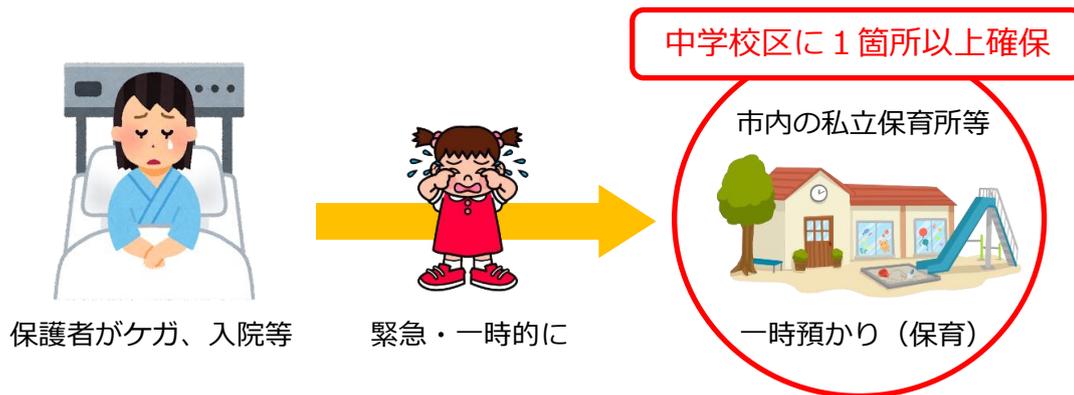
性的少数者のカップルが人生を共にするパートナーとして宣誓したことを承認する制度の導入

- 制度運営懇話会による検討
- 性的少数者への理解啓発講演会の開催

拡充 私立保育所等運営費（一時預かり事業補助金）

38,284千円

実施園の拡充 5園（現行）⇒ 9園



新規 小中一貫教育推進事業

5,519千円

- （仮称）小中一貫教育課を新設
- 地域の気運醸成
- 小学校と中学校との接続強化
- 施設の整備



新規 小中一貫校整備事業

32,000千円

- 新宮小学校敷地に併設型小中一貫校の整備に向けて、基本計画を策定

暮らしやすさが誇れるまちづくり

〔拡充〕 龍野 I C 周辺まちづくり区画整理事業

32,640千円

山陽自動車道龍野 I C 周辺地区において、創業地創設を目的とした都市的土地利用

- 令和4年度 区画整理事業調査の実施
まちづくり協議会の設立（予定）
- 令和5年度 基本設計・事業計画の作成
- 令和6年度 事業補助（用地費・整備費）



〔拡充〕 竜野駅周辺整備事業

131,719千円

南の玄関口として、JR山陽本線竜野駅周辺整備を行う。



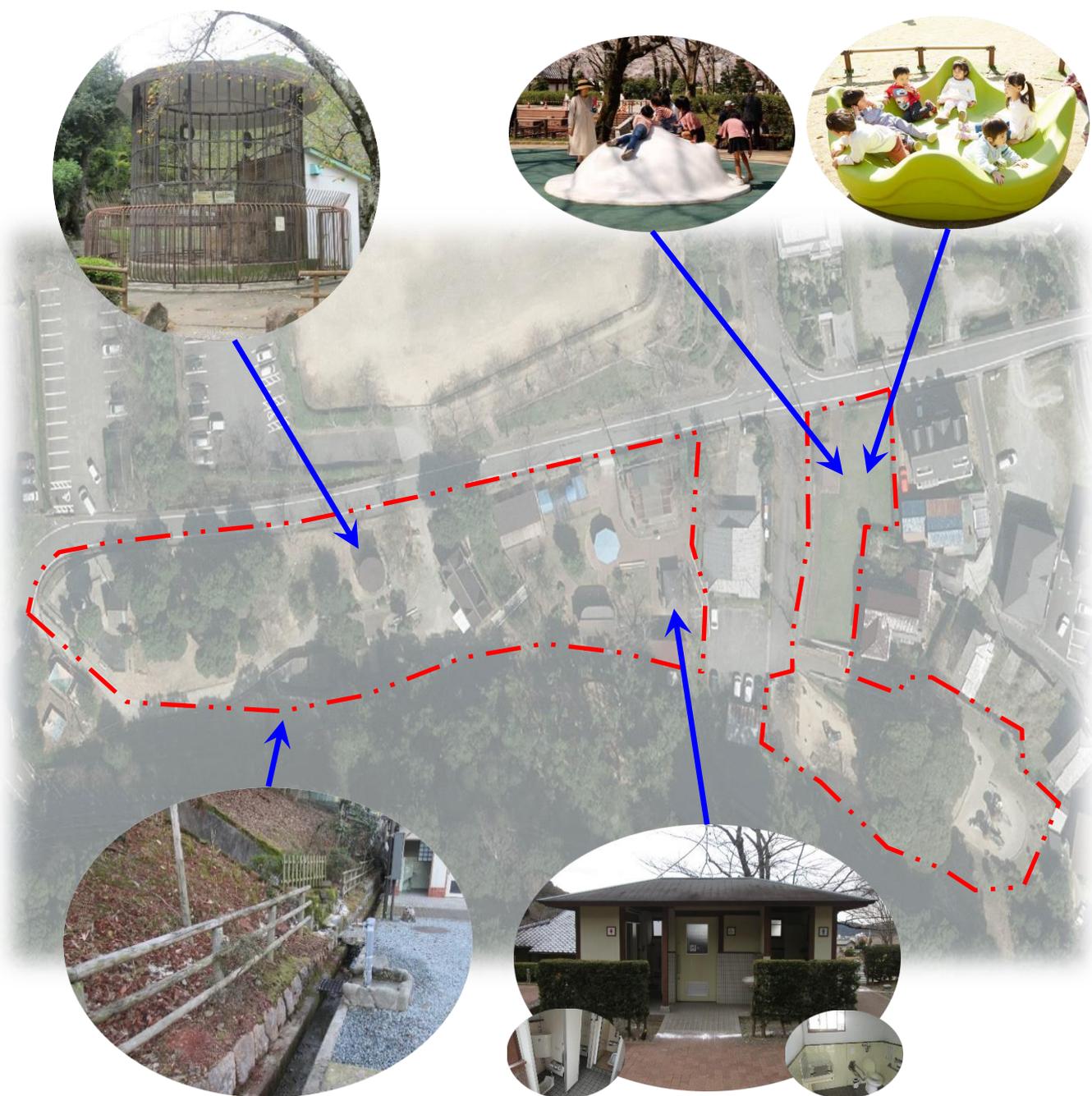
- 令和4年度 駅舎・自由通路・交流センター実施設計
山津屋原線工事、駅前北広場工事
- 令和5年度～ 駅舎・自由通路・交流センター整備工事
駅前南線工事、駅前南広場工事

○ 動物園管理体制の充実 26,402千円

- ・ 専属獣医委託契約
- ・ 動物飼育に係る人員 2人増員予定
- ・ 飼育技師 1人継続雇用

○ インクルーシブ対応の公園・動物福祉に配慮した動物園の整備

令和4年度	公園・獣舎整備計画及び実施設計	33,000千円
	周辺フェンス整備工事及び樹木剪定	42,000千円
令和5年度(予定)	インクルーシブ遊具整備、獣舎整備、トイレ整備	
令和6年度(予定)		



重要伝統的建造物群保存地区において、ARやPR動画の作成

【参考】
ARイメージ
菊屋蔵



【参考】
PR動画
イメージ



市営駐車場（下川原）に公衆便所等を整備



市内で自己の事業を従業員や第三者等に承継する法人又は個人事業主を支援

- 対象経費
事業承継に係る専門事業者へ支払う
経費
- 補助率
対象経費の1/2（上限30万円）



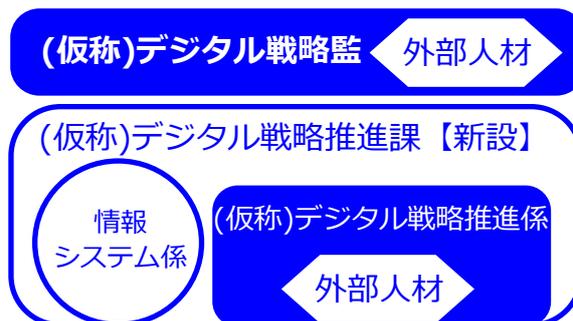
新たな時代に順応した自治体DX

新規 スマート自治体の実現に向けて外部人材活用

13,968千円

デジタル化により
市民サービスを
充実したい

デジタル技術を
活用して業務の
効率化を図りたい



新規 市民の利便性を図るデジタル化事業

53,252千円

- 行政手続オンライン申請データ取込機能追加
- 戸籍謄本等コンビニ交付機能追加
- 観光誘客戦略（重伝建地区ARアプリ機能拡張）
- コンビニ決済・スマホアプリ決済の導入
介護保険料・後期高齢者医療保険料・市営住宅（駐車場）使用料
- 電子契約システム導入
- 指定道路図閲覧サービス導入
- デジタル教科書の導入
- 地方税共通納税システム対象税目追加対応
- 軽自動車税納税証明書オンライン対応



新規 庁内の事務の効率化を図るデジタル化事業

35,778千円

- 家屋・土地現地調査支援システム導入
- 預貯金等取引照会システム導入
- 軽自動車登録情報オンライン対応
- 学校施設台帳管理システム導入
- 国民健康保険高額療養費簡素化対応【国保特会】
- 上水道管路AI診断【水道事業会計】

外

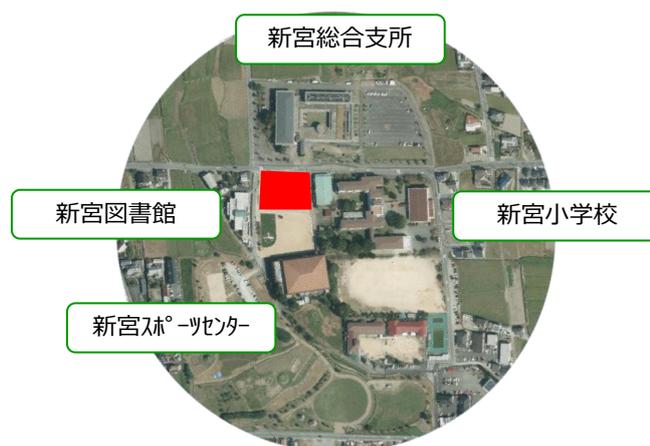
主な投資的事業

拡充 北学校給食センター整備事業【給食特会】 1,351,187千円

令和5年4月供用開始



構造 鉄骨造2階建て
延床面積 2,895㎡
調理能力 最大3,200食/日
給食受配 龍野東中学校区
新宮中学校区
(10小・中学校)



拡充 その他の投資的事業

○ 総合隣保館整備事業	259,000千円
○ 農地耕作条件改善事業	200,000千円
○ 道路新設改良事業（新宮中央線）	100,000千円
○ 竜野駅周辺整備事業	131,719千円
○ 市営住宅長寿命化整備事業	375,048千円
○ 小宅小学校校舎増築事業	284,570千円
○ 公民館大規模改修事業	101,875千円
○ 構教育集会所改築事業	202,907千円